

第二章 本市所在官衙公署の被害と復舊

第一節 神奈川縣廳

神奈川縣廳は關内の中央部なる海岸近くに在り、大正元年、七拾五萬圓を費して建築したルネッサンス式煉瓦三階、敷坪千三百六十三坪の大建物であつた。激震の起るや、さしもに堅牢を以て聞え、從來數度の強震にも至つて鈍感であつた此大建物も、忽ち大動搖をなし、各室の書架書函は悉く顛落し、四壁は所々脱落或は龜裂を生じ、衛生試驗所は倒潰し、煙房機關の煙突は中程より崩折して、縣會議事堂の屋根に落かゝり、之を破壊したのみならず、隣接せる横濱郵便局廳舍の一部は、縣廳構内へも倒れかゝつて、自動車運轉手の舍宅を破壊した。地震のみに因る廳舍の被害は、大體右の如くで、概して小破程度であつたことは、是れ偏へに建物の堅牢であつた爲であるが、何分にも動搖烈しく、約六百名の吏員其の他勤務員は、何れも倒れては起き、起きては倒れ、殆んど匍匐同然の姿で、辛うじて屋外に遁がれ出でたのである。安河内知事は最後に避難し、以下松原内務・森岡警察・山宮産業の三部長、各課長・官房主事其の他重立ちたる吏員は、一時玄關前の

庭上に集合した。眼を放つて四近の状況を眺めると、税關港務部・郵便局・英露の領事館を始め、見渡す限りの商肆會社は概ね倒潰若くは半潰し、民衆の死傷算なきの有様で、横濱市内は固より縣下及近府縣一般の慘害さることと直感し得られた。」

知事は「御眞影及重要書類を氣遣ひ、廳内に引還へしたが、隨ふ者は長岡官房主事、鈴木屬・窪井技手外三名に過ぎなかつた。御眞影奉藏の大金庫を見ると、開閉口を下方にして内窓の下枠に倒れかゝり、七名力を協せて見たけれども動きがとれず、其他大小の金庫も多くは顛倒して、是亦手の付け様もなかつた。仍つて取敢へず書類簿冊を手當り次第に窓より投げ出だしたが、最早力も盡きたので、手の届く限り窓を閉ぢて廳外に出で、居残つてゐた一同と共に横濱公園内に立退いたは、午後二時頃と覺しき頃であつた。此間、警察部長は取敢へず衛生課長をして、臨時救護所を公園内に開き、課員をして負傷者救護の事に當らしめ、市内の各警察署に傳令を發して、非番巡查の非常召集を爲さしめ、各消防署に對して即時出動の命を下した。

震後、時もあらせす市内諸所より黒煙が濛々と立騰り出した。再び消防隊の出動を促したけれども、各署とも倒潰家屋道を塞いでゐる爲、消防具を輶出すこと能はず、加之、水道は既に決壊して全く斷水し、何とも手の付けやうはなかつた。仍つて警察部長は

知事の命に依り、應援方を内務大臣に具申しやうとしたけれども、電話線も既に切斷して其の用を爲さず、急使を立てたけれども、火炎の包圍を受けて中途引還へすの已むなきに至つた。折柄風力漸く加はり、猛煙渦を捲いて襲ひ來り、午後三時半頃には縣廳舍も其の煽りを受けて煙を吹き出したが、唯傍観の外はなく、五時半頃には遂に全焼して、庞大な殘骸のみを留むるに至つた。此間、吏員の多くは歸宅したけれども、公園内に留まるも多少あつたらしかつた。知事は廳舍の全焼を見届けて後、内務部長官房主事・高田土木課長・成富建築技師及鈴木屬等を帶同し、殘焰を衝いて、伊勢山の官舎に引揚げたのであるが、該官舎とても既に全焼して、憩はんにも其の所なく、庭前に横たはつて善後策を凝議しつゝ一夜を明かした。

二日早朝、知事以下縣廳舍跡に行つて見ると、裏門内なる使丁室の邊りに數十の焼死體が横はつてゐた。附近民衆の遁げ込んで焰に捲かれたものと想はれる。尙廳内の電話室にも四人の白骨が横たはつてゐた。是れは後に至つて星島電話技手、女交換手二名及自動車運轉手一名と判かつた。即ち勤務員四名を犠牲にしたことは、洵に遺憾の次第であつた。御真影入りの大金庫を開いて見ると、幸に火氣透入せず、無事であつた。他の幾十の金庫が悉く火氣透入せるに比して、御稜威の然らしむる所と謂はなければならぬ。之より先き前日夕刻、警察部長は港内碇泊のコレア丸に漕ぎ付け、同船に依頼して、据付の無線電信を以て、横濱大震大火に付救援を請ふ旨を大阪府・兵庫縣、其他各筋へ放送し、且つ港内碇泊の諸船舶より取敢へず食糧供給を得るの方途を執り、更に野口警務課長・西坂高等課長等を急使として、内務・陸軍兩省に特派し、救援方並に軍隊の出動方を請はしめた。

二日、知事以下三部長・各課長・官房主事其の他重立ちたる吏員は、櫻木町に残存した海外渡航検査所に集まり、取敢へず此處を縣廳假事務所となして救護の方途を講じた。翌三日よりは吏員續々出勤し、四日よりは臨時震災救護事務局支部及横濱市役所と連絡を通じて、不眠不休の活動を開始したのである。

十三年六月岡野町に敷坪一千八百坪の假縣廳舍を建築して、之に移轉した。舊廳舍の殘骸は補強工事を施し得るや否やを調査する爲、永く其の儘にしてあつたが、其の見込なしと決定したので、悉く破壊除去し、更に新廳舍を建築せらることとなつた。

(長岡官房主事
高田土木課長談)

第二節 生絲検査所

農商務省横濱生絲検査所 調査

一 被害状況

建物 今次の激震に際し、本所廳舍鐵筋コンクリート造三階建の部分は勿論、其の他建物とも倒漬又は傾斜せず、只煉瓦建の部分に處々龜裂を生じたるに過ぎざりしが、南隣貿易倉庫崩潰し來り、附屬舎たる煉瓦造平家建の練減室・正量部女子控室・炊事場・浴湯及便所等を壓し、之を破壊埋没せしめたり。湯呑所其の他火氣ある場所は、各擔任者に於て消火の處置をなし、且各室の硝子窓も出來得る限り閉鎖したり。硝子の破壊せるもの多し。而して貿易倉庫は破瓦山積したるも、火氣なく、前面郵便局も亦崩壊して本町通を掩ひ、東西は大道を隔てありて、本所より火を發せざる限りは、火災を免るべしと我人共に想像したる所なりしが、猛火は烈、風に煽られて、次第に襲來し、午後二時頃に至り、先づ煉瓦建の屋根軒の邊に移り、風は熱火と化して、破れたる硝子窓より内部に浸入し、瞬時にして殆んど全部を烏有に歸し、鐵筋コンクリート及煉瓦壁の殘骸を留むるに至れり。後日檢したるに、煉瓦倉庫の上に設けたる化學室の部分は焼失したるも、其の一階及二階の物品を格納したる内部は、奇蹟的に残存し、一絲だも損色なかりき。被害建物左の如し。

(名)	(稱)	(構)	(造)	(棟數)	(建)	(延)
廳舍	鐵筋コンクリート造三階建	一	二二五、七二〇	一	六五六、一六〇	坪
煉瓦造二階建	一	一八〇、一四九	一	四三四、六九八	坪	
三階建	一	七九、四九五	一	二三八、四八五	坪	
附屬倉庫	煉瓦造二階建	一	二四、〇〇〇	一	四八、〇〇〇	坪
(計)		八	一一一、七九六	一	一二九、〇四六	坪
			六二二、二六〇	一	一、五〇六、三八九	坪

人事 所長芳賀權四郎は、當時其の兼任官廳なる北仲通絹業試験所に在り。所員は屋外に避難せむとしたるも、横濱郵便局の崩潰して本所の入口に迫り、通行人の慘死せる状況を目撲しては稍躊躇の色ありしが、幹部の職員は勵聲叱咤、所員一同を安全地帯と認むる公園に避難せしめ、尙各室を見廻りて、避難漏の有無を取調中、所長は絹業試験所員一同の生命に支障なきを認め、障害と危険とを侵して本所に到着せり。其の際貿易倉庫倒潰の爲、其の下敷となりて、救を求める者あるを聞知し、残留者一同に對して之が救出方を命じ、時々所外に出で、火元に注意しつゝ指揮し、一同は勇を戴して之に從事せり。而して火災は追々四方に起り、本所も亦危険の状勢に在り、且頻々たる餘震の脅威を侵し、今にも本所建物も倒潰し來らむかの疑念に襲はれつゝ、其の外側直下に各自赤手を以て煉瓦の巨塊等を掘り起し、約一時間半を費して、漸く救出したり。此壓傷者は本所傭原山平次郎なり。所長は右負傷者を援けて公園に避難すべきを命じたるに、避難中公園も亦危険なりとの情報に接

し引返して之を縣廳内に避難せしめたるに、縣廳も亦類焼を免かれざるに至り、更に安全地帯に脱出せしむべく多方苦心焦慮したるも、力遂に及ばず、萬難を排して一旦救出したる負傷者も、遂に涙を飲むで之を見捨つるの已むなきに至りたるは、遺憾に堪へざる所なり。而して最後迄負傷者を看護したるは平林技師・伊藤守衛の二人なりき。

所長は最後迄本所に留まり、既に一人の殘留者もなきを見届け、猛火本所を包みて奈何とも施すに術なきに至り、北尾技師等を率ゐて公園に避難せむとせしが、途上公園も亦危険なりとの情報に依り、縣廳内に避難せしが、猛炎途を塞ぎ、一步も出づる能はざる中に、縣廳舎も亦上階より追々燃焼し來り、進退谷まりしが、前方の火勢稍衰へたる瞬間の機に乗じて、幸うじて脱出し、慘死者を自撃しつゝ、レーンコートを以て身を掩ひ、危く死地に一生を得、身を以て幸うじて免れ、公園に避難せり。此最後迄隨伴して進退を共にしたるも、亦平林技師及伊藤守衛の二人なりき。後に至り、傭中島トクが貿易倉庫崩潰の下にありしにあらずやとの懸念を生じたるを以て、九月六日より其の發掘に従事せしめたるに、數日後果して其の屍體を發見するに至れり。震災當日缺勤し居れる雇古川勝次郎及河原キセ子の二人は、各其の自宅に於て、前者は壓死し、後者は焼死したことの報告に接したり。

本所當時の總人員二百七十七名の中、前記四名の死亡者を出だしたるは洵に遺憾の至りなるも、之を他に比較するときは人命の被害尤も輕微なりとす。是全く廳舍其の他建造物の堅牢に因れるものと思はれたり本所員の被害状況左の如し。

人 事	
本 家 家 族 の 重 住 宅	死 亡
破 全 燃	失 潰 損
	一 六 八 名
	二 六 八 人
	三 九 人
	四 人
	七 人
	二 三 世 带
	一 六 一 世 带
	二 五 世 带
	八 ○ 世 带
機械器具及重要書類	八 三 名

本所は多數の年少女子を使用するを以て、變事に當り先づ第一に考慮すべきは、是等人員の生命身體の安全を圖るにあり。仍つて幹部は此等女子等を安全地帯に避難せしむるに努力し、且又、壓傷者の救出に全力を盡し居る内、既に猛火四襲、如何とも施すに術なき状況に立到り、各自漸く身を以て免れたる次第なれば、重要な生絲検査及試験機械を始め瓦細の雜器具類に至る迄搬出の遅なく、全部廳舎とともに現狀の儘焼失するに至れり。假令多少搬出し得たりとするも、結局焼失を免れざりしは想像に難からず。二個の金庫は災後開扉不可能の爲め之を破壊したるに、紙類の多少變色したると、木箱類の損したるものありしも、官印其の他の内容品は無事なるを得たり。倉庫は其の三階の部分たる化學分析室だけは焼失したるも、一階及二階の内部に格納中の物品は全部焼失を免れ、就中検査に供用したる残絲は、整理當時の時價に換算して約九萬四千餘圓のもの

を残存せり。文書も亦殆んど全部焼失せり。只庶務課内に在りたる重要書類の中、同課長佐藤文平は其の最も必要なるものを混亂の中より摘出し、之を履高橋六郎兵衛と分携して公園に避難し、後之を全部同雇に托したりしが、同人は榜を切りて之を荷ひ、最後迄保管せり。此文書と金庫中の文書とに依り、當面の事務に支障なきを得、就中経費豫算と支出關係等を證明し得たるを以て、日本銀行横濱代理店の帳簿は全焼したるに拘らず、其の本店に交渉し爾後の支出に支障なきを得たり。

二 應急措置

翌二日、假事務所を西戸部町九三六番地所長官舎に設置し、所員の安否動靜及被害狀況調査並に焼跡整理の事務を開始したり。同日所長は、當日避難するまで隨伴した北尾正量部長の行衛不明なるを顧念し、本所及縣廳附近の死屍を改め廻りしも發見するに到らず。然るに幸にも同部長は海に入り、船に泳ぎ付き、生命を全うしたこと後日判明せり。而して所員の大部分は一旦公園に避難し、其の後火勢の衰ふるに従つて、各自々由に行動したり。直後人口を減少することは災地の食糧政策に適應する捷徑たるを思ひ、権要人員の外は希望に應じて歸郷を許可し在濱の者は假事務所に出勤を命じ、又傭人以下は當時事務なかりしも、検査開始の曉、俄かに所要人員を得難きを顧念せると、災後多数の失職者を出だすは、社會政策上の大問題たるに鑑み、之れに休暇を命じ、其の間日給の六割を支給せり。

生絲貿易の休否は經濟界の消長に關することを顧慮し、其の一日も速に復舊せしめざるべからざることを思ひ、所長は直後當業者の野外會議に列席して、之れを激勵すると同時に、本所の生絲検査を

急速開始し、以て生絲貿易の復舊を助長するは緊急の國務たることゝ認め、直に應急費の支出を要求し、一方京都・愛知・福井・石川等の諸府縣に屢次所員を急派して、地方生絲検査所の機械借用を交渉すると同時に、焼残機械の修理及新調の設計を爲さしめ、且又検査の權威上、バラツクに於て施行するよりは、焼残の鐵筋コンクリート造を利用するに若かざるを思ひたるも、當時焼餘の殘骸は直に慘害を聯想せしめて人心に不安の念を生ぜしむる處あるを以て、九月二十三日佐野工學博士を招致して、其の鑑定を請ひ、處耐力幾分減少したらむも、使用上差支なき旨の言明を得たるを以て、之れに應急修理を施し、且つバラツクを附設することに決し、其の設計を行はしめ、急速検査すべき計畫を立てたり。然るに商工業機關は全部破壊せられたる爲、當時機械器具其の他の調達甚しく困難を感じ、交通機關絶無の際、係員は奔走日も亦足らず、而かも豫期の如く進捗せず、又地方検査所との交渉も意の如くならず、幾多の曲折を経て、漸く京都府より乾燥器外四點を借入ることとなりたり。

神奈川縣知事に罹災者收容バラツクを北仲通六丁目絹業試験所跡に建設の交渉をなし、之を本所及絹業試験所員専用のものとなすことゝし、十月初、工兵隊に於て四棟を建設したるを以て、所員の收用を開始せり。次で關西府縣聯合の救濟バラツク五棟も亦竣工したるを以て、十一月初其の一部を以て正量品位、調査部員の詰所となし、執務せしめたり。十一月八日震災應急費の豫算の令達を得て、直に焼残の鐵筋コンクリート造三階建廳舎の應急修理及バラツク附設の工事を見積り、其の一部は

十三年一月一日竣工したるを以て、同日より検査部の全員を此處に出勤せしめ、同月七日より検査開始の準備に着手せしめ、機械器具も逐次納入を得たるを以て、二月一日生絲検査を開始するに至れり。更に第二回應急工事として、在來の煉瓦壁を利用したる木造二階建其の他延坪三百坪二合を建設することに決し、十三年二月二十二日起工し三月二十七日之れが竣工を見、機械器具等も亦月末迄に全部納入を了して、茲に應急設備の完成を告ぐるに至れり。

三 復舊計畫

上來說述し來りたる所は、皆是一時の應急措置たるに止り、本所復舊の事業は別に之を計畫し、震災前既に一度決定したる生絲正量賣買實施に伴ふ事業の擴張及附屬生絲絹物倉庫の建設と併合施行することに決し、大正十三年度及同十四年度の繼續事業として豫算に計上し、第四十九回帝國議會の協賛を經て、其の實行に着手するに到れり。而して本市海陸の要衝に當り、將來生絲街の中心たるべき北仲通五丁目横濱地方裁判所跡より同六丁目横濱小學校運動場、大日本蠶絲會横濱支所及元絹業試驗所々在地、横濱絹布倉庫株式會社所在地、神奈川縣輸出絹織物検査所用地に亘る一團の地を相し、土地の買收及地表物件の移轉をなさしめ、且又右土地北側を越り、海岸通五丁目との間に介在する一帶の公有水面埋立を策し、合計約一萬坪の土地を得て、其の敷地に充當する事ゝせり。是より先き斯道の専門家に嘱して建築物の設計を爲さしめ、先づ第一期の工事を施行することに決し、大正十三年十二月二十二日其の請負を指名競争入札に付したる處、株式會社大林組に落札し、同二十六日朝野多

數來賓列席の上壯嚴なる地鎮祭を執行し、茲に起工を實現せり。之が竣工の暁は、新たに市内に偉觀を添ふるに至らんか。

第三節 絹業試驗所

農商務省横濱絹業試驗所調査

一 建物の被害

本所は本館及工場其の他附屬建物を有し、少部分を除くの外殆んど全部木造建築なりしも、激震に際して倒潰したるは本館の車寄に過ぎず。本館は傾斜し、工場其他附屬建物は破損したるも皆倒潰せず瓦斯石炭炭火等の火氣取扱擔任者は各自任所に就き消火したるを以て、自ら火を發することなかりしが、少時にして火災は本所附近の三方に起りたるを以て、所員は協力してホースを配置し、消火栓を抜きて建物に注水の手段を爲したるも、時既に水道斷水して如何とも施す術なく、須臾にして建物及工作物は全部焼失の已むなきに至れり。

被害建物左の如し。

(名 称)	(構 造)	(棟 數)	(延坪)	(備 考)
廳舍	木造二階建	一	六三〇〇〇	一二六〇〇〇
工場	木造平家建	一	四一四〇〇〇	四一一〇〇〇
附屬			五五〇〇〇	五五〇〇〇
倉庫			五三二〇〇〇	五九五〇〇〇
(計)		九七		

其他工作物全部

四〇

二 人事に關する被害

蒸氣管の破裂劇薬類の飛散及之に基く惡瓦斯の發散と塵埃等に因り、一時工場内晦暝となり、爲めに婦女子等は避難に困苦を極めたるも、劇薬の爲め負傷者を出したる外皆無事内庭に避難したり。所長芳賀權四郎は、所員一同の生命に支障なきを認め、善後の措置を第一部長技師角替利策に命じ、其の本務官廳たる生絲検査所の安否を視む爲め之れに赴きたり。少時にて、火災は本所附近の三方に起り、木造建築たる本所は到底其の厄を免かれざるを知り、所員の一部は餘震の脅威に屈せず、事務室に入りて重要書類の搬出に努め、後方の空地テニスコート附近に之を集積し、又他の所員は内庭より次第に同コートに集まししが既に三方火に圍繞せられたるを以て、後方の入海を渡りて商品倉庫方面に逃るゝの外なきに立到れり。幸に五六の和船の繫留せるあり、之を利用して彼岸に渡り、或は税關方面に走り、或は和船に乗りて漕ぎ出で、巴里丸、コレア丸、ロンドン丸等の救ふ所となりたり。一方最後迄踏み留まり、重要書類の保護に任じたる所員は、テニスコートも火熱のため留まり難く、折角搬出したる物も火の粉を浴びて、又類焼の已むなきに立到り、商品倉庫方面も亦火災となり、海中の船に迄延焼するに至りたれば、各自重要書類を携へ、泥海に身を投じて、火の粉と熱風を浴び、五時間の長きに亘り漸く身を以て免るゝを得たり。一旦全員安全なりし所員も、斯くして離散行く處を知らず、或は救助船と共に遠く大阪・神戸に免れたるものあり、安否の調査甚だ困難なりしが、追々後日判明し

來りたるも、傭小松たまえ遂に行衛不明となり、當時和船を以て免れたる者の言其他の状況に依り、商品倉庫の海岸より税關方面に免れむとして、火又は水の爲め慘死したるものと決定するの已むなきに至れり。

本所當時の總人員九十一名の内前記一名の死者を出だしたるは、誠に遺憾の至りなるも、之を他に比較するときは、人命の被害最も輕微なりとす。是全く建物の倒壊せざるに基因す。本所員の被害状況左の如し。

人 事	
本 人	死 亡
家 族 の 死 亡	一 名
住 宅	
燒 潰	
破 全	
機械器具及重要書類の被害	
四 四 名	四 一 世 带
四 四 名	四 四 世 带
四 三 名	四 二 世 带
四 一 名	四 一 世 带

三 機械器具及重要書類の被害

機械は本所の生命にして、大は各種織機、各種織物整理機械等より、小は織維の検査機械、化學分析機械等、試験研究に使用するもの相當多く、又苦心研鑽の結果製作せられたる織物、染物、其他蒐集せる参考品とも、未曾有の天災に如何とも施すに術なく、巨細の雜器具類に至る迄全部建物と共に現状の儘

焼失するに至れり。

角替第一部長及書記江原重太郎は、所員を督勵して重要書類の搬出に努めたるも、火勢愈々猛烈にして火の粉は遂に一旦搬出したる書類に延焼せむとするに至り、加ふるに所員の身邊も亦頗る氣遣はるゝに至れるを以て、壯年の男子には重要書類の一部宛を携行せしめ、老幼婦女子を扶けて一方の血路より迅速避難せしめ、尙幹部の數名は踏留まりて重要書類の保護に努めたるも、危険は刻一刻に迫り來り、到底其の位置に留まるべからざるのみならず、唯一の退路と恃みたる一方の血路も、遂に火災のために遮断せらるゝに至れるを以て、各自は重要書類の一部を携へ、海中に投じ、火の粉と熱風と戰ふの已むなきに至れり。之がため搬出位置に残したる物は全部類焼し、各自の携行したる物も亦僅に身を以て免るゝ際、或は海に或は途上に遺棄するの已むなきに至り、只經費整理簿一冊大正十二年十一月三十日付、其一部分第三部員海中に投じて尙之を保護したると、其他一二冊を剥したるに過ぎざりしも、之あるが爲経費の豫算と支出關係を證明し得たるを以て、日本銀行横濱代理店の帳簿は全焼したるに拘らず、爾後の支出に支障なきを得たるは幸なり。其の他貴重なる試験研究に關する記録は、其一部分第三部員の萬難を排して携行したる物を除く外、全部焼失したるは遺憾の至りなりとす。金庫は災後開扉不可能なりし爲、之れを破壊したるに、紙類の變色したると木箱類の損したるものありしも、官印其の他の内容品は無事なるを得たり。

四 應急の所置

震災の翌二日生絲検査所と共に假事務所を西戸部町九百六十三番地所長官舎に設置し、所員の安否動靜、及被害狀況調査、並燒跡整理の事務を開始したり。震災直後戸口を減少せしむることは、災地の食糧政策に適應する捷徑たるを思ひ、樞要人員の外は希望に應じ歸郷を許可し、在濱のものは假事務所に出勤を命じ、又傭人以下は當時事務なかりしも、大慘害後多數の失職者を出すは社會政策上の大問題たるに鑑み、之れに休暇を命じ休暇中日給の六割を支給せり。然れども政府は震災善後の容易ならざるを思ひ、國費の大節約を試みたる爲其影響を受け、本所の豫算も亦大削減を餘儀なくせられたるを以て、其の十一月末數名の雇傭員を解職整理するの已むなきに至れり。

生絲検査所と共に罹災者收容バラツクを北仲通六丁目の本所敷地に建設のことを神奈川縣知事に交渉し、之れを本所及生絲検査所専用のものとなすことゝし、十月初、四棟竣工し、次で亦五棟竣工したるを以て、希望者を收容し、十一月初其のバラツクの一部分を以て第一部第二部及第三部員の詰所となし、茲に執務せしめたり。大正十三年一月生絲検査所の應急工事一部竣工したるを以て、其の末日本所假事務所を西戸部より又第一部、第二、第三部を北仲通のバラツクより共に本町一丁目一番地にある生絲検査所内に移轉せり。

絹業界の指導獎勵機關たる本所の設備の闕如は、本邦産業貿易上之を忽にすべきにあらず、然れども萬般の施設緻密精巧を要し、バラツク建築急造機械の應急設備にては試験研究を行ふとも到底所期の

目的を達すること能はざる憾あるを以て、應急工事としては只事務室に充つべき假廳舍延坪五十七年を建設することに決し、大正十三年二月二十二日生絲検査所敷地内に起工し、同三月二十七日之れが竣工を見たるを以て之に移轉したり。

五 復舊計畫

本所復舊計畫は、曩に一旦決定しありたる擴張計畫と併合施行することとなり、大正十三年度以降六ヶ年度の繼續費として、第四十九帝國議會に追加豫算として提案せられ、其の協賛を經確定したるも、政府財政の都合上、大正十三年度割當額は、極少額を計上せられたるに過ぎず。其の後又七ヶ年度の繼續費に改定せらるゝの已むを得ざるに至れり。

第四節 稅關

一 稅關を中心として見たる當時の慘狀

九月一日午前十一時五十八分、未曾有の大地震は來れり。當時飯田監視部長は新港監視部應接室にあり。震動激しくして、室内の備品は轉倒せしも、廳舍はこの大震動に堪ふるを得たり。而も新港倉庫株式會社倉庫は倒潰し、六號・四號上屋は傾斜せるを見たり。これと同時に現場官吏よりは四・五・七八號岸壁の墜落したるを報じ來り、又本關構內分析室より發火せりと報じ来る。依て本部を本關構内に移す旨を宣言し、同時に餘震に依る新港廳舍の倒壊、並に發火を慮り、宿直小使に火鉢等に注意す可きを命

じ、猶念の爲め佐野事務官補に實地を撻めしめ、以て新港廳舍は少くとも火災に對しては全然安心なりとし、周圍の官吏を引率して消火に赴く。途中報あり、曰く本關倒潰し、職員下敷となれりと。この時已に新港橋の兩端は、一二尺墜落し、同橋より新西門に通するコンクリート道路は一面に龜裂を生じ、且つ泥土を噴出し、靴甲を没す。分析室は盛に炎上せしも、同建物は一階建の煉瓦造にして、火の粉を飛ばすこと少く、而も當時西風にして、火焰は輸出事務所の空地に向へるを以て、類焼の危険甚だ尠しと觀察し、先づ人命救助に着手す。只貨物係事務室は木造にして、火之に近きを以て、澤田貨物係主任外一名に命じ、重要書類を取出さしめたるが、此等書類はやがて起りたる同市全焼の大火灾の爲め、其の一部を除く外焼失したり。本關廳舍は第一震の襲來により轟然たる音響と共に倒壊せり。爲めに勤務中の職員は逃るゝに暇なく、高橋事務官以外少數の者を除きては皆崩壊家屋の下敷となれり。其中或者は戸外に出んとして、廊下又は階段に於て壓せられ、又或者は机の下に隠れ、兎も角壓死又は負傷を免がれ、僅かに身を以て脱出し、又或者は負傷し、自ら脱出するの力を失ひ、又或者は負傷せざりしも、煉瓦の破片に圍まれて脱出するを得ざりしもあり。依て監視部長に隨伴し來れる者、本關より脱出し得たる者、並に特志の出入商人、通り掛りの警官等協力し、救助を求むる聲を廻り、或は脱出者の指圖に従ひ、總務課入口検査場及表玄關の三方面より、必死となりて救助に力めしも、如何にせん、崩壊せる煉瓦の除去甚困難なるのみならず、使用すべき道具は僅かに消火用薦口二・三あるのみにして、如何ともすること能はず。二三人を救出し得たるのみなりき。かかる間に同市を焼き盡さんとする猛火は、四周より烈風に誘はれて襲

ひ來り烈風は旋風を起し、旋風は火粉と砂塵を捲上げられたる火粉と砂塵とは、雨の如く降り來り、危険言ふべからず。殊に南英國領事館を燒きたる火と東英一番館を燒きたる火とが遂に本關に迫るに至りては又如何ともせん術なく、萬事窮し、監視部長總務課長、棟居事務官を始めとして、救助團一同は涙を飲みて遂に公園に避難せり。途中公園通りは水管破裂して濁水膝を没するものあり。街路には已に行倒れたる者あり。救を呼びて逃げ迷ふ者あり。又負傷して運搬せらるゝ者あり。市民狂亂して東奔西馳する間に、火焰は天を焼き、黒煙地を蔽ひ、火粉飛び、電柱倒れ、電線地に垂れ爆發品は爆發する其の光景、真に凄惨なりき。やがて公園亦火焰の包む所となり、避難者は頻りに火粉を浴び、黒煙を吸ひ殆んど昏倒せんとす。風力益々加はり、之れと共に火災は愈々其の暴威を逞うし、市中は瞬く隙に全く火の海に化し、公園と目睫の間に在る税關構内との交通すら、全く不可能となり、其後の状況は之を知るに由なし。公園内及其の建築物は、市役所を最後として、全く焼け落ち、黒煙漸く薄らぎたりしを以て、取敢へず公國に避難せる税關員を召集したるに、部下以下雇員を合せ約六十名を得たり。即ち之を一ヶ所に集中し、内頑強なる監吏二名を選び、税關構内に赴く途ありや、並に構内現状如何を調査せしめたるに、税關に到る途中は猶危険なり、構内亦一面の火なるが如し、との復命を得たり。又別に使して官舎への道を調査せしめしも、其の使は遂に歸り來らざりしに依り、證方なく公園中に一夜を明すの決心をなせり。空腹と不安と疲労とは刻々に迫り來り、且日は早や暮れ果たるも、一點の燈火だになく、四邊悽愴なる火焰あるのみ。然るに、午後七時頃、會、寶號船長及機關長は小蒸氣より上陸して、公園に於ける

税關職員の集合地點に來れり。之に依りて海上に出るの途あるを知り、小蒸氣船寶號に乗じ、港内碇泊のコレア丸に避難せり。同船上には已に二千五六百名の避難民あり。又森岡縣警察部長、矢澤港務部長の來れるあり。即ち相會して今後の秩序維持並に震災救助につき、互に協力すべき事を約し、横須賀軍港司令官に陸戰隊の應援を求むることを定め、コレア丸より無線電信を以て之を依頼せり。以上は當日監視部長並に之を行を共にしたる者の状況なり。更に新港構内に留りたる者は、各其の部署の事務を處理し、新港構内を以て火災の安全地帯と思惟して安住し、市民亦同感を以て、又は火に逐はれて、續々避難し來りしが對岸に起りたる火災は、烈風旋風に煽られ、遂に火は新港木造上屋及軽溜に繫留せる軽に飛火し、殊に木材を積載せる軽は、全く火船となりて流れ危険言ふべからず。新港三號の焼けたるは、かかる火軽が折しも岸壁及岸壁と上屋との間より火を送りたる爲めなりと言ふ。而して三號倉庫を焼きたる火は、煽られて新港監視部廳舍に延焼し、爲めにさしも堅固なりし廳舍も亦焼失の不幸を見るに至れり。かくして火災の安全地帯と思はれし新港構内も、狂亂せる火焰の爲めに火と煙の海となり、避難民はこの火と煙の飛び交ふ間を、或は九號岸壁より追はれ或は六號岸壁より逐はれ、折しも之に繫留せる大阪商船會社所屬汽船パリ一丸に救はれて港外に逃れ、残りたるものは遂に四號岸壁の突端に逐ひつめられて、辛くも税關小蒸氣に救はれたり。是より先監視部長は萬國橋墜落せりとの報に接したるを以て、水面よりの交通を整ふ必要ありとなし、取敢へず自轉車便を以て、船員詰所に繫留せる小蒸氣並に發動機船を早速四號岸壁に集るべく傳命せられぬ。然るに當時同所に繫留せる小蒸氣船

中翁は廢船にして航行不能なり。又五十鈴號は機關の修繕中にして出動すること不可能なるも、船員は之を救はんとし、直ちに汽鑑に點火したるも、未だ蒸氣は騰らざる上に、地震と折からの西南の強風とに繫索を切斷せられたる浮流船が出口を閉塞し、これと共に火災は同溜を蔽ひ、又如何ともする能はず、小鷹及螢號も亦同一運命に陥り、焼失沈没したり。此の外三保號は正午出帆のエンプレス・オブ・オーストラリヤの出帆の立會に従事せしめ、地震に依り同船出帆不能を知るや、稅關職員其の他の避難民を乗せて、山下町沖合に逃れ、午後五時頃陸上の火災下火となるや、新山下町埋立の堀割に避難し、萬號は地震と共に棧橋際の稅關浮標に逃れしも、二時頃に至りては炎燒しつゝ流るゝ輕船の來襲を受くること頻々なるを以て、棧橋突端に逃れたるも、此處にても猛火に堪へ難きを以て、棧橋より救を求むる避難民を乗せて、山下町埋立地沖に避難し、海岸通りの火勢衰ふるを俟ちて、午後五時頃、三保と同じく埋立地の堀割に到り、午後九時半頃、陸上より避難し來れる監視部長以下五六十名を乗せて、コリア丸に至り、同船舷側に一夜を明せり。次に監視船寶號は當日第一の殊勳者と言ふべく、同船は先づ海神を繫留して、海神の火災防止に盡力し、次に來れる内外人輕船を捨て、逃れ來りたる輕船の船頭等を收容して、港内碇泊の青筒汽船不明に送り、猶其の後九號岸壁突端に來り、恰も新港一面の火災の猛火に包まれ、四號突端に死を待つのみなる約五六百名の避難民あるを發見し、同船の積載能力を以てしては到底救助し得べからざるを知り、附近より輕船を曳き來りて、之に同避難民を收容して、舟後丸に送りたり。當時救助を受けたる者は後に市中を焼き盡した

る南風の火に逐はれて、新港に逃れたるも、新港も亦安全地帶にあらずして、同構内を逐ひ廻され、ハリ丸に救はれず、小蒸氣船に見離され、遂はれりて四號突端に來りしも、火の追手は猶も後方に肉薄し來れり。進まんか海に投するの外なし。已に數人は海に投じたり。投じたるものは浮出せず。退かんか後方は火の海只焼死あるのみ。此際稅關ランチは輕船を曳きて來れり。地獄で佛に遭ふとはこの事かと、一同合掌せりと云ふ。次に曳船海王は正午出帆のエムプレス・オブ・オーストラリヤの曳繩を探り、將に作業に従事せんとする刹那、地震に遇ひ、同船の出帆不可能なるを知るや、二號岸壁に逃れたるも、同所も火災の襲來するに遇ひたるを以て、午後一時、其水火夫三名は船長不在なるに拘らず、三百人の避難民を乗せて、グランド・ホテル沖合に避難したり。其の臨機の處置は賞揚に値す。曳船海王は八月二十八日、航行期間満了せしを以て、象ヶ鼻外側浮標に繫留し、機關を取り外し、定期検査並に特別検査の準備中なりしを以て、この大地震に遭うて逃出すこと能はず。然るに避難民は續々海を泳ぎて本船に來り、船は猛火に逐はれて、本船の船尾に繋り、其數五十餘隻に及ぶ。浮標の鐵鎖爲めに切斷せらる。かかる間に火塵は雨の如く降り、火船は續々流れ來り、危険言ふべからず。船員並に避難民は必死協力して、遂に火災を免るゝを得たるは幸運なりき。

二 棧橋及岸壁繫留船の慘狀

猶進んで地震當日に於ける棧橋及岸壁繫留船の状況を一瞥せんに、

(一) 棧橋 A. Empress of Australia

B. Steel Navigator.

C. Andre Lebon (Messenger Maritimes)

(1) 新港岸壁三號 Selma City.

四號 コレア丸(東洋汽船株式會社)

五號 ロンドン丸(大阪商船株式會社)

六號 パリー丸(大阪商船株式會社)

八號 Yama (Norway)

九號 三島丸(日本郵船株式會社)

十號 丹後丸(日本郵船株式會社)

合計十隻にして、内オーストラリア(Australia)號は、正午出帆の豫定にして、税關曳船海王は已に曳繩を取り、旅客は乗船を終り、正に錨を巻かんとする刹那、地震に遭ひ、爲に推進機をBに繫留せるスチール・ナビゲーター(Steel Navigator)の錨鎖に巻付け、出動すること能はず。棧橋に繫留せる儘當日は上屋の火炎を浴び、翌二日は燃えつゝ流るゝ油の襲來を受けしも、本船の完全なる防火設備に依り、辛うじて延焼を免かれ、遂に三日棧橋を離れ、税關曳船海王に曳かれつゝ港外に出たり。Bに繫留したるスチール・ナビゲーターは、一日午後出帆せしも、アンドル・ルボン(Andre Lebon)は機械の一部を損じ離船すること能はず、二日辛うじて港内の浮標に轉じたり。

岸壁三號に繫留せしセントマンシティー號は、岸壁破壊したる爲め、港外に逃れ、四號のコレア丸は、九月二日出帆の豫定にて、荷役中なりしが、岸壁の倒潰により、船腹に打撃毀損を受け、辛うじて港外に脱出せり。五號岸壁のロンドン丸は、當日正午出帆の豫定なりしが、岸壁倒潰による船腹の損害を受けつゝ、港外に逃れ、六號岸壁のパリー丸は、ロンドン丸が船尾五號に繫留せる爲め、逃るゝこと能はざりしも、幸に岸壁が崩壊を免れしを以て、一時半頃まで同岸壁にありて、人命救助に當り、遂に火災に襲はれ、港外脱出には最も苦心せり。八號のヤマ(Yama)、九號の三島、十號の丹後丸、何れも岸壁破壊と共に、港外又は、港内浮標に避難せり。震災當日に於ける活動の状態は大略此の如し。而して其の後に於ても、税關小蒸汽及曳船の船員は、震災に當り、港内に於ける小蒸汽の船員の多くが、自家の安能く公務に服し、震災の救護事務を援けたる事は、震災事務局に於ても認めたる所なり。

以上は税關構内及海上に避難せる者の状況なるが、翻つて官舎の状況を見るに、野毛山官舎は全焼し、西戸部官舎の多くは、倒壊又は半壊し、殊に二號三號は倒壊の上全焼し、又倒壊家屋の下敷となりて死亡したる者四名負傷したる者數名を出せり。地震と共に監視部長は平山監視に命じ、自動自轉車を以て官舎に連絡を取るべく命令せしも、同監視は道路破壊して其の目的を達せず、途中より引返せしが、本關より脱出せるものゝ中官舎に歸りしものなきにあらざるも、其の數は極めて少なく、家族と戸主とは猛火に距てられ、互に不安裡に一夜を明したりき。

翌二日に至りては、海上に逃れたる者公園に止りたる者、其の他歸宅の途中にありて、歸著し得ざりし

者等官舎に集り來りたるも、其の家は全焼し、或は倒壊し、住むに所なく、従つて家族は近郊四隣に分散せしを以て妻子を尋ねざるべからず、其の状全く悲惨と言ふも愚なり。其後妻子に邂逅して、其の安全を喜ぶ者ありしも、直後に迫り來りしものは、衣食住の問題なり。此夜の食と住とは何處にか之を求めるか。加ふるに日夜より鮮人放火掠奪をなすべしとの流言あり。爲めに衣食住の不安に苦しめる家主は更に徹宵武器を探つて起たざるべからざるの状態なりき。

三 稅關假廳舎と官舎の狀況

官舎の被害は前述べたる如し。而して其家族を有せざる者は、無警察状態に痛く恐を懷き、親戚知人の安否を案じて、四方に分散し、又は海上に止まり、官舎を訪問せしものは極めて少數となれり。かくして税關の機能は一時停止せざるを得ざりき。然れども税關の本據は一日も缺くべからざるものなるを以て、取敢へず震災の翌日、港内に碇泊せる東洋汽船會社所屬汽船コレア丸に假事務所を開き、會、同船上に假事務所を設けたる神奈川縣港務部警察部及東京遞信局海事部横濱出張所と連絡して執務し、傍ら横濱市四十五萬人の救護、並に秩序維持の爲め、最も緊切なる食糧品の徵發及陸揚等を補助し、又他面に於て税關構内の警戒を圖らんとしたり。然るに之より先已に飢餓に苦しめる罹災民と無警察の中に暴力を擅にせんとする暴徒とは、大舉して殘存の上屋、又は倉庫に殺到し、食糧其他の掠奪を擅にし、中には兇器を携ふるものあり、兇器を携へざる者も何れも著しく昂奮し、武器を帶びざる税關官吏を以てしては到底之を抑制し得る所にあらず。加之其官吏すら四散し、四散せざる者も自己及家族の生を完りき。

うせんとする事にのみ急にして、更に餘力なし。依て神奈川縣警察部に其應援を求めしも、警察亦税關官吏と其の軌を一にし、本務すら遂行するの力なく、自警團等と自衛によりて、僅かに秩序を維持せんとする實情なるを以て、是れ亦應援の餘力なし。若し餘力あるとするも、掠奪團の銃鋒は蓋し、防止し能はざりしならん。事情かくの如くなるを以て、税關構内の警戒は軍隊の援助に俟つの外途なかりしなり。然るに關東地方戒嚴の勅令は、九月二日付を以て已に公布せられたるも、横濱市が事實上略、完全に軍隊の警備の下に至りしは、五六日頃なりき。此の間に於て構内に殘存せし貨物は、大半掠奪に委したたりき。

次に罹災職員の救護も、亦一刻も忽緒に附すべからざりしを以て、西戸部税關長官舎に其の救護本部を設け、取敢へず焼失を免れたる倒壊官舎内より米鹽を掘り出して、之が炊き出しを繼續し、官舎居住者は勿論、其他此處に集まる職員及其家族にも之を給與せり。又一面に於ては、九月五日出帆の便船に托して、バラック二百五十坪の建築材料と人との送付方を、神戸税關長に依頼し、九日其の到着と共に、西戸部町税關官舎第二號及三號の焼失跡及第一號官舎の倒壊跡に八棟、合計約二百坪のバラック建長屋を建築して、吏員を收容合宿せしめたり。前述の如く震災に依りて、本關は倒壊し、多數の死傷者を出したるのみならず、幸に其の難を免れたるもの、猛火に逐はれて、四方に離散せしを以て、先づ僅に消息によりて、其生死又は行衛不明等を調査し、同時に税關職員は必ず速に税關長官舎に出頭すべき旨を本關焼失及市内各所に掲示し、略、死亡者と見當を

付けたる後を待ちて、本關焼跡を發掘し、遺骨を遺族に引渡せり。

五四

四 構内設備の被害並に應急施設状況

構内設備の被害状況は詳密に記す暇なしと雖も、要するに被害甚大なるものにして、さしも堅固なりし彼の岸壁も、多くは海中に墜落し、幸に墜落を免れたるものも、傾斜又は彎曲し、一時使用は絶望の觀ありしが、一面陸上の食糧は刻々と缺乏し來りしを以て、速かに食料品を徵發し、陸揚するの必要あり。又他府縣よりの救護品も續々入荷し來れるに拘はらず、駁船は大半焼失又は毀損し、使用に堪ふるものと雖も、船頭の多くは船を捨てゝ上陸し、其用を爲さず。此の間に於ける當事者の苦心焦慮は想像の外にありき。従つて如何にもして殘存岸壁を使用する要ありと爲し、九月八日より軍艦球磨の援助に依り、第二號岸壁の整理並に調査を爲し、略、安全なりとの確信を得たるを以て、十日食糧を滿載せる東洋汽船會社所屬船明洋丸を之に繫留したり。十一日より同じく球磨艦の手に依り、西波止場棧橋の船橋取付けに著手し、十八日竣工したるを以て、十九日避難民輸送船大洋丸東洋汽船會社 運用船を同棧橋D號に繫留し、其の後避難民輸送の巨船は、多くは此の棧橋を利用せしめ、鐵道省清水横濱連絡船景福丸・高麗丸はA號に、日本郵船會社神戸横濱連絡船長崎丸・上海丸はC號に定繫するに至れり。續いて球磨艦の手により、五號岸壁に船橋ボンツーンを設け、二十九日始めてアンデス丸を繫留し、又倒壊を免れたる六號岸壁は、大阪商船會社所屬船リオン丸を、十二日始めて繫留し、其後五六號は盛に利用せられつゝありき。因に横濱港は震災數日間は駁及駁曳船の缺乏、人夫の不足に苦みたる結果、九月七日陸海軍の救助を受くることなれり。

となれり。就中陸揚に就きては小林少將の引率する第三戰隊之に當り、其の實務は主として新港第二號倉庫第一號戸前に設置せられたる棧橋司令部に於て之を行へり。球磨艦長高橋壽太郎・大佐之が司令官たり。而して陸海軍は同月二十七日引揚げ、其後陸揚並に配給所迄の運搬は協議團横濱現業部に於て引受け、十月二十一日に及び、同日以後臨時震災救護事務局横濱出張所直接之に當ることとなり。

陸揚場は税關構内及横濱船渠倉庫を最も便利とするを以て、税關に於ては一時使用し得べき上屋及空地を救護品の陸揚場に無償提供せり。又横濱に於ては其輸出品の大庫たる生絲の保管倉庫の大部分を失ひしが、之が有無は横濱港の生命に關係し、惹いて我國に於ける輸出貿易を害するものと認めしを以て、取敢へず新港第二號煉瓦三階建倉庫を、生絲輸出商の全部より成る横濱貿易復興會に生絲倉庫として貸與せり。

假事務所の設置 前述の如く九月二日、取敢へずコレア丸に假事務所を設けしが、其後陸上の秩序漸く回復するや、船舶關係事務のみをコレア丸に残し、本部を西戸部町税關長官舎に移し、更に九月十三日之を新港岸壁第二號倉庫に移し、左記の如く臨時事務を定めたり。

第一部 総務課検査課及貨物事務

第二部 監視事務

第三部 會計事務

第四部 船舶及救護品事務（臨時震災救護事務局補助）

其後新港構内にバラック事務所二棟を建築して、之に移轉し、やがて前記分擔を廢し、普通分課に移りたり。
 （横濱税關監視部長）
 飯田九州雄氏述

第五節 航路標識管理所

附 羅州丸の行動

横濱航路標識管理所 調査

大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如激震起り、瞬時にて廳舍倉庫等諸建物總て倒壊し、所員の一部は逃れ出しも、一部は倒壊家居の下敷となり、死者負傷者を生じ、極力救助につくしゝも、附近本町小學校より發火し、折柄の強風に煽られ、忽ち風下なる本廳舍に延焼し、殆んど混亂状態に陥りたり。中にも微かに救助を求むる聲を辿り、漸くにして十一名を救出せしも、猛火のため危険刻々に迫り、辛うじて小部分の書類の搬出と同時に、所員及館居住者の家族の一部を避難せしめたり。時に午後一時三十分なり。避難者の大部分は構内裏手の埠頭より港内碇泊船羅州丸に、或は埠頭對岸鐵道線路に依りて各自四散せり。

御真影奉安 是より先、廳舍延焼の危険を知るや直に、兩陛下御真影を奉安所より前記羅州丸内

に奉移し、次で十月二十日宮内省に保管方許可を得一と先づ奉還せり。

死傷者數及處置 此の大震災のため職員の死者所長以下十名、その内廳舍倒壊により死亡せるもの上負傷して入院治中重輕傷者十二名、内重傷者四名、を出せしは眞に遺憾とする所なり此等の構内死亡者は翌二日朝に至り發見せられしを以て、各遺族に遺骨を引渡せり。而して負傷者の一部は災後直ちに活動し得しも、一部は比較的重傷にして、同僚の介抱に依り、電車内又は鐵道貨物車内等に夜を徹したる者あり。此等を更に羅州丸に收容し、應急手當を施し、幸経過良好にして、漸次快方に赴き、只一人不具者となりし外、何れも數旬日内に治癒し勤務に服するに至れり。

所員の救濟及應急處置 震害のため所員の大部は住宅を焼失し、家族離散して所在不明となり、甚しきは骨肉を喪ひ、起きも家屋半壊し、加ふるに市中到る處不逞の徒跋扈して、盛に掠奪を行ひ、其厄に遭ひしもの亦尠なからず。殆ど晝夜不眠不食危懼の裡に夜を徹し、米鹽すら漸次に缺乏して飢餓に迫りしを以て、市當局に就き米菜配給の交渉を遂げ、救濟の方法を講じ、一面附近震災被害調査のため、所員を出張せしめ又所員の執務すべき建物なきを以て、焼建り木材及生子板を蒐集して約十坪の假小屋を急造し、九月五日より不完全ながら事務を執り續けたり。又同構造のバラック九坪を設け、遠視小使詰所及宿泊所に充てしが、何れも單に雨露を凌ぐに足るの設備に過ぎざりしを以て、更に假事務所及所員避難所等施設の必要を認め、之れが材料の供給を神奈川縣及横濱市當局に交渉し、此等の配給を受け別に震災應急費として、本省費處理資金壹萬圓及六萬七千參百八拾圓、合計七千參百八拾圓の支出を仰ぎ、

假事務所以下左記諸建築に着手し、漸次竣工せり。九月二十二日、此の假事務所に移り、十二月十日更に假廳舍百四十七坪竣成移轉し以て今日に至る。

震災應急建物一覽表

(工事名)	(數量)	(請負金額)	(起工)	(竣成備考)
木造平家	七二、五坪一棟	二、〇四九、五〇	十二年九月十四日	十二年九月廿二日
木造平家	一〇〇坪五棟	五、四〇二、〇〇	同 九月十八日	同 十月三十日
木造バラック	三四八坪六棟	一五、三八三、三〇	十月一日	十月廿八日
木造平家	一四七坪五間一ヶ	一八三、二〇	同 同	同
延長土間一ヶ	一一一	一五五、四〇	同 同	同
平家	一一一	二一七、〇〇	同 同	同
一四七坪五間一ヶ	一一一	三〇五、〇〇	同 同	同
一、一四〇四八二	一一一	二〇、一三五九五	十月廿三日	十三年一月三十日
六、二二三、七八	一一一	二、三〇〇〇〇	十月十九日	十二年十二月八日
二八〇〇〇	一一一	三九〇〇〇	十月廿九日	同 十二月十日
一五〇〇〇	一一一	六二三〇〇	十月十六日	十一月卅日
二五〇〇〇	一一一	九〇〇五	十二月七日	十二月廿日
五〇四九三	一一一	一、六四九、六〇	同 同	同
八二〇〇〇	一一一	一、三四〇〇〇	同 同	同
一、〇八一〇四	一一一	二、九一〇、〇〇	同 同	同
六九七〇二	一一一	同 同	同 同	同
七八、七二六、〇二	一一一	同 同	同 同	同
(計)	一一一	同 同	同 同	同
豫算七七、三八〇圓に比し不足一三四六、〇二は跡地整理費より流用。				

各航路標識の被害状況並に應急處理	所管各標識の地震圏内に在るもの亦倒潰若しくは崩壊沈下等の厄に遭ひ、是れが復舊は多額の費用と日數を要するを以て、十三年度以降豫算を要求することゝし、差向き應急修理を施工するため、豫算費金參萬壹千圓の支出を仰ぎ、十二月上旬着手、一月下旬に至り落成點燈實施せり。
臨時出張所設置	震災のため一時交通々信諸機關の破壊に依り、全國に散在せる管下各航路標識に對する事務執行不能となりしがため之が應急處置として、臨時出張所を開設し、當面のことを處理せ
航路標識管理所	航路標識管理所
五九	五九

しめ、九月末日を以て公務執行上稍々其緒に著くことを得、爾來本所の設備整頓に隨ひ、出張所を廢止し、出張者に歸所を命ぜり。

羅州丸の行動 所屬汽船羅州丸は、第一回の標識視察巡航を終へ港内に碇泊せしを以て、前述せる如く、本所員の一部及官舎居住の家族並に一般避難民を收容し、傍ら避難せる醫士に嘱託して、負傷者の治療に力めたり。薬品及綱帶醫療器^{器具}又一面には食糧野菜等を横濱市役所横濱船渠會社より受け取り、救助に努めたり。九月三日迄の救助收容人員三百五十五人に上りしが其後漸次退船せり。而して本船は本所より西南地方諸燈臺へ配給すべき石油運搬、並に本所購入物品の積取り及避難民五十七名輸送の爲め九月二十日横濱出帆鳥羽串本へ寄港石油の荷揚をなし、夫々避難民を上陸せしめ、更に神戸・大阪に航し、本所及本省東京市等の復興材料を搭載し、十月四日歸港せり。災後同船の任務就航發著等左の如し。

(摘要)	(第 一 次)	(第 二 次)	(第 三 次)
方 面	鳥羽、串本、神戸、大阪	神子、元島、友ヶ島、神戸、大阪	本州四國の一部九州沿岸 標識四 十一ヶ所
目 的	標識燃料各所へ配給一般避難民 輸送、本所及遼寧省東京市等處 中用品及復興材料積載	羅州丸修繕、神子、元島、友ヶ島 標識視察物 ^品 配給、輪途大阪 にて事業用品購入及東京市電氣局復興材料積載	視察のため
出 帆	九月二十一日午前十時横濱	十月二十九日午前八時横濱	十二月三日午前十時横濱
歸 港	十月六日陸揚のため芝浦へ出帆、 十月十三日歸港	十一月四日午後三時五十分横濱 十一月六日品川港へ出帆 十一月二十五日歸港	十三年一月十二日午前九時四十 分横濱

日 期	數	日 期	數	日 期	數
二十二日	七百九十二噸	三十六日	七百七十八噸	四十一日	二千九十七噸
二十三日	一、五四〇噸	二十八日	二三五噸	二十九日	四〇九五圓
二十四日	二八八噸	二九〇噸	二〇〇〇圓	三十日	當る
二十五日	八五噸	九〇噸	同	一月一日	同
(計)	一、三六三噸	三三五噸	六〇九五四		

第一次及第二次航海に於て、東京市電氣局及東京電燈株式會社復興材料を積載運搬せし報酬として、石炭納付方申出認可を得現品受領することゝせり。其の積載材料石炭の數量價格左の如し。

(貢
公
署) (積
載
噸
數) (納
付
石
炭) (公
價
格) (備
考)

遞 信 省	三六〇噸	一、三六三噸	六〇九五四	
東 京 市 電 氣 局	一、五四〇噸	二三五噸	四〇九五圓	當る
東 京 電 燈 會 社	二八八噸	二〇〇〇圓		
東 京 市 役 所 關 係	八五噸	同		
橫 濱 市 役 所 關 係	九〇噸			
(計)	一、三六三噸	三三五噸	六〇九五四	

會計經理 震災により會計に關する帳簿書類殆んど全部鳥有に歸し、加之日本銀行横濱代理店も亦同様災禍に罹りたるため、收支支出其他豫算關係の調査不能に終り、且つ著しき困難を來たせるより、十二年度九月一日迄の收入金額は不明に歸し、支拂豫算の殘額に就ても僅かに残存せる小切手交付により推算し更に大藏省と協定を要せざるべからざるに至れり。又銀行閉店中に於ける九月分俸給給料支拂のため臨機本省豫算内を以て一時繰替を受け、或は應急諸費は武本技師に前渡金として交付を受け假事務所^{其の他の建設費及事業上必要品の購入費に充てたる等當時の主なる事項なりとす。}

震災に原因して殉職者及其他に對する臨時賞與、工場職工解雇に對する賞與又は臨時設置の函館外

二出張所への派出旅費等、豫想外多額の支出を爲し其額貳萬參千四百圓餘に達せり。

又震災當時焼失せる物品にして代金未拂に屬せるもの二十件、一千二百十六圓餘ありしも豫算の關係上、其の全部を支拂ふこと困難の事情ありしを以て特に協定の上、請求額の五割を支拂ひ以て之を完了せり。

震災應急費の經理狀況に就ては、武本技師の掌理以外に、本所應急物設費、假廳舍其他の附屬建物新設並に被害燒失室應急工事費を通して、拾六萬四千六百參拾圓を以て夫々施設急場を凌げり。然して之が復舊に關しては、十三年度以降四箇年度を以て完成せんとする計畫にして豫算總額貳百拾四萬六千九百九拾六圓は目下協議中に屬せりと。

終りに經理部支拂豫算の現況に就いて、行政整理の爲め、十二年度に於て拾貳萬參千貳百貳拾參圓、十三年度に於て七千九百七拾圓、通じて拾參萬壹千百九拾參圓の金額を削減せられたるを以て、今後愈、極端なる節約方法を講ずるの止むなきに至らんと苦慮しつゝありと雖も到底此まゝ永續不可能と斷言し居る所なれば相當の機會に於て之が挽回を望む次第なり。(據燈光雜誌)

東京海灣附近航路標識に及ぼしたる災害狀況

大正十二年九月一日の大震は、東京海灣附近所在航路標識に甚大の災害を與へ、殊に海底の隆起又は陥落及陸岸の變化は、航路標識の壞損廢滅と相俟て來往船舶に危惧の念を深からしめたり。當時在横

濱航路標識管理所は廳舍工場破壊全焼所長以下多數死傷者を出し、混亂狀態の裡に終止せり。海軍水

路部は、驅逐艦野風に中佐竹内輝次を乗込ましめ、九月十一日より同十三日に亘り、東京海灣より伊豆近海の水路異狀の調査を行はしむ。其の報告中航路標識に關し記述する所左の如し。

第二臺場川燈臺
點火疑はし。

横濱水堤燈臺
異狀なし。ダイ一丸船員談

横須賀防波堤燈臺
點火せず。野風航海長談

羽根田燈臺
點火疑問なり。

第二海堡燈臺
傾倒。

第三海堡燈臺
海中へ陥落。

海獺島燈臺
異狀なく點火す。

劍崎燈臺
龜裂點火なからん。

城ヶ島燈臺
打損。

右の外野風航海長の談によれば、西より東京灣に入りし際、點火を認めたる燈臺は、御前崎・神子元島及海獺島の三箇所のみなりきと言ふ。九月十一日付を以て、大角海軍省軍務局長は、宮崎管船局長に對し、第十二驅逐隊、去九日品川へ回航の途次、目撃する所によれば、伊豆以東に於ては神子元島及第二海堡を

除きたる他の燈臺は點火し居らず。該方面艦隊の行動頻繁なるに鑑み、至急復舊を取計はれ度旨要請あり。然れども當時通信機關社絶して、各燈臺の状況は知る術なく、従つて被害程度明確ならず。浮説流言行はれ、中には何等信憑するに足らざるものすらあり。各種の情報を綜合して、其の事實と認むる左の燈臺に對しては、九月十五日官報告示を以て燈臺消滅のことを發表せり。

野島崎・洲の崎・大島劍崎・觀音崎第三海堡横濱北及東水堤羽根田の九燈臺及本牧川崎及荒洲の三挂燈浮標。三浮標燃料瓦斯供給不能の爲めなりとす。

航路標識管理所は九月十五日被害地と認むる左の各地に向け、吏員を派遣し、實地調査を行へり。

神子元島右室崎・大島。以上甲良技手、飛奈看守。

城ヶ島劍崎・觀音崎。以上村崎技手。

洲の崎・野島崎・勝浦・大咲崎。以上三浦技手。

品川・羽根田。以上坂倉技手。

但し大島は九月二十六日の激震にて被害甚大、點火不能に陥り、再度吏員技手を差遣調査せり。

災害状況 右出張員の復命及燈臺の報告等によれば、各燈臺の被害状況は大要左の如くにして、其の拂ひし犠牲多きも、一名の死傷者を出さざりしは幸ひなりき。(左に横濱北水堤等の一、二の燈臺の被害状況を抄記す。(編者記))

本港燈臺の被害 横濱北水堤等同東水堤等、燈臺六角形鐵造高さ四十尺、明治二十九年建設寸沈下し、燈臺下部及ビンチ瓦斯タンクは水中に没し、燈籠に異狀なかりしも瓦斯供給不能となり、燈火

を滅せり。本牧挂燈浮標川崎挂燈浮標荒州挂燈水中信號浮標は海中に浮動するを以て、格別震害なかりき。

假應急施設 以上各標識の内ビンチ瓦斯を燃料とする爲横濱航路標識管理所構内に在りし瓦斯蒸造場焼失、燃料供給不能となり、燈火を消滅するの已むなきに至りしものは、横濱兩水堤第三海堡及羽根田の四燈臺、並に前記本牧川崎の二挂浮標なりき。依つて非常用燈器を用ひ、北水堤は九月十二日燈三十尺、告示第一四三二號より不動燈、北水堤紅光、を點じ、更に兩燈臺ともに高壓十斤入アセチレン瓦斯發生器を取付け、各二十八立火口を用ひて、震前と同一の燈質となせり。北水堤は九月二十五日四五七號より、東水堤は九月二十七日四五八號より孰れも點燈實施せり。本牧及川崎挂燈浮標に對しては、見廻小蒸氣光丸軸部に、高壓十斤入發生器を据付け、發生せる瓦斯を標體タンクに移入し、燃料をアセチレン瓦斯に更め、二十八立火口を用ひ、震前と同一の燈質とし、本牧は十月二十二日燈光數二百二十告示第一五六六號より、川崎は十月三十日第一五八四號より點火復舊、燈光數百告示せしめたり。

第六節 横濱稅務署

九月一日午前十一時五十八分と思しき頃、一大激震あり。當時廳舍内に於て執務中の署員は何れも難を室外に避けたるを以て、大多數は無事なるを得たり。唯事務室より食堂に至る廊下食堂より小使

部屋に至る鐵筋コンクリート造に係る屋根は殆んど一齊に墜落したる爲め、食堂より小使部屋に至る廊下に逃避せんとしたる屬田原伊助は、該廊下屋根の破片により其の右足を殆ど切斷せられたり。四に死す。廳舍階下の柱は、大多數上下接續部の損壊甚しく窓枠及玄關大戸は激震と同時に離脱倒壊し、壁及床等にも龜裂の箇所専なからず。其の後間もなく西南の方向三箇所より火災起り、漾々たる火炎は漸次廳舍に接近し來りたるを以て備付のホースを消火栓に取付けたるも、水道管破裂の爲め断水して其の用を爲さず。午後三時半頃、廳舍は全く火炎に包まれ、焼失の災を蒙れり。是より先、第一回の激震の爲め、一度避難したる署員は、再三廳舍内に出入して、重要簿書の搬出に努力せり。然れ共頻來する激震の爲め人命を損する虞ありしのみならず、強風に勢を得たる猛火は、漸く廳舍を襲ひ來りしを以て、一部の簿書及物品を搬出したる外、遂に悉く灰燼に委するの已むなきに至れり。倉庫扉は危險を冒して閉鎖せしも、強烈なる大熱の爲め、鐵扉焦熱合著點離脱し、庫内の土地臺帳及地圖等焼失せり。此に於て本月二日市内西戸部町西の原百六十番地小宮所長私宅を假事務所と定め、同所を中心として、署員の收容及救護の事務に従事せり。(據財務協会雜誌)

第七節 神奈川縣立輸出羽二重検査所

大正五年十一月に竣工して、日尚ほ新らしき同廳舍は、北仲通六丁目裁判所の隣地二百餘坪の豪壯な建物であつた。當日は退廳時間際であつたので、室内に殘留の所員は殆んど無かつた。第一震で建物に異狀はなかつたが、第二震に因つて、書類庫は約二十度の角度を以て、海岸の方に傾いたので、書類は四方に散亂した。所が間もなく、向側補習學校からの火は同廳を襲はんとしたので、書類を手當り次第に捨ひ集め、一使丁をして安全地帯へと運び出させた。比較的出火が遅かつたのと、建物が破壊を免かれたのとで、人命を失つたものはなく、残る所員は紅葉坂方面、久保山方面、海岸方面等に避難した。主なる被害として特記すべきは、建物のみで、製品は、検査済次第返す事になつて居るので、夫れには一點の被害もなかつた。其後の復舊状況は、大正十三年七月に至つて、四間に六間の假バラツクを建て、直に開廳した。輸出絹物は震災前に比すれば、數に於ては返つて優である。其の原因は、災後保土ヶ谷富士紡績會社の製品富士絹の増加を見たのであるからである。(神奈川縣立輸出羽二重検査所員談)

第八節 植物検査所

農商務省所管植物検査所 調査

一般状況

植物検査所は大正十二年九月一日の大震災の爲に、半壊の倉庫一棟、同倉庫に收藏し在りたる物品、印刷物、古帳簿及書類、所員貸出中の圖書金庫内收納の郵便切手所員の持出したる書類等を除き、一切の建物、工作物、帳簿書類を鳥有に歸せしめたるを以て、取扱す。同月三日、多數所員の集合に便宜なる横濱市内根岸町重田屬居宅を假事務所に定めたり。同月四日、狩谷所長代理本省へ出張して被害の報告

をなし、同月八日、出張中の桑名所長歸應したるを以て假事務所を東輕井澤の同所長宅に移轉し、部署を定めて、諸般の復舊計畫を講ず。先づ資金前渡を受け、應急物品の購入、人夫の支拂其の他経費の仕拂を圓滑ならしめ震災前の庶務會計を調査整理して、種々の報告を爲し、應急及復舊豫算^{廩舍は税關に合併の}爲之^{建築費を除き}を作製提出し、輸移入植物検査場を税關構内の舊敷地に急造して、之が検査取締に備へ、且つ税關の取締設備壞滅して出入貨物の取締不行届の状に鑑み、職員を阪神地方に派遣して、小蒸汽船一隻を購入し、倚て以て輸移入植物の検査取締を完全ならしめ、亦英國及米國輸出百合根の検査も、九月十九日の申請を始めとし、引續き之を行ひ、植物病菌害蟲及貯藏穀物害蟲の研究調査事業は、一切の目的物を失ひたるに因り、研究用品の急備を圖ると同時に、諸材料の蒐集に着手し、以て回復を促進せり。

十一月に入り、高島嘉兵衛氏の所有せる東輕井澤の土地約百坪を無償借入れ、之に多少の盛土を施し、別に神奈川縣に申請して、該地に無償を以て、パラック建物六〇の建設を受け、之を假事務所となし、同月二十二日移轉す。十一月八日、應急豫算の令達ありしを以て、直に検査研究用品の購入を開始し、亦輸出植物検査場兼研究調査室又輸移入植物検査場の設計に着手す。十二月十七日より臺灣產西瓜の移入禁止解除せられ、横濱・神戸・門司・下關の諸港より陸揚するものに限り、検査の上移入を許可することとなりたるを以て、之が検査取締を開始す。之が經費は大正十三年度より要求することとなせり。

舊植物検査所は假廳舍を税關と合併することとなりたるを以て、單に輸出植物検査場兼研究調査室のみの敷地として廣大に過ぎ且つ不便少なからざるを以て、大正十三年二月末日に至り、之を返還する

ことゝじ、二月十八日市内高島町に輸出植物検査場兼研究調査室敷地を借りたり。亦税關構内の輸移入植物検査場敷地は税關より返還を要求せられたるに依り、急造輸移入植物検査場を取毀ちて、之を返還し、代地として萬國橋附近の敷地を税關より借入る。取毀ちたる急造輸移入植物検査場材料は、輸出植物検査場兼研究室材料に使用せり。二月二十六日、税關合併廳舍成りたるを以て廳舍を之に移轉す。同二十八日舊敷地に孤存せる半壊の貯藏穀物害蟲研究用煉瓦造倉庫を取毀ち、其他の焼跡整理完了したるに依り、同敷地を返還す。三月十七日會計検査院の松田副検査官外二人來所、震災後の經理に屬する收入支出國有財產物品等に就き、實地検査を施行せられ、同三十一日、輸出植物検査場兼研究室及輸移入植物検査場竣工したるを以て、穀蟲部員及病菌害蟲研究調査員を前者に移轉せしむ。

二 植物検査に關する状況

輸移入植物検査　震災の爲め、横濱市内に於ける一切の秩序は破壊し、了せられ、白晝尙殺人、強掠、窃盜の頻々として行はるゝものあり。人心爲に途に安んぜず。斯かる騷亂凡そ數日にして、漸次秩序の回復を見るに至れりと雖、検査事務執行の如き、未だ容易の業にあらず。偶々外航船舶の寄港するものありと雖、岸壁埠頭の大破壊、船の大缺乏、陸上の不穩のため、上陸の便なくして、直に神戸其他に廻航するを以て、専ら所内秩序の回復に努力せり。是月下旬、税關西波止場、假波止場の成るに及び漸く検査事務の復舊を見、更に十月下旬、小蒸氣船寶安丸を購入するを得て、検査取締の整備を見るに至れり。

震災直後、輸入検査に對し特に記録すべきは、第一に検査品の數量例年に比して激減することにして、

専ら震災により横濱港揚貨物減少の結果に因るものと思考せらる。第二は米國加奈太方面より蘋果、梨胡桃等輸入禁止品を携へ來るものゝ著しく増加せることにして、震災地に於ける食料品の缺乏を救助するの意を以て携へ來れるものなるべきも、既に本所は此の騒亂裡に斯の如き輸入禁止品の輸入により恐るべき害蟲を輸入し、國家百年の悔を殘さん憂ありしを以て、極力之が防止取締に當れり。

移輸出植物検査 地震發生當時は、例年百合根の輸出最盛期に該當し鹿兒島縣其他暖地に栽培せる所謂島百合の輸出を終りて漸く埼玉・群馬地方に產せる黒軸百合の輸出を見んとする際なりしが、震災の爲關東一圓の交通機関全く破壊せられたるに依り、一時は百合輸出の前途寸前暗黒の觀ありしが、九月下旬に於て既に輸出に遅れたる島百合三千餘箱を神戸港より輸出せらるゝものあり。埼玉・群馬方面に於ても、其の地方に於て検査を受け、神戸を迂廻して亞米利加に輸出を企てんとするものあり。本所に於ても、其の設備をなさしめつゝありしが、十月中旬に至り横濱市内に於ける秩序漸く回復するに及び從前通其の設備をなすものと認め、埼玉縣本庄町に於て輸出百合根の受検を許可し、市内に於て受検の設備をなすものあり。斯くて横濱神戸・埼玉三箇所にて受検の上、輸出を見るに到り、其の輸出高例年に比して何等の遜色なき盛況を見るを得たりしは不幸中の幸と謂ふべし。朝鮮輸出苗木の検査は、例年十二月中旬頃より開始せらるゝを常とす。震災の爲九・十月頃、關東地方栽培の苗木は、其の價格著しく下落し、其の機に乗じて關西地方に流出するもの夥しく、十一月に至りて價格漸く回復せりと雖、既に品薄の爲、本年度移出検査數量は例年に比し稍、減少を見たるは止むを得ざる所とす。

三 震災後の庶務狀況

殊に大正十三年一月十日より、埼玉縣に於ては縣令を公布して、輸出苗木の取締を勵行するに至り、不合格苗の除去と共に、一層品薄の止むを得ざるものありたり。尙ほ本所調査研究に關しては、大正六年本事業開始以來、桔据經營漸成したる調査研究成績標本・圖幅器具・機械等も亦震災に因りて島有に歸し、殊に未發表の調査研究成績を焼失せしむるに至りしは甚だ遺憾の事とす。

震災の際は、出張中の桑名所長及二三の職員以外、全部在所せり。震災に因りて職員中一二の者其家族に遭難者ありしが、職員に一の遭難者なかりしは至幸と謂ふ可し。震災直後二三の職員相會し、重田屬居宅に假事務所を設置したりと雖、當時市内は秩序全く紊れ、人心極度に不安の氣漲り、食糧窮乏して、人之が獲得に狂奔しつゝある狀態なりしを以て、地方に避難せし職員も多く、事務開始の如き、未だ全て及ぶ可くも非らざりしなり。其の後數日を経て、秩序恢復し、衣食救濟の途開かれ、人心少しく安定となりたるの際、桑名所長朝鮮より歸廳せられ假事務所を同所長宅に移すや、居所不明の職員を探索して、出勤を促し、茲に始めて事務の開始を見るに至れり。然れども職員の多くは何れも假事務所に遠き邊鄙の地に居住し、出勤に多大の時間を空費するが爲事務の進捗を妨ぐること甚しきに窮し、神奈川縣に申請し、バラック建物の建設を受け、一部を廳舎に、一部を住宅に充て、此等出勤不便の職員を收容して促進を圖れり。震災後十二年度末の間に於て、本所々屬職員の異動を擧ぐれば、輸移入植物取締用船購入に伴ふ船長以下の船員傭入をなしたるに止まる。

九月八日桑名所長私宅の假事務所に於て事務開始を見るに至れりと雖、當時日本銀行横濱代理店閉店中なるを以て、経費支出の途なく已むを得ず桑名所長の私金を以て、執務用の物品を購入し、一時の急を凌ぎたり。然れども斯る事情の下に於ては事務遂行に支障少からざるが爲め、日本銀行本店に交渉し、本店より一般経費支辨の資金及九月分の俸給及給料の支拂を受け、茲に漸く執務圓滑となれり。焼残品の取片付を始めとし、職員の出張小蒸氣船其の他緊要物品の購入假輸移入植物検査場の新築人夫の備上等、検査其の他の事務處理に支障なきを得せしめ、超て十月日本銀行横濱代理店開業して、経費支出の方法全く復舊し、震災後停止し在りたる支所以下の経費仕拂も漸く解除することを得たり。十一月應急豫算の令達を受くるや、器具機械の購入、輸出植物検査場兼調査研究室輸移入植物検査場の新築等漸次進行せしめ、年度末に於て松田會計検査官一行に依りて、會計實地検査を施行せられたり。震災に因りて、帳簿書類焼失し、經理上幾多の障礙續生したるに拘はらず、應急の施設を整備して、事業の遂行上支障なからしめ得たるは當務者の意を安んぜし所なり。

第九節 神奈川縣港務部

神奈川縣港務部 調査

一般状況

大正十二年九月一日、大震災に當り、港務部廳舍は數秒にして全潰したる後類焼した。汽艇大正丸及

港務部裏汽艇甲棧橋も亦類焼した。而して別記の如き死傷者を出した。當日港務部廳舍内にありたる部員にして生存せるものは時を移さず崩潰瓦石の下敷となり居る負傷者の救出、避難者の救濟所屬汽艇船舶の避難に努力した。翌二日東洋汽船株式會社汽船コレア丸内に神奈川縣港務部假事務所を假設し、帝國海軍横濱關稅吏員・日本郵船株式會社・東洋汽船株式會社・大阪商船株式會社・三井物産株式會社等の社員及船員の多大なる援助を得、港務事務を開始するを得たるも、危急の際なれば、常務の外當所屬汽船及微發汽艇を指揮して、入港各船及在港碇泊船の積荷、食料、飲料、水薬品の調査をなし、必要に應じて之を微發陸揚することに從事し、又一方陸岸にある罹災民を港内在舶の各船に避難せしむると同時に、出港各船の人員を收容可能の力を調査して、毎日二千乃至八千名の罹災者を清水・神戸等の方面に輸送せしむることとした。此間港務部醫員は、檢疫等常務の傍船醫其他と協力して、罹災民中傷病者手當のことに努め、而して此間各方面に向け、救援要求、震災の状況報告等、凡て汽船コレア丸の無線電信に依り、又碇泊各船と港務部事務所との通信を海軍信號兵六名及稅關・日本郵船株式會社・東洋汽船株式會社等の汽艇に依つて遂行した。而も茲に特筆すべきは、震災直後、大阪府港務官山路梅太郎、九月十一日著
十月四日歸任及福井縣港務官久野左直、十月四日歸兩名の應援があつた事である。而して九月十二日に至り、港務部事務所をコレア丸より日本郵船株式會社汽船三島丸に移し、前述事務を繼續し、九月十八日三島丸は陸上との通信用として、海軍の力に依り、海底電話を敷設せられた。九月九日よりは、港務部本部出張所を横濱船渠に入渠中の汽船リマ丸内に、港務部陸上假事務所を横濱船渠會社構内稅關監所内に置き、海陸

の聯絡等の衝に當らしめて居つたが九月二十七日、港務部事務所を新港税關第二號倉庫内に移し汽船リマ丸及横濱船渠會社構内税關監所内に置きたる出張所等をも併せて閉鎖し越えて十月三十日には、前記倉庫より港務部舊廳舍前遊歩道に急設せられたるパラックに移り、本年六月七日、港務部舊廳跡に新築されたる港務部廳舍に引移つて現在に及んだのである。尙ほ生存港務員にして當時汽艇の指揮、人員は、港務部長外二十九名にして、當時指揮に従ひ汽艇の操縦に従事したる船員及び陸上の雜務に服務したる人員は、船長外六名、機關士十名、水夫八名、火夫十二名、信號手六名、通信手二名、船夫七名、人夫八名、小使八名、給仕三名である。又コレア丸及三島丸に於て執務中、本部員の援助として港務及救護事務に従事したる人員は、臨時震災救護事務局事務官、税關事務官二名にして、東京電信局海事部横濱出張所技手四名、東洋汽船株式會社荷客係三名、日本郵船株式會社三名、近海郵船株式會社一名、大阪商船株式會社二名、三井物產株式會社一名、關東組一名、無所屬一名で、其他港務部の汽船旭丸運轉のため、海員掖濟會練習船國後丸より徵發したる人員は、水夫長七名である。是等の人員は當部汽船旭丸を交代操縦し指揮に従ひ、港務に従事し、猶ほ時間の許す限り、碇泊船間及陸岸間に於ける罹災民の移送、食糧飲料水・石炭・汽船等の徵發汽船の曳行其他各般の救護作業に奮勵従事したのである。

二 港務部徵發汽艇表 (料率順式圓ノ割)

(所有者)		(船名)		(噸數)		(借入期日)		(解除期日)		(借入期間)		(金額)	
東洋汽船會社	都吾妻丸	都吾妻丸	二二九	九月一日	九月十二日	十二日間	五二五、六圓						
同 橫濱船渠會社	戸之出丸	戸之出丸	二一九	九月一日	九月八日	三日間	九二四圓						
同 同 同 同 篠崎留吉	福浦丸	福浦丸	三八五	九月一日	九月八日	三日間	三八四圓						
同 同 同 同 三井物產會社	蓬萊丸	蓬萊丸	二一四	九月六日	九月八日	二日間	四三九、二圓						
同 三井物產株式會社	大花丸	大花丸	二一四	九月八日	九月十日	二日間	一、一三圓						
同 三井物產株式會社	瓊瑤丸	瓊瑤丸	二一四	九月八日	九月十一日	一日間	二四〇圓						
同 三井物產株式會社	萬葉丸	萬葉丸	二一四	九月八日	九月廿七日	一日間	八四圓						
同 三井物產株式會社	共進丸	共進丸	二一四	九月廿七日	九月廿九日	二日間	二二圓						
同 三井物產株式會社	大滿丸	大滿丸	二一四	九月廿九日	九月十一日	二日間	六八〇圓						
同 三井物產株式會社	壽宏丸	壽宏丸	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	八、三七五圓						
同 三井物產株式會社	佳吉丸	佳吉丸	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	一四一圓						
同 三井物產株式會社	大丸	大丸	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	一三五圓						
同 三井物產株式會社	上本丸	上本丸	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	三四〇圓						
同 三井物產株式會社	豊次郎店	豊次郎店	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	四五二圓						
同 三井物產株式會社	崎一郎	崎一郎	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	三〇二五圓						
同 三井物產株式會社	本竹一郎	本竹一郎	二一四	九月廿九日	九月廿九日	一日間	九八圓						
神奈川縣港務部													

同	大	同	同	同	同	博	同	同	六	夕
									號	(船)
洋		多	札	札	張			り	天	同
		幌	幌	幌	幌		お	ん	正	ん
丸		丸	丸	丸	丸		ん	で	す	で
							九	九	九	九
繩過硼亞繩沃油ガ沃酒ガ繩沃		度					月	月	月	月
酸鉛	酸	度					九	九	九	九
化華	化	度					月	月	月	月
水軟	水	丁					十	月	月	月
素	軟	丁					四	五	八	十
							五	五	八	一
帶液膏膏帶ゼ紙ゼ幾精ゼ帶幾							日	日	日	日
(四百個入)	(四百枝瓦入)									
九〇〇五本	三六磅	二〇本	四〇本	三〇箱	一二磅	二〇瓦	二〇瓦	二〇瓦	二〇瓦	四五〇瓦
九九九九九九九九九九九九										
(徵)										
月月月月月月月月月月										
七七七七七七七六六六六										
日日日日日日日日日日										

四	藥品及外科材料徵發品目
洋	多札札張
	幌幌幌
丸	丸丸丸
繩過硼亞繩沃油ガ沃酒ガ繩沃	(品)
酸鉛	度
化華	度
水軟	度
素	度
帶液膏膏帶ゼ紙ゼ幾精ゼ帶幾	(目)
(四百個入)	(數)
九〇〇五本	(量)
九九九九九九九九九九九九	(徵)
月月月月月月月月月月	
七七七七七七七六六六六	
日日日日日日日日日日	

り天同
おん正す
丸丸丸

九九九九
九月月月
十四十五
日日日日

九九九九
九月月月
廿八廿五
日日日日

一〇二
佐賀洗中塊炭
不北海明炭

一〇二
佐本本美奈
賀屋屋唄良
洗瀬瀬別
中塊塊粉種
炭炭炭炭炭

一〇二
二〇六二五圓
二四三二圓

一五〇二圓
一九〇五圓
寄贈

舟亭開汽船(被徵發船名)
二號福盛日萬壽丸
大宏丸九丸丸

九九九九
九月月月
廿廿一
日日日日

一〇二
佐本本美奈
賀屋屋唄良
洗瀬瀬別
中塊塊粉種
炭炭炭炭炭

一〇二
二〇六二五圓
二四三二圓

一五〇二圓
一九〇五圓
寄贈

日本郵船會社
同岩同篠杉同同
崎豐次
横濱運輸會社
中田同宇留吉行
野回漕店治

開神丹觀新廿
盛宮八音正日
丸丸號丸丸

一三五〇一六〇
九九九九九九九
九月十一月十二
日日日日日日日

九九九九九九九
九月廿一月廿四
日日日日日日日

九九九九九九九
九月廿二月廿五
日日日日日日日

五三四三十二一一
六日日日日日日

間間間間間間間
間間間間間間間

一六五二五圓
六三、七五圓
一一二圓
五四〇圓
四五圓
一六六二圓
六三圓
五四〇圓
一二〇圓

大鳥同同同同同同同同

り

洋羽京ぞ宮

な

純

丸丸丸丸丸

モリ	ワニ	デテ	過油	亞硝	四昇	ワリ	ベガ
ゼヒ	マド	酸化	鉛酸	○禾	ゼチ	チ	ン
リ	ド	水素	華酸	○ガリ	チ	テ	ン
錠	シル	液紙膏	軟軟	瓦	1	ン	ネン
	ル	膏膏	軟軟				
	ス	油油	油油				
		ゼ	ゼ				

一〇〇個	二〇〇瓦	一磅	二磅	九九九九九九九九
一〇〇個	二〇〇瓦	五磅	五磅	一月月月月月月月
一本	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月
	一磅	一磅	一磅	月月月月月月月

七八

但し在港中の外國汽船にては薬品等の物件に就て、當時在港中の夫々母國艦隊司令官の命令により、各汽船の自由に持出すこと能はずとして、其の支給方を謝絶せられた。震災當時港務部長の發行した薬品及外科材料徵發命令覺書は左の如くである。

外科藥品及繩帶材料等右持參人へ支給相求度候

右船長殿

九月七日 神奈川縣港務部長(印)

第十節 横濱刑務所

一 被害状況

横濱刑務所は根岸町字廣地に在り、煉瓦の高塀を繞らした二萬六千餘坪の地積を有する廣大な一構へである。當日所内の職員は事務區域に典獄以下四十七名、戒護區域に九十名と外に使丁數名勤務し、收容者の總數千百四十名此の内懲役人千七十八名、被告人四十九名、其の餘十三名を包擁してゐた。激震の襲來するや最も重要な設備たる外圍は、其の大半倒漬し、大小の建物

約五十棟の内、二十四棟は倒潰、十六棟は半潰し、職員三名收容者三十五名壓死し、外に職員數名、收容者約五十名重傷を負ふた。建物の被害状況は左の如くである。

倒 倒	潰 潰	外 外	官 官	便 便	門 門	來 來	同 同	倉 倉	工 工	女 女	男 男	醫 醫
(名)	(名)	衛 衛	庫 庫	收 收	務 務	懲 懲	浴 浴	容 容	事 事	役 役	病 病	務 務
拘 拘	半 半	廳 廳	(被 建)被	控 服	其 其	張 張	室 室	場 場	他 他	室 室	場 場	(種) (種)
場 場	料 料	室 室	舍 舍	者 者	場 場	者 者	室 室	場 場	舍 舍	所 所	所 所	場 場
全 全	同 同	木 木	木 木	同 同	木 木	同 同	木 木	木 木	同 同	木 木	同 同	(棟) (棟)
部 部	造 造	造 造	造 造	平 平	造 造	造 造	平 平	家 家	造 造	平 平	家 家	造 造
造 造	平 平	藏 藏	土 土	造 造	家 家	燒 燒	藏 藏	室 室	室 室	燒 燒	室 室	(棟) (棟)
平 平	二 二	瓦 瓦	木 木	平 平	家 家	燒 燒	造 造	室 室	室 室	燒 燒	室 室	(棟) (棟)
家 家	階 階	藏 藏	木 木	平 平	家 家	燒 燒	燒 燒	室 室	室 室	燒 燒	室 室	(棟) (棟)
建 建	建 建	瓦 瓦	土 土	家 家	燒 燒	燒 燒	燒 燒	室 室	室 室	燒 燒	室 室	(棟) (棟)

寫	看	同	同	物	同	倉	數	看	同	事	守	守
											守	部
真長	裁自	自	炊事	度、	用度	度、	用度	真長	教習	務護	庫置	小類
派車	判動	動	事附	附屬	屬作	業	堂所	所	(文書、領置)	(戒)	(文書、領置)	(略)
出構	車	構	所	車	車	場	場	內	自	度、	度、	(名)
						場	場	所	自	度、	度、	
									自	度、	度、	
									度、	度、	度、	

一	九	八	零	數
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
二	〇	〇	〇	
三	一	五	〇	
三	一	五	〇	
四	三	〇	〇	
四	三	〇	〇	
五	五	〇	〇	
五	五	〇	〇	
六	六	〇	〇	
六	六	〇	〇	
七	七	〇	〇	
七	七	〇	〇	
八	八	〇	〇	
九	九	〇	〇	
三	三	〇	〇	
三	三	〇	〇	
一	一	〇	〇	
一	一	〇	〇	
一	一	〇	〇	
一	一	〇	〇	
一	一	〇	〇	

拘置居房	浴場房	木造平家建	
身居者	見事	同	同
接觸	附屬建物(渡廊下、便所等)	同	同
雜未工			
拘置居房			
浴場房			
木造平家建			

五一三一九一一一
八二

四九七、〇〇	七三六、一〇
一、〇五〇、五〇	一三三、〇〇
一、二〇五、九一	一、二〇五、九一
一〇七、七五	八八、〇〇
一八九、〇〇	一〇、五〇
二三〇、五〇	

所長は辛うじて庭園に避難し、同様避難し得たる典獄補以下の職員、並に收容者を指揮し、各部署を分かちて、直に臨機應急の處置を執ることを命じ、何れも之が活動を爲しつゝある際、隣接せる市電氣局舍宅より出火して、所内の建物は倒潰せるとせざるとを問はず、其の過半三十八棟は類焼の厄に遭つた次第で、其の際更に職員一名、收容者五名の焼死者を出だした。

二 應急措置

左に各係の執つた應急措置を摘録して見やう。文書係に於ては、收容者の下敷とな

れるものを救ひ出し、之を終るか終らぬかの中に、飛火は既に附近に及んだので、直に書類の搬出に努め、最も重要な收容者名簿全部二十七冊、收容者身分帳の大部分九百九十冊、其の他數百冊を安全區域に持出し得た。

用度係に於ては、職員及收容者の全部が未だ午餐を喫せず、空腹にては活動し難かるべきを思ひ、假炊場を急造して炊出を爲しつゝある際、火災の及びたるを見るや、即ち係員の一部を炊場に残し置き、各員何れも收容者を指揮して、防火に從事したが、折柄烈風吹き荒み、水道も壊滅したことゝて、一同必死の奮闘も多くは晝餅に歸した。尤も兩三箇所のみは慥かに延焼を防ぎ得たのであつた。尙其の際倉庫の一角を發掘して、外米約五十俵、麥二十俵、自動車揮發油・簿冊・備品・切手・葉書等の少許をも持出した。

會計及領置係に於ては、主として職員の救護並に官舍家族の救助に從事し、更に倒潰せる領置品金庫より領置品約三百人分及現金六百二十圓餘、其の他帳簿印類等の幾部を搬出した。

作業係に於ては、主として工場作業者の救出に奔走したが、火焰は忽ち全所を蔽はんとするに至つたので、工場附近の消防に努め、更に本廳舍の危急に迫れるを見るや、直に之に赴いて、關係書類の搬出に助力し、作業素品出納簿外六十五冊を倒潰物の下より持

出した。

戒護係約九十名は、夫々第一乃至第十四工場・青年工場・拘置監・獨居監・病監等に在つて勤務中で、何れも收容者の救助及逃脱防止に努め、防火にも從事した。

斯くて二萬六千餘坪の敷地は、其の大部分焦土と化し、拘禁設備も收容設備も悉く全滅したのみならず、食糧も缺乏し、百策茲に盡きたので、典獄は午後六時、收容者の内重傷者を除く一千餘名を構内の空地に集め、一々點検した上、此の際法規に依つて一時解放するに付、二十四時間内に歸所するか或は何れかの警察官署に名乗り出づべく、且つ解放中不心得なきやう嚴重に言ひ渡し、一同は思ひ／＼に退散した。尙重傷者數十名は之を一箇所に集め、衛生技師をして應急手當を施さしめたが、手當の甲斐なく死亡した者が十名あつた。斯くて所内の死者は職員四名、收容者五十名を算することとなつた。其の後、衛生材料の供給を得て後、夫々本治療を行ひ、其の中の十五名は執行停止の上、一時郷里に歸還せしめた。

二日拂曉の頃より不逞鮮人云々の流言行はれ、民心激昂の結果、鮮人を拉致して當所に來り、處分を求むる者などあり、之に對しては、當所の權限に屬せざる旨を説明し、且つ嚴に妄舉を戒めて引取らしめた結果、當所の界限に於ては別段慘事を見ずして終つた。

二日午後七時、解放期限となりし頃、歸還したる受刑者約七百を算したので、焼跡に野營を張つて不安なる第二夜を過ごした。

翌三日、歸還受刑者一同を集めて、此の際一致協力、職員の指揮に従ひ、災後の跡片付に從事すべき旨を言ひ渡し、一同誓明した。斯くて焼跡に散在する焼残り木材・亞鉛板作業用器具等を拾ひ集めて、取敢へず假收容場を設らへ、各工場別の標識を明かに表示して、外圍はなけれど、兎も角も拘禁制を維持することを得た。而も收容者一同は、死を免れたる幸運に感喜し、當所の取扱にも感謝したものゝ如く、何れも非望を懷くなく、神妙に勞作に從事したことは推稱するに足るものがある。尙解放に就ては、當所の附近民は何れも恐怖し、警戒を怠らなかつたのであるが、格別の事もなくて了つた。

此間、司法省行刑局に於ては、震災地一般の刑務所に對して、或は收容者に告諭を發し、或は外圍代用の板塀又は鐵條網を繞らし、或は震災地以外の刑務所より戒護力を分割し、或は移送收容及拘禁區分の變更を爲し、特に解放後歸還せざる者に對しては、各府縣に通達して、之が逮捕方に努力せしむる等、有らゆる方途を講じた。

直後は、一部掘出し得たる外米により、收容者、職員及官舎に在る家族一同は、粥を啜つて漸く飢を凌ぎつゝあつた折柄、司法省より、此際一週間持久せよ、其れ迄には必ず救援

に赴くべじとの通知に接したけれども、持久は到底覺束なきより、三日所員を横須賀鎮守府に派して、食糧並に衛生材料の分與を受け、更に市役所より外米四百五十七袋の配給を得た。其の後救護事務局を始め、近府縣の刑務所よりも續々食糧・衛生材料・事務用具・食器・拘禁材料等の供給を受けて、此等の點に就ては全く不安を除去し得た。

解放二十四時間の期限後に歸還した者も尠からず、拘禁上困難を訴ふるに至つたので、行刑局の通達に依り、海軍筋の助力を得て、收容者の一部を二回に分ちて、名古屋刑務所に移送した。其の第一回は九月六日二百九十五名を、第二回は性行の特に不良なる者百三十五名を、何れも磯子沖より軍艦夕張にて移送したのである。此の間八日、福島刑務所より看守部長二名、看守六名、九日盛岡刑務所より看守四名の應援を得た。尙ほ歸還せざる受刑者に對して歸還を促す爲、東は鶴見より西は磯子に至る間の各要所に其の旨貼紙を爲し、一方戒嚴司令部にも依頼して、之が公告を爲し、或は職員を變装せしめて、各方面を探査し、發見次第連行歸所せしめ、或は受刑者の郷里なる警察署へも逮捕方を依頼する等、有らゆる方法を執り、何れも多少の效果を挙げた。

所内の殃死者は收容者をして之を發掘せしめ、各遺族に交付の手續を執り、交付の途なきものは、之を荼毘に付した。多くの殃死者を出だした横濱地方區裁判所跡の屍體

發掘は、當所收容者をして之を爲さしめた。

復舊作業に關しては、取敢へず當所の對岸に在る横濱亞鉛鍍金會社の燒亞鉛を悉く搬入し、尋で救護事務局並に農商務省より木材其の他建築材料の供給を受けて、取敢へず假建築を構へ、更に司法省の配意に依り、民間請負業者の手に依りて、外圍、收容室、其の他の應急工事を施され、九月三十日には、事務室及倉庫一棟百三十二坪、收容舍三棟三百五十一坪、官舎六棟_{六戸}二百五十五坪の工事成り、新入被告人八十二名を收容し得るに至つた。其の後收容者は、悉く救護的施行設業に就かしめてゐたが、漸次に普通作業を爲し得ることとなつた。

第十一節 横濱地方區裁判所

震災前に於ける横濱地方裁判所_{同供託局}の廳舍は、明治二十三年三月十日新築落成したる煉瓦造の二階建にして、横濱市北仲通五丁目七十一番地に位し、敷地坪數四千百四十三坪二合六勺、建物千四百二十七坪一合三勺なりき。

激震の起るや、右廳舍は瞬時に崩壊し、舊時の壯觀は復た影を留めず、在廳多數の廳員、及辯護士、新聞記者、訴訟關係人等は、逃ぐるに暇なく、或は深く煉瓦の下に埋没せられ、或は梁柱の間に挟まれ、妻

惨言語に絶す。僕倆にして此難を免れたる廳員、其他の在廳者は、力を竭して救助に努めたるも、隣家鈴木商會を初め、附近の民家數箇所に火災起り、折柄の烈風に、四隣は忽ち火災と化し、廳舍も亦猛火の襲ふところとなり、水道は杜絶したれば、之を防止する策なく、烈風黒煙の中に、辛ふじて目に止まりたる負傷者を救助し、他に避難するの已むを得ざるに至り、廳員の一部は港内碇泊のパリー丸コレア丸、ロンドン丸等に避難し、一部は歸宅し、又一部は横濱公園内に避難したり。當日の廳員及其の出勤者は左の如し。

總 人 員

判 刑 事	十 九 名
檢 事	十 三 名
供 託 局 長	一 名
司 法 官 試 补	三十一名
通 譯	八 名
記 書	四十六名
雇 仕	三十九名
給 廷	十三名
丁 仕	十三名

小 傭 人
使 人
總 員
一 名
百 八 十 八 名

殃死者及負傷者　此の震火災の爲に、所長末永晃庫を始め、在廳者九十四名殃死し、判事書記以下

十九名重輕傷を負へり。

總 出 勤 者	百 三 十 六 名
事 故 者	五 十 二 名
死 亡 者	三十五名
生 存 者	百〇〇一名
總 員	百 八 十 八 名

記録及什器の焼失　上記の如く震火災は激甚且迅速なりし爲め、當廳保管の民刑事記録登記簿其他の書類及什器は、之を搬出する遑なく、悉く鳥有に歸したり。什器の内には、先帝行幸の際の記念たりし物も有りしが、復た如何ともすること能はざりき。書類の中偶、宅調の爲め、主任判事が自宅に持ち歸り居りしもの、及廳員の二三が携帶せしもの等、僅少部分は幸ひ此災厄を免れたり。

次に本市所在横濱區裁判所管内各出張所中、神奈川出張所の被害は、廳舍南方に傾き、半潰となり、執務危険なれば、主任書記窪田小次郎は、一時自宅の一部を登記事務所に充てたり。倉庫は石造なるが、

北側の外壁は、一面に外方に倒れんとし、爲めに二階の一部墜落したり。

書類は倉庫内に保管しありて、全部異状なかりしにより、壁の破損せる部分に、假りに毛布及トタン
板を以て之を蔽ひ、降雨の爲めに漏れざる様設備せり。書記の住宅も甚しく傾斜し、屋根及戸障子の
一部破損し、壁に龜裂を生じ、廳舍より住宅に通する廊下は全潰せり。

假廳舍の新築

當所長立石謙輔檢事正吉益俊次より司法省に向つて假廳舍の建築を上申した
る結果、本省に於ては、去る大正七年十月、金壹萬六千圓にて建築したる京都地方裁判所の假廳舍が、同
十二年三月同地方裁判所本廳舍新築落成に依り、自然不用に歸し居りたるを以て、之を當裁判所假廳
舍に移轉起工の計畫を爲し、同十二年十月十九日、工事費貳萬六千九百圓を以て、京都市綾小路通千本
東へ入柳の宮九番地末松佐吉に之が請負を命じたり。是より先き、横濱市役所にては市内主なる官
公署の假廳舍を横濱公園内に集中せんと欲する旨の決議を爲し、其旨當廳にも通知あり。當裁判所
は千七百二十坪五合の割當を受くることとなりたるを以て、此内三百八十六坪八合六勺九才を横濱
刑務所附屬拘置場敷地、百七十二坪五合を看守部長官舍敷地として分割し、残坪數千百六十一坪一合
三勺一才を當廳舍敷地と爲し、十月二十三日起工す。本省よりは成尾技師小林技手中川工手、朝倉工
手を現場監督として差遣せり。當廳に於ては委員長長岡判事委員瀧川檢事外六名の建築委員を任
命して、之が補助を爲さしむ。

右工事中設計變更ありたる爲め、十二月十八日追加工事費貳千百八拾壹圓八拾四錢を増加せられ

たり。尙附屬舍として辯護士控所、公衆控所、運轉手住宅、自動車庫、物置、其他の新築を金四萬參千九百
圓にて、右假廳舍と共に前記末松佐吉に請負はしめ、十二月十八日設計變更に依り、工事費七千五百八
拾五圓四錢を増加せられたり。右假廳舍及附屬舍は、大正十三年一月九日竣工せり。竣工に先ち、大
正十二年十二月二十二日工事略、完成したるを以て、翌二十三日青木町上臺に於ける假廳舍を公園内
なる新築假廳舍に移轉し、市内各新聞紙に其旨を掲示せしめ、且市内數箇所に新築假廳舍の所在を掲
示したり。(横濱地方裁判所震災狀況及廳舍)

第十二節 市内郵便電話諸局

一 横濱郵便局

忘れもしない九月一日定例の切手類検査立會を済して席に戻り、新聞を手にして臺閣の風雲を眺めて居た時、がた／＼と来たので、餘り地震に就いては恐怖を懷いて居なかつた私は、机に手をかけてしばし天井を眺めて居つた。馬鹿に激しいなと思ふ刹那、がら／＼と室の四隅の天井が落こちて來たので思はず識らず机の下にもぐり込んだ。其時又ぐら／＼とやつて來た途端に、びしやつと今度は机の上へ重い物が落ちて來て、机を倒し、自分はその間に挟まれて、身動きもならない事になつた。多分梁が落ちて來たのでせう。塵煙で天地晦曇。やあしまつた、やられたかと思つた。暫時にして眼を開けて見ると、身體共別に異状はない様だが、首を足臺に挟まれ、腰で重い物を支へて居り、いくら力んでも少しも動く事が出来ません。それであたりは森閑として居りました。これでは成可く落付いて救の來るまで、體力の保持に心掛けねばならぬ。あはてゝも、もがいても、弱るばかりだと思ひ、時々「助けろ！」と叫んで居りました。その内何やら人の聲がし、人の氣配がありましたから、此の時は聲を限りに「助けて呉れ、局長は此處に居るぞ」と申しました。その時天の救の聲がして「今助けるぞ、待つて居れ」と云ふ聲が聞えました。この時ばかりはやあ助かつたと思ひ、「君は誰か」と問ひましたら、「大津だ今行くぞ」と申されました。誠に天使の聲でありました。何しろ屋根の上

を傳はつて來る助けの人々は、自分の居所が中々見付かりません。それで漸く塵の内、壊れた机の下より白ズボンの私の腰部を見出したさうです。それで机を持ち上げやうとしても、一人や二人の力では、梁が落ち重つてゐる机は、とても持上げることが出來なかつたさうです。それでわざ／＼縣廳より梯子を取寄せ、屋根の上に登り、辛うじて私を引づり出して呉れたさうです。此の奇特の人々は前に申しました監察員の大津書記、外國課の花田主事、電信課の取締役福島廣治、外國課の郵便夫石崎伸造、河合源六の諸君たつたさうです。誠に再生の恩人として記せねばなりません。

救ひ出されてから氣がゆるんだせいか、背部に傷みを覚え、一時氣が一寸ボーとして門の左手の樹の下まで参りましたが、そこに女子事務員や、吏員の血にまみれた體が數多横臥して居るではありませんか。之を見ると急に緊張した氣分に立戻り、往來の中央に出ました。三十年の昔、横濱の誇りとした建物は、一たまりもなく前面の本町通りを一杯に塞いて倒壊してゐるではありませんか。あちらを見れば菊の御紋章焼たる三階建の税關のドームが、往來の眞中におつこちて居る。只縣廳の建物だけ倒れずに居りました。幸ひ我々の居た分館は、階上のみ潰され、階下の外國郵便課は無難であつたため、向課員が人命救助に活動して居りました。高橋外部課長も無事でした。淺尾會計課長も無事でした。心配なのは郵便、電信課の人々であつたが、その内に竹内郵便課長が頭と手から血を出して來ました。電信課はどうかと聞いたら、まだ判らぬとの事でした。それではその方が肝要だからと申し、そこに居た人々をその救助に應援として遣しました。

零時十五分頃に隣の倒壊した木造の露國領事館より火が盛んに吹き出しました。こうしては居られぬ、どこかへ逃げなければならぬ。第一此處に居る負傷者を運ばねばならぬ。す度そこに放棄してあつた荷馬車に五六の重傷者を搭ぎ入れ、勿論馬は馬子と共に逃げて居ませんから、皆で之を引張り出しました。

此時氣が付きましたのは、御眞影です。どうかして出したいたいものだ。電信課の福島取締役が「どうしても探し出します」と云つて、崩壊した煉瓦の山に昇りかけた時に、御眞影の白木の箱が私の眼に入りました。「あすこだ！」と指すや否や、「占めたぞ」の聲諸共に、半ば埋れたる土石の裡に飛び込み、しかも上部には半壊の壁や木材がぶら下り、何時潰されるかも知れない危険を冒して、御眞影を取出した人々は、會計課の辻本書記、福島取締役（電信課）、河合取締役（外郵課）、松山國三（電報配達人）の四氏です。此四氏の行動は推賞に値します。全く自發的に出た誠忠のほどばしりで、殊に福島の如きは「これでよかつた」と私の手を握つて感泣致しました。直ちに其の名を外國課の主事に命じて記録させました。

火はだん／＼迫つて來ました。本館に居た人々の消息がまだわからないので、御眞影は僕が護るから、その方を手傳をせよ」と申し、福島等の人々を再び本館へ遣りました。そこで傍に居た大津監察員北川書記に、御眞影を奉戴せしめ、一先づ三井物産の前まで連れました。此時は午後一時頃と思ひます。

黒煙は四方を閉ざし、こゝもあぶない。一先づ公園に逃げやうと更に負傷者を引張り、御眞影諸共に、公園前の小湖（土地陥落水道破裂のため、公園の入口道路は一面の湖となれり）を涉り、辛うじて公園に達しました。後より押し来る群衆にもまれ／＼て、御眞影を保護しつゝ、午後五時頃猛火のために既に焼き殺されんとした次第は、爰にくだ／＼しく叙しません。公園の池が水道破裂のため氾濫した事と、此處に逃れ来る人々は、手に一物をも携へて居らぬこと、此の二つの事實が此處に避難し來りし我々五千の命を救ひ、本所被服廠の轍を履ませなかつたのです。

被害の最も甚しかつたのは、郵便課電信課が居つた本館です。建物の古いのと、電信事務擴張に伴ひ、障壁を打抜いて、屢々模様替を行ふたため柱が脆弱となつたのでせう。第一震と同時に本町通りの往來に面した前面の煉瓦壁が全部崩壊し、十間幅の往來を埋めたのです。隣家にある縣の警察部では、郵便局本館の倒壊の轟然たる音響を聞いて、之は不逞の徒が警察部を目がけて爆弾を投じたものと思ふたと云ふ事です。崩壊が震動の瞬間に起つた事を裏書するもので、郵便課電信課で助かつた人々は、何れも區分臺機械臺の下にもぐつた人々です。郵便課發著掛の如きは、本局員二十三名中、救助された者は、僅かに八名だけださうで、被害率が最もひどいのです。

分館は階上が潰され、そこに在りて局長室・應接室・監察員・會計課には多少の死傷がありましたが、その階下の外國郵便課は無事でありました。尤も室外に逃げ出した人には、階上煉瓦壁の崩壊のため殺されました。分館の隣りの電話局は、階上階下共に無事であつたのです。それは建築が一番新し

いため、地震に對する抵抗力が強かつた様に思はれます。

居留地二番館に在つた外國課小包分室も、建物が古いため、即時全壊全焼して、ひどくやられました。火災は殆ど地震と同時に隨處より起り、三十分後には建物に火が移り、一時間後には焼失したのですから、遺憾ながら郵便物は勿論一物をもち出すことが出来ませんでした。只前に申述べた通り、辛うじて持出した御眞影と、庶務主任が第一の震動の時持出した局印一顆と、港内出動中の小蒸氣とが助かりました。これが全財産です。本館分館、居留地にありし外國郵便課分室、信入倉庫、北仲通の局長官舎、新開構内の外國税關分室、小蒸氣二隻、全部焼失しました。

最後に最も悲しむべき事は、局員中より九十名の死者を出した事です。その内でも最も悲しむべきは橋本電信課長の死であります。電信課の柴田主事が倒壊家屋より辛うじて這ひ出し、その脱出せん屋根裏より數人の同僚を救助中、西南の隅より頻りに救を求める聲がするので誰何して見ると、橋本課長であつたさうです。驚いて救助に取かゝつたが、何しろ指先が僅ばかり見えて居る丈けの橋柄ぞの附近にあつた片岡書記と共に堆積物をかき分け、顔面を見得る程度にしたのですが、約半坪大の煉瓦が腰の上に横たはつて、それがどうしても動きません。更に渡邊貞吉、川伊藤各書記や、麻生・小柳兩書記補、福島取締役と協力したが、道具がないので、どうする事も出来ない。依つて隣の警察本部から巡查小泉和助氏の助力により、鶴嘴を借り來り、同巡查も手傳ふて、三四箇所煉瓦のかたまりを割つたと思ふ頃、課長の容態が急變し、脈膊もなく、絶望に陥つたと同時に、火炎が近づいて來たので、止むを得ず、涙をふるうて殉職の第一人に別れを告げたさうです。

外國郵便課の北川元吉兩書記及び豊田書記補は、未明に公園を飛出し、櫻木町通を横濱驛まで辿りついたが、石炭庫の火炎のため、一步も進むことが出来ない。其の後の避難としては、御眞影を奉安し、負傷者を引連れ、生存者と一緒に公園地に避難したのは、午後一時半頃です。猛火迫り来り、約五六時は煙に包まれ、幾度も焼け死ぬかと思ひました。そして五時頃は最も危険でしたが、日没になりました、周囲の建物が焼盡されて、漸く焼死の虞なきに至りました。

此の世の終りかと想はれた凄絶の光景も、夜更けて吹きまくる風に空の一端が顯はれ、稍、生氣づいた時耳に入るものは、傷者のうめき聲と、渴者の水を呼ぶ叫びでした。此際人々の經驗したのは、飢よりも寧ろ渴でした。勇敢なる人々は、火炎を冒し、四五町隔てた三井物産の井戸より水を汲んで來るのでした。我が外國郵便課に屬する水夫は、最も目ざましい働きを致しました。それは遠く波止場に到り、焼失した棧橋を渡り、加奈太汽船エムプレスより一升德利に二杯清水を齎らしました。怪我の重い者、その内には息を引取るばかりの者もありましたから、それ等には此の一滴の水は天の恵みとなりました。我々もこれにより、どれ丈蘇生の思ひをなしたか判りません。水夫の名を小島と申します。

午前二時頃、片破れ月が天使の姿を顯しました。應急の處置如何。萬感交々到りました。傍にありし高橋外國郵便課長と相談して、第一此の模様を東京に知らせる必要があり、且又氣遣はるゝは東

京の事です。東京が横濱と同様の運命なれば、我々は援けを乞ふことも出来ません。自給自活せねばならぬ。東京と連絡をとる事が第一の問題と思ひました。御眞影を持持し來りたる外國郵便課の精銳北川・元吉兩書記と豊田書記補とに、此の重大の使命を托しました。此の三人は拂曉猛火を冒して、徒步東京へ向ひました。

第二は局舎の事です。兼ねて目をつけて居た公園の一角、市の圖書館の建設豫定地に、至急バラックを建てたらよからうと考へました。其の他負傷者の手當、生存者の給與等、それからそれへと、公園の夜の露は、かなり冷靜に頭を働かせました。

夜が白み渡りましたから、公園に避難の人々は、それ／＼家路を指して散りました。己が家族の安否を氣遣ふ爲で、如何にも無理もありません事です。さて横濱郵便局は四散消滅することを許しません。殊に重輕傷者を保護して居るに於てをやです。そこで私は踏留まつた少數の局員と共に、塵埃の收まるを待つて、公園の東北隅に取敢へず避難所を設け、死傷者を收容致しました。死者一名、重傷者四名、輕傷者は五六名あつたかと思ひます。其後専ら罹災職員の救護に努めたが、遞信當局の御援助により、保護方法に對する措置も目鼻がつきました故、假事務所と爲すべき地の搜索にかかり、色々苦心の結果、高島町内務省土木出張所内の二三室、神奈川京濱電車待合室、青木小學校等を暫時借用する事とし、尙ほ豫備として、三井物産の焼跡をも借用することが出來たのです。それで土木出張所に横濱市内各局の本部を置き、駐在技師と電信課とは京濱待合室、青木小學校を占領することとな

りました。（横濱郵便局長）

二 長者町郵便局

正午二分前、俄然異様の大唸りが地下から聞えた。續いて局舎が烈しき上下動で搖り出して、強き左右動が來た。器物が倒れる。壁や天井が凄まじい勢で落ちて来る。その一瞬時各自は机座分臺の下に潜つた。逸早く窓から飛び出た者もある。予も急ぎ机の下へと這入つた。尙も崩落する大音響には驚いた。是では大抵の者はやられたらうと思つた。震動は殆んど連續的であるが、時を見計らひ、予は匍匐出した。邊りを見れば、驚くべし、局舎は既に全潰して、瓦石は山の如く押重なり、僅に外廓の一部が残つて、不思儀に自分は其の處に占めてゐた。白烟は濛々として立のぼり、其の中に落壁に挟まれて助けを呼び、又は巨石に撲たれて氣息奄々たるあり、女子事務員は悲鳴をあげるあり、凄惨の状況も當てられない。予は聲を限りに残存者を指揮して、救助に努めた。漸くに黒ずみたる、或は血だらけの死傷者を引出せる裡に、長者町四丁目から起つた火は、早くも局を襲ふて來た。女子や煉瓦大石の下敷となり、數十人が必死に懸つて動けばこそ。時すでに猛火は局の四邊を包み、刻一刻危険が迫つた。萬事休す、自由行動を執る外ない。併し單獨では死傷者を生ずるから、一團となつて互に保護して行くことにしたが、前後左右の火に、全く進出の自由を失つた。最早こうなれば、此儘燒

死するよりは、決死行くところまで行くとしやうと、漸くに血路を開いて、附近の大岡川に出たが、頼みにした千秋橋は焼落ちて渡れぬ。さらば山吹橋と馳付けたが、警官が聲を嗄らして通さぬが、夫れでは逃げ場がなくなる故、無理にと押渡り、阿鼻叫喚の修羅場を右曲、左折に突進して、廣澤山に避難した時は、午後二時近くであつた。山から我局を瞰望すれば、手に取る様に見えた。紅蓮の舌は執拗くも、其の残骸を餘さじと猛威を揮ひつゝある。

親しみ深き局も、數刻を出でずして一片の焦土に化すかと思へば、感慨無量であつた。暫くする間に山は火に呪はれた。避難者で動きが取れなくなつた。自然の狂暴は今や全市を席捲する勢となつて、見渡す限り火の海と變じた。平常安固を誇る洋館が、轟然たる爆聲で、焼け落ちる。さしもの地震にびくともしなかつた縣廳や、市役所も、蟻に火を吹いてゐる。折柄物凄き黒煙が西から一面に空を焦がして來た。東洋一の稱ある中村の石油倉庫に火が付いたのである。所が驚いたのは安全地帯と思つた唐澤山の下へ火が廻つて爆竹の如き音で山上めがけてきた。さあ大變、足許から鳥だ。早く引上げやう。平樂の原は根岸の競馬場が近い。其處ならば奥が深い。名案だと一同平樂へと移つた。その原は最早數萬人の人であつた。併し此處ならば眞逆の時も危険が渺いと、恰好の場所を搜して、避難所と定めた。取敢へず目標が必要だと、島津取締の機智で、近所から障子に、局名を大書して來た。茲に我等はほつと一息ついた。

第一の備へは食糧である。直ぐに人を八方に出したが、此の場合中々得られさうもなかつた。二

時間許りすると、喜色滿面で使が歸つて來た。握飯が手に入つたのである。やつと皆の勇氣が附いて來た。十時を過ぐる頃から、秋の夜寒が身に沁みてくる。疲は甚だしく感じて来る。一體此の先何うなるかと思つた。併し外には連も行かれぬ。今夜は何としても野宿をせねばならぬ。就ては孰れも局のために、各自の宅を顧みないでゐるより外はない。火も少しは衰へたから、誰か屈強の人を使として、家庭と連絡を圖ることに決めた。されど之は大役だ。其處には岩永保津の兩書記が進んで之を引請けた。御苦勞だが頼むと、兩人を派遣した。

幸運にも萬死に一生を得た安堵と疲労とに、誰も睡氣がさして來た。所が突然警報が來た。曰く、「不逞鮮人」二千名が本牧から此の方に押寄せてくる。混棒でも用意して應戦せよ。殺しても構はない」と。原は物凄き叫びでどよめいた。一時間許りすると、格闘が始まつて來た。原の人は總立ちになつて、右往左往の大混亂となる。時々稍や鎮まると、殆んど間断なしに餘震を感じる。果して鮮人の暴動か何か疑問であるが、終夜惱まされ通したる間に、凄惨の一夜は明けたが、疲労困憊は到底形容が出來ない程であつた。此の時夜を徹し、苦熱を冒して、岩永保津の兩書記が相次で歸來し、任務を果した旨の復命を齎した。

九月二日の朝一同は、避難所から局の焼跡に行き、變り果てたる慘状に斷腸の感があつた。曹くする裡に悲痛の色を浮べて行交ふ人が殖えてくる。今に公衆が災後の始末を聞きに來るだらうから、早く假事務所を開いて之に備ふることが急務であると認め、焼トタンを集めて、取敢へず小屋を設け

た。そして應急事務に懸つた。(長者町郵便局長洗治助氏述)

一〇二

三 神奈川郵便局

震災それは丁度九月一日正午十二時頃の頃であつた。地震だなと思ふ間もなく、グラグラと石造の我局舎は、恰も洋上の汽船が荒波を喰つたかの様に大動搖を始める。書箱電池箱等が續々顛倒する。瓦がガラガラと落ちる。誰を見ても生色のある者はない。裏の廣場へ出でて局舎はと振り返つて見れば屋根瓦は殆んど落ち居るが外部には一見差して大なる破損を示さず、只ミシミシと動搖して居る。附近からは瓦の壊れ落する音、家屋の倒潰する音、救助を求むる哀叫の聲、雜然として起り、其の凄惨さは到底筆舌に盡すことは出来ない。さうして皆は第一震が終るまでは、殆んど手の下にすべき方法をも知らずに、此恐るべき大地震が如何なる程度迄に擴大するものか、只其の結果を案じつゝ暫時殆んど無我の状態にあつた。第一震に次で繼續震が稍、静まつた時、在局員一同無事と知れるや、一同は見えず快哉を叫んで元氣づき郵便物や重要書類やを取出すべく、屋根瓦の木葉の如く飛散る中を冒して、破壊局舎に這入らうとしたが待て暫しと、假令局舎より取出しても、其の取出物を最後迄安全に救助することの困難を認め、郵便物の救助を断念し、人命の安全を計ることに努めたのであつた。然るに二、三の幹部は震災の隙を窺つて、局内に飛び込み、大金庫の扉を開き、爲替貯金證據書類及び現金等を格納した。書留通常郵便物電報原書等を何れも行囊に納入して、局舎の裏廣場へ持出し、安全を計かつたかと思ふ間もなく、今迄グラグラして居た二階が、一時にドッ、と墜落した。もう二三十秒遅かりせば、神奈

川局の幹部は全部慘死を遂げたのであつたらう。嗚呼、其の中に折角取出した電報原書入行囊は、避難の際火に追はれたため、火中に落ちてしまつた。又一局員は小使部屋に馳せ付け、大火鉢に大釜の湯を掛け、消火せしめた。一面火災の起るは必然と思ひ、斯様な混亂中にも、幹部は局員に命じて、裏廣場の川端に唧筒を引出し、機械の運轉を始め、河中にホースを投げ込み、何時にも火災と鬪はん準備をしたのであつたが、水量が減退して居たので、放水状態が勢がなく、これでは殆んどその効果がなからうと、幹部の頭には不安に感ぜられた。

午後零時三十分頃かと思ふ頃、局舎附近八方より火の手が上り始めたと思ふ間もなく、局舎の隣家より猛々と火炎が湧出した。驚破こそと、今迄局舎本館及び附屬舎を霑らして居た筒先を同所へ向け、消防に努めたが、河水は益々減退し、加ふるに濁水なので、水勢悪しく、齒痒いこと限りなかつた。約二十分間努めたのであつたが、其の内四方一面火の海と化し、到底消防の効なく、刻々我等の身に危険が迫り來たと見えたので、局員一同は咄嗟の間に、幹部の號令で安全地と目指す高島山へと避難したが、間もなく我が局舎は遂に猛火に包まれてしまつた。

局員の集中策を講ずるが、此の際處置すべき第一の要諦と考へたのであるが、一つ丘を越えたる青木町、三澤方面は殆んど安全なることが耳に這入つたので、不圖同方面に當局員高野書記補の實兄の農家があることに氣付き、同所を一時當局員の集合所と定むる事に決し、一同に其旨を告ぐると共に、各人に自由行動を命じ、家族等の安否を尋ねよ、而して更に集合所に集合せよと宣告し、茲に局員一同は一時解散したのであつた。而して數名の幹部と獨身下宿者、火炎のため通行不能の者等、約三十餘名の者は一團となつて、前記高野氏宅へ逃り著いた。

午後四時三十分頃、高野氏宅に著し、其の被害なきを見て、同氏に面接して窮状を訴へ、特に同家の一部を當局員の避難所及び當神奈川局の假事務所として、一時借り受け度き旨申述べたところ、同氏は快く承諾せられたので、一同は同氏の厚意を謝し、茲に一安心した。其の夜は夕食の炊出を受け、朝來の空腹を充たしたのであるが、家族持の諸氏は、まだ家族の救助やら、捜査のため、死物狂ひで火の海の中にあるのだ。其の夜の一時は裏庭へ筵を敷いて、夢現つの中に夜は明け、二日の朝となつたのだが、東天に出でた太陽は、どんよりとして、濛々たる黒煙の上に微かに見えて、其の状態はこれが地球の破滅となつて、森羅萬象は今にも全滅するのであらうかと思はれた。その内に取出した郵便物・印紙・切手類の整理や、假事務所の所在地周知方や、局焼跡實査等をしたが、同日午後より不逞鮮人襲撃すとの流言喧傳せられ、通行人は何れも武器を携帶し、市中には頗る不穏の状が漲つた。それから在郷軍人會等より交渉もあり、同夜から毎夜十數名づつ徹夜して萬一に備へ、晝は局員を數組に分ち、何れも速成の局名入、大郵便旗を

立てゝ、市各方面又は二三里もある村落に派遣して、専ら米味噌・醤油、其他野菜類を貰ひ受け、夜は歩哨勤務で大方數日間を過した。局員百十餘名と一部同家族の生命は全くこれがために續けられたのであつた。(神奈川郵便局長成田譽之助氏述)

四 横濱驛前郵便局

震災九月一日朝來雨であつたが、午前九時頃から晴天となり、僅に數時間後に斯る未曾有の大慘事の起るべしとは思はなかつた。然るに午前十一時五十八分頃突如として強震起り、當局は元々其の位置構造等強震に堪ふべきものなく、腐朽甚しきを以て、各員避難の準備をなす暇なき中に倒潰した。然るに該時刻は恰も正午に近き關係上、窓口は比較的閑散にて、公衆も二三瀬所に居たのみで、地震と知るや局員の大部分と共に屋外に全部避難するを得た。然るに屋内には尙ほ二三の局員あり。内一名は梁柱の下敷となりて、重傷を負ひ、生死の程も氣遣はるゝも、如何ともなし得ず、且つ局員の大部分は其の儘屋外に避難せることゝし、其處置と共に一方金庫の保護重要物の搬出等の義務あるを以て、如何にもして局内に入らんとしたが、尚連續的に起る強震のために、危險にして近寄り得ず。加ふるに局舎は全く倒潰し、局内に入ること殆んど不可能で、如何にして其等の應急處置をなさんかとあせる中に、自ら負傷者の躊躇として這出づるに逢ひ、之れを援けて避難せる外、何物をも搬出する暇がなかつた。

此時既に火災各所より起り、其の勢猛烈にして、殆んど横濱全市の天地を覆ひ、如何ともなす事出来ず、比較的火災に對しては安全地位に在つた當局舎も、三方より火災に囲まれ、危険刻々に迫る中、遂に午後

二時頃、飛火のため延焼し始めた。之を見たる局員は、多數馳付け、大なる危険と戦ひつゝ、一時消し止むを得たが、横濱驛が火焰に包まるゝに及び、最早如何ともなし得ず、遂に局舎も亦僅かに數十分にして焼失した。是に於て萬事休し、直に離散せる局員を集めて、鐵道線路の一方を避難所と定め、負傷者には相當手當をなしたる外、夫々部署を定めて避難準備をした。

然るに火勢尚ほ一層猛烈となり、天日ために暗く、加ふるに此時旋風各所に起り、火焰と共に吹き捲くなり、鐵道線路に危険迫れるを以て、已むなくガード上に避難所を變へたが、ガード上も亦危険となり、如何ともなし得ず、各員遂に意を決し、更に元の鐵道線路上を避難所と定むるの得策なるを思ひ、熱火の苦を凌ぎつゝ、或時は地に俯伏するなどして、火災の終焼するを待つた。時を経るに従つて、旋風愈々烈しく、亞鉛板・電柱・石油罐等を吹上げ、之を避難所附近へ落下するので、頗る危険なれば、已むなく線路上を其の度毎に轉々しつゝ難を避けた。

翌日となり、更に適當の避難所を捜査して、局員の集合に便ならしめ、一方局舎の焼跡に至りて、金庫保護の處置をなしつゝ、應急事務の開始に準備をなしたが、局員の殆んど全部は家を亡ひ、衣を失ひ、食品も皆無の有様なるため、先づその救護の方途を講ぜざるを得なかつたので、之がため數日間を費した。

(横濱驛前郵便局長箕嶋氏述)

五 櫻木町郵便局

九月一日現在當局定員は、吏員三十三、傭人二十三、合計五十六名の内缺員二名、缺勤者在宿者、其の他三

十二名にて、震災の際、在局せしは、吏員十四名、傭人八名にて、石原局長及桃井主事等二階食堂に入りし利那、激震起り、動搖のため、書箱行厨棚等は倒れ、附近貿易新報社及櫻木町驛等は倒潰し、花咲町方面及關内には早や火災起り、局前廣場の龜裂よりは泥水湧出し、危険と見たる局長以下、一時は局外に逃れ出たが、川向ふの本町通りよりの猛火は、隣り東横濱驛に移り、花咲町方面の火も接近し、局舎は益々危険と成りしため、石原局長は安全なる方面を選び、大部分の局員を退局せしめ、跡に残りし局員を督勵し、自身は真先に再び局内に入り、物品搬出等を指圖したが、附近は黒煙と猛火とに包まれ、進路を失する恐有りしため、再び局外に逃れし時は、四圍蒙々として局舎裏鐵道線路を残すのみであつた。局員は搬出物を携帶して横濱驛方面に逃れ、之を西戸部町山王山なる監視員宅に保管せしめた。局長は監視員と共に局舎の焼落つるを見届け、午後一時頃避難し、翌日九月二日より局長始め、主事等は局舎焼跡に於て局員の安否調査の處、前日避難の際、信使川戸重吉が柱にて頭部を打ち、人事不省となりしを見たる岡島事務員が、應急手當の上避難せしめしめたために、全員無事なるを得、翌日より避難場所なる横濱公園に於て救濟事務に當り、九月七日より救濟本部を市内裏高島町内務省土木課出張所内に移した。(櫻木驛前郵便局主事稻葉氏述)

六 横濱中央電話局

本局被害状況 大正十二年九月一日午前十一時五十八分、關東地方を襲へる震火は、特に我が横濱

櫻木町郵便局 横濱中央電話局

地方に慘劇の中心を極めたことは周知の事實である。市中焼失倒潰家屋約七萬戸と稱せられ、又其の損害に至つては、實に世界の有史以來稀有と傳へられて居る。我横濱中央電話局に於ても、所屬各課何れも其渦中に投げられ、之がために山下町に於ける本局を始め長者町分局竝に料金課分室、山下町借入倉庫等、殆んど廳舎は勿論、通信用機械等全部鳥有に歸せしめたのである。各局課に於ける狀況を左に述べやう。

本局被害模様 煉瓦造二階建の建物であつたが、第一震で本館二階試驗室外廊アングル形平面の角部分が崩壊したので、折柄試驗室にあつた技術官駐在所員の數名は二階床と共に無線電信室に墜落し、遂に二技手外一名即死した。幸にして交換室は、交換機前方に傾斜したのみで、多數の交換手は一齊に座席を離れ、悲鳴を上げて螺旋階段を下り、玄關に殺到したのである。時しも局長監査課長は幹部と共に一旦米國領事館前に飛出して後に残つた局員救助と重要書類等の搬出をなさんと踏止まつた。周囲を見れば、新廳舎に隣れる米國領事館は滅茶々々に粉碎し原形をも止めず、生絲検査所の裏手三棟の煉瓦倉庫も同様、局舎と棟續きの外國郵便課階上なる交換手休憩室及同宿直室も、横濱郵便局庶務係會計課事務室も、屋根及前面の煉瓦崩壊し、郵便局本階も又崩壊のため、十間幅の往來を埋め、此慘状實に目も當てられなかつた。一方山下町方面を見れば、殆んど兩側外國商館は倒壊して、道路をふさぎ、路上は電信・電話・電燈の架空線殆んど皆切斷して垂下し、處々に乗り捨てられたる自働車、右往左往する内外人、頭部頸面手足を負傷して血染めとなつた物凄き人々、十字街に悶絶してゐる者、絶命した者、その慘状

目もあてられなかつた。

二階に到り見れば、交換手宿直、休憩室は悉く天井墜落し、周囲の煉瓦崩壊したので、室内は忽ち土煙を上げ、何處も見當が付かぬ、暗黒界となつた。食事又は休息中の書記補一名、他に十數名は、逃ぐる遅もなく、煉瓦壁又は天井の下敷となり、或は階下に降らんとして呻吟し居るものあり、十四名の男子吏員は、危険を冒して躍進し、之が救助に努めたが、如何しても救助するを得なかつたものは、崩壊した煉瓦と共に墜落して其下敷となつた一書記補と煉瓦の下敷になると同時に絶命した交換手十一名とであつた。所屬舍木造二階建は幸に倒壊を免がれ、三階の一部にて養成中の交換手見習七十一名と、養成主任以下職員並に技術官駐屯所職員一同は無事で、稍、震動の止む時刻を見計らつて公園に避難した。

是れより先、加入原簿及料金課徵收原簿等は、之を搬び出さんとしたが、加入課・料金課は、到る所、戸棚書函類の容器、顛倒して、原簿は其の下敷となり、又は散亂し、容易に持出すこと不可能の状態であつた。庶務係長良書記は、庶務係員と協力して、局員全部の履歴書と、一二重要書類を搬び出した。然るに隣接の商館から猛火四方に延焼し來り、危険刻々に迫つたので、遺憾ながら他の重要書類は持ち運ぶ道なく、踏止まつて盡力した局課長以下と共に、一同集合地點であつた公園に向ふこととした。時に午後零時三十分頃であつた。

避難の状況 公園間の道路は、局より一町餘先は三四尺陥落し、之がために水道鐵管破壊し、大小の龜裂を生じ、路上は泥水流出し、危険云はん方なく、水は刻々腰部に達する有様で、行歩甚だ困難であつ

た。左方支那街一体は、家屋も殆んど倒潰し、慘憺たる状態であつた。又左方關内各町も既に所々に火災起り、公園廣場は泥海と化し、著のみ著のまゝの内外人は、周囲の高地樹木下に密集し、後より後よりと殺到し来るもの其數萬を算し、殆んど身動きも出来ぬ状態であつた。加ふるに強風猛烈となり、隨所に旋風起り、塵埃土砂を降らし、忽ち猛火は倒潰したる和洋建物に延焼し、火焰天を焦して物凄く、四方火の海と化し、其間時々大砲の如き爆發の音響、各方面に物凄く、強震尙續出し、吹き捲くる塵埃土砂煙の爲めに呼吸困難に陥り、身體は苦熱に堪へず、生きながら焦熱地獄を現出した。此夜一同は圖書館建築敷地に集合を促して茲に一夜を明かすことに決した。午後八時過消防署の好意に依つて、一滴の水に渴を癒し、夜の更くるを待つた。午後十一時頃から、危険と困難とを顧みず尋ね來た交換手の父兄に生存者を引渡したが、慘死者の父兄は昏倒せんばかりに泣き悲み中には失心した者さへあつた。かくて一同解散したるは翌二日午後四時過であつたと覺ゆ。(同局震災日誌摘錄)

長者町分局の被害 當分局は鐵筋コンクリート二階建の局舎であつたので幸ひ倒潰を免かれ、本館執務中の交換手は協力して、無難局前に免れたが、長者町郵便局煉瓦造二階建の一部を使用せる交換手休憩室同寢室は、第一震で煉瓦崩壊して天井落ち、食事中の交換手は其の破壊物の下敷となつた。監視等は分局長の指揮の下に危険を意とせず、萬難を排し、漸く五名を救助した。外に三名の行衛不明者を出したのは遺憾であつた。尙ほ更に下敷者を救助せんとしたけれども、附近吉田小學校々舎から發火し續いて附近一帯火の海と化し、狂風猛烈を極め、諸所に延焼擴大し、刻々危険が迫まつて來たので已解散したるは三日正午であつた。(同局二日政府に報告したる記録)

料金課分室の慘狀 當分室は煉瓦造三階建事務室の一階全部を使用して居つたのであるが、各官廳中でも、その淒惨の状は裁判所と共に人々の心膽を寒からしめたのであつた。第一震動と共に外廊の墙壁は崩壊し、突嗟の間に机下にもぐり込めるものを除いては、殆んど壓死の大厄に遭遇した。男女所員五十六名中、首席一名、監視員一名、女子事務員二十六名、小使男女二名計三十名は倒潰と同時に殆んど絶命したが、障礙物を排して免れたる書記補一名、其の他男子事務員は、全力を注ぎ、同僚を救ひ出した。然し震動激しく、四圍の火炎は刻下に迫り、涙を呑んで避難するに至つた。同伴者男女七名中、重傷した一事務員を看護しつゝ、一旦安全と認むる吉濱橋附近の荷揚場に佇んだが、周囲からふりかかる猛火の苦熱に耐へず、河中に飛込んで、六時間餘り首のみ出して浸り、陸に置きたる重傷者には、水に濡したる袴などを被せ、最後まで保護を加へて、火災の鎮まるを待つた。萬死に一生を得た當時の苦心談は、今繰返すも眞に悲惨の極であつた。

この後四日には松山書記外四名を、五日には徳江外五名を、六日には埴生外四名を、七日には佐藤外六名を、十六日及十七日には高鉄外五名の遺骨を掘り出したのである。(中央電話局山下町料金課調査)

假局舎設備と交換業務開始 九月一日震災直後は市内各局とも通信機關全く杜絶した。しかのみならず、收容すべき局舎すらなかつたので差向き三日から、公園内圖書館建築敷地に焼鐵板を寄せ集め、雨除け小屋を假設し、一方遞信局から送られた天幕を以て假集合地とし、善後策を講じた。其後幸に火災を免れた内務省土木出張所の一部を借受くることとして、以下順次交換業務の開始を見るに至つた。

(イ)表高島町内務省土木出張所 九月七日以降内務省土木出張所に移り、遞信局及市内一二等局幹部室を置き、震災應急事務並に救濟に關する實行方法を協定の上、事務室の一部を交換室に充當し、左記回線を收容し、九月十五日より専ら救濟事務用電話の交換業務を開始した。而して之れが從事員は、主事以上を以て廻轉勤務した。

一 装 置 機 械	百二人=付	分 線 盤 一臺
二 收 容 回 線	五十人=付	單式交換機 一臺 〔市外電話線 二回線(京濱一番同二番)
	〔市內加入者	十 五 名

但し九月中に逐次開通せるもの二十名にして左の如し。

(電 話 番 號)	一六	(加 入 者)	神 奈 川 県
横 濱	一六	奈 川 県	名
		櫻 木 町	所 在 地

三、三、三、三、三、二、二、二、二、二、二、二、二、一、一
五、四、三、二、一、〇、九、八、七、六、五、四、三、二、一、〇、九、八、七

横濱	水鐵	縣配	電各	警	横	濱
濱	道	神臨	裁	警	濱	市役
兵	省	稅關	事時	郵便	警	令
濱	駐	海事	給給	電話	易復	張
臨	隊	部部	時部	技術	易復	用
時	郵	事務	救出	電話	警察	官
建	道	務	護理	技術	事務	部
築	事	務	令	術	事務	會
本	便	係			事務	署
便	使	部			局	行
本	事	局			局	會
事	務	局			局	會
務	務	所			所	所

税青	久高櫻新	神南本神本	櫻航高櫻木	木	木
木	木	木	島路	島町	町
關	關	奈木	木新	新	木
木	島	木	港	港	出
門	木	木	港	港	張
桐	橋	木	牌	牌	所
内	内	木	前	前	會
烟	烟	木	號	號	會
町	町	木	青	青	商
脇	脇	木	木	木	理
階	階	木	臺	臺	會
所	所	庫	倉	倉	舍
庫	庫	庫	廳	廳	理
通	通	庫	位	位	會
跡	跡	庫	假	假	會
所	所	庫	識	識	會
庫	庫	庫	管	管	會
舍	舍	舍	理	理	會

(ロ)第二櫻木町假パラック局舎(櫻木郵便局跡)横濱市復興會の好意に依り、電信及電話に充つるため

に、櫻木郵便局焼跡に假局舎を建築し、電話交換業務のみ開始することとなり、十月十五日から左の回線を收容し、有料加入者の開通を見るに至つた。

一一四

一 装 置 機 械
二 四〇 回 分 線 盤
六〇 回 線 分 線 盤
五十八付單式交換機
百回線單式交換機
一小市外電話線
一市内加入者

一臺
一臺
一臺
一臺
一臺

二 收 容 回 線

官廳用無料加入者
電話所一ヶ所
二回線（在來通）
八〇名

三回線

大正十三年三月一日より交換業開始すべく設備せるもの左の如し。

一 装 置 機 械
磁石並列式交換機
磁石並列式中繼交換機
五十回線單式交換機

一臺

一號磁石式大市外交換機
磁石式監督臺
磁石式案内臺
市内加入者
四臺
一臺
一臺
一〇二一名

震災應急用電話開通及臨時施設

電話開通狀況 十二年十月末日後開通せる電話加入者左の如し。

別		(月)	(月)	(復舊加入電話)	(甲共同)	(乙) (連接)	(單獨)	(單)	(架設)	(通話)	(特急)	(臨時)	(所通)	(臨時特設)	(交換機)	(復舊)
四年度		十月	十一月	十二年八月二十一日現在	合		三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
月末		十一月	十二月		元		三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
現		十二月	一月		三		二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中在中中中中中中中中					合		一〇一八	一〇二九	一〇三〇	一〇三一	一〇三二	一〇三三	一〇三四	一〇三五	一〇三六	一〇三七
一五					一〇三八		一〇三九	一〇四〇	一〇四一	一〇四二	一〇四三	一〇四四	一〇四五	一〇四六	一〇四七	一〇四八

但二回線は高輪局に收容し、東京と直接通話し得ること。

二〇名（十一月末廢止）

二回線

一臺

一臺

一臺

一臺

（記録）

同	山	電	神	梅
		話		ヶ枝町
同	下	交	奈	所川
同	町	換	枝	
山下町八一	神奈川二八三	梅ヶ枝町三七		
同	同	同	同	
大西爲市	小野紫郎	鎌田久藏		
同	同	同	同	
九月廿六日	九月七日	八月十二日		
二六名	二〇名	三九名		
三回線	三回線	四回線		
一臺	一臺	一臺		
一一一				
四四五				
一一一				

同	壽	同	青	同	千	同	電	(名)
三井物產	木	木	木	若	若	太田	臨時	(位)
支	町	町	町	町	町	三丁目	電話	置)
山下町一七	壽町三丁目	青木町一三九町	千若町一丁目	同	同	二二三丁目	交換	稱)
内七	二九	元	太田町二二二丁目	酒井忠克	太田佐兵衛	二二二丁目	所	
			同	同	同	二二二丁目		
			六月廿一日	五月一日	四月十日	二月二十日	年	(申請者)
			同	同	同	二月六日	十二一年	(開通年月日)
			二五名	三三名	三〇名	二一名	一二七名	(加入者數)
			三回線	三回線	三回線	三回線	一三三名	(局線數)
			一臺	一臺	一臺	一臺	五臺	(機交換)
			一一一	一一一	一一一	一一一	一二二	(員監視)
			三四四	三四三	四五五	一一一	一二二	(補主事)
			一一一	一一一	一一一	一一一	一	(手交換)
			一	一	一	一	一	(小使)

同	壽	同	青	同	千	同	電	(名)
三井物產	木	木	木	若	若	太田	臨時	(位)
支	町	町	町	町	町	三丁目	電話	置)
山下町一七	壽町三丁目	青木町一三九町	千若町一丁目	同	同	二二三丁目	交換	稱)
内七	二九	元	太田町二二二丁目	酒井忠克	太田佐兵衛	二二二丁目	所	
			同	同	同	二二二丁目		
			六月廿一日	五月一日	四月十日	二月二十日	年	(申請者)
			同	同	同	二月六日	十二一年	(開通年月日)
			二五名	三三名	三〇名	二一名	一二七名	(加入者數)
			三回線	三回線	三回線	三回線	一三三名	(局線數)
			一臺	一臺	一臺	一臺	五臺	(機交換)
			一一一	一一一	一一一	一一一	一二二	(員監視)
			三四四	三四三	四五五	一一一	一二二	(補主事)
			一一一	一一一	一一一	一一一	一	(手交換)
			一	一	一	一	一	(小使)

臨時市内特設交換所

同	壽	同	青	同	千	同	電	(名)
三井物產	木	木	木	若	若	太田	臨時	(位)
支	町	町	町	町	町	三丁目	電話	置)
山下町一七	壽町三丁目	青木町一三九町	千若町一丁目	同	同	二二三丁目	交換	稱)
内七	二九	元	太田町二二二丁目	酒井忠克	太田佐兵衛	二二二丁目	所	
			同	同	同	二二二丁目		
			六月廿一日	五月一日	四月十日	二月二十日	年	(申請者)
			同	同	同	二月六日	十二一年	(開通年月日)
			二五名	三三名	三〇名	二一名	一二七名	(加入者數)
			三回線	三回線	三回線	三回線	一三三名	(局線數)
			一臺	一臺	一臺	一臺	五臺	(機交換)
			一一一	一一一	一一一	一一一	一二二	(員監視)
			三四四	三四三	四五五	一一一	一二二	(補主事)
			一一一	一一一	一一一	一一一	一	(手交換)
			一	一	一	一	一	(小使)

第十三節 東京遞信局海事部横濱出張所

當所は元東京船舶司機所横濱支所と稱し、現在の航路標識管理所の敷地内に在りしが、明治三十二年官制變更と共に横濱海務署と稱するに至り、地を今の西波止場に定む。爾來横濱遞信管理局海事部東部遞信局海事部横濱出張所等制度の變改を経て、現東京遞信局海事部横濱出張所となれり。其の行政上の極限は、船舶船員の監督を主とする令を以て、海港たる當港の存在と緊密不離の立場を有するものなり。所謂管海官廳として、西神戸出張所と呼應し、外航路船舶船員の熟知する所に係る。

震災前の設備狀況

一 敷 地

イ所在 横濱市海岸通一丁目四番地葵號。

ロ坪數 縦一八五間横二七五間にして、五〇八坪七五。

ハ他價 二五四三七五圓〇〇。(坪當五〇〇圓)

ニ沿革 明治三十三年九月神奈川縣廳より受領。

明治三十五年二月埋立工事竣工。

二 庵 舍

イ本廳舍—木造二階建一棟、延一二七坪七五。

階上—所長室、技術官室、取調室、食堂兼會議室。

階下—事務室、公衆控室、宿直室、器具室。

ロ附屬廳舍—木造平家二棟、延四〇坪五。

小使室、倉庫、浴室等一棟。

材料試驗室、寫眞暗室一棟。

ハ門、堀、水道、下水、電燈等。

三 附 屬 器 械

救命胴衣及浮環試驗用水槽(直徑六尺高九尺)抗張力試驗機及ゲージテスター。

五 備 品

寫眞器械外六五〇點。

震 灾 事 情

(大正十二年九月一日、廳舍炎上まで)

朝來の驟雨次第に晴れて、午前十時半頃雲間に陽光を仰ぎ、蒸し暑きこと甚だし。午前十一時五十八分頃、水平地震に始まり、秒時にして上下動をなす。從來經驗せざる大地震なり。所員皆稀有の大震動に翻弄され、或は數回倒れ又は踊り、暫し夢幻の状態にありしが、忽にして税關本館の大煉瓦建は倒壊し、港務部の煉瓦造も亦崩壊したり。隣接の水上警察署は、木造なりしも、海事部に向つて甚しく傾き、將に倒れ来らんとしつゝ動搖せり。當所は廳舍南側土地約三尺陥落のため、廳舍は傾斜せしも幸に倒壊に

至らざりき。其時砂塵は人眼を刺戟して、物を見る能はさらしめき。技術部員は直に二階より降り、事務部員と共に四園の状況を窺つて、廳舍前に遁出し、應急措置に出でんとせしも、餘震甚だしく、午後零時半頃港務部及水上署は猛火の襲ふ所となりたるを以て、書類其の他搬出に遑なく當時棧橋北側船溜に碇泊せし所屬濱海丸は、水夫平野相當防備したるも、火災の危険迫りたるを以て、拋棄するの已むを得ざるに至り、遂に身を以て遁れ、船は忽にして焼失沈没せり。所長は、自己初め所員の身上に事なきを認め、松尾・塙本・山本の三技師、宮崎・一守・各務三技手、山田書記及給仕等と與に、直に公園に向つて避難せんとせり。時に天地晦暝全く薄暮の如し。往來に逃げ惑ふ男女、何れも著の身著の儘にして、跣足のもの多し。悲痛の状筆紙に盡し難し。

加藤局長塙本宮崎・山田・一守・山本の諸氏一行は、互に離散せざる様注意しつゝ、龜裂せる道路横溢せる水溜を過ぎて目的の公園に辿り著きぬ。園内至る處龜裂と溢水のため、移動は危険なり、且つ青年會館の屋上より海嘯の襲來を報するものあり。依りて一刻も猶豫ならずと思考し、直ちに椎の木に攀ぢ上がり、避難す。一方松村事務官高規山田・山本・高橋四書記、青野技師・山田書記補、高見雇員等は、一先づ英國領事館廳舎をと注意し居たりしも、危険迫り來りしを以て、隨意解散を言渡し、各別に或は公園に、或は自宅に、或は棧橋繫留のエムプレス・オブ・オーストラリアにと避難せり。(同所調査)

第十四節 市 内 各 駅

一 横 濱 駅

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、俄然激震起り、之に次ぐに火災四方に發した。時に第十三列車は構外に停止して居たが、旅客は構内を見掛けて避難した。更に西部構内は附近から押かくる避難者で、殆んど餘地なきまで群集して居た。事態は容易ならずと思つたが、構内は先づ安全と見て、市中を偵視せんとした。時に火勢は漸く駅舎に接近し、風の方向は駅舎を斜に通過し、高架線堤防に火粉を吹き付けて居た。間もなく構内郵便局に火が付いたとの報があつたので、直に現場に駆けつけて見たところ、火は倒壊した局舎に吹付けて、遂に同局も最期を遂げた。時に風は俄に變じ、愈々駅舎に吹付け、危険頓に迫るの状況であつた。そこで居合せた助力者及び駅員と共に、跨線橋の破壊につとめたが、猛火には敵し難く、遂に破壊の目的を達することが出来なかつた。一去一來、烈火は遂に橋脚に燃焼し、此火の爲め遂に横濱駅本屋は忽ちにして舐め盡されたのである。當駅の最後は正に午後四時半であつた。當時本駅從業員の行動は目覺ましきものであつた。最初便殿貴賓室の備品、駅長室重要書類を初め、其他の要

具を驛前に搬出したが、火は漸次本屋に襲ひ来るや、驛員はあちらこちらと各所に之を移動して、専ら擁護に努めた。而かも最後まで擁護し得たものは唯便殿用椅子のみで、他は全部焼失の厄に遭つた。

次に當驛到着列車の災害状況を見るに、第十三列車は發震と同時に、十七哩二十二鎮附近に停止し、構内線が彎曲移動等したために、構内に進入することは出来ず、旅客に下車を勧め、入場を指導した。其の後間もなく列車は僅かに二輪を残したのみで、他は全部の焼失を見るに至つた。

避難者中に衆議院議員吉村氏及獨逸大使一行があつた。大使等は保土ヶ谷に避難したが、吉村氏は途中より引返し、當驛構内に避難を申出で、間もなく驛舎の猛火に包まれし折柄とて、其後何れに其の場所を轉じたか知るを得なかつた。尙其他にアルゼンチン國日本駐劄代理公使カール氏夫妻及令嬢の三名も構内に避難した。

横濱驛類焼時刻は前記の如く、發生は午後四時三十分頃、終了は同十一時三十分頃であつた。(同驛長述)

二 神 奈 川 驛

正午二分前、突如大震起るや、出札チケット箱全部が轉落し、乗車券の散亂と硝子戸の破壊によつて、騒然たる音響を發し、驛員一同呆然として暫くは手を拱いて居た。本驛は幸にして倒潰を免かれたが、構内人力車小屋は人力車十二輛と共に潰れた。附近を見渡せば、驛前通りの民家は全く倒潰し、驛前西北方約半町の箇所より、火災起り、一體に火の海と化した。本驛員一同は防火に努め、直に出札所前なる日除芦簾を倒し、重要書類は安全地帯に搬出した。折しも火先は順次北に進み、驛前民家より大通主要部を焼拂ふた。其際一方驛より南五町スタンダード石油會社から發火して、風は本驛に向つて吹きつけた。黒煙は濛々として物凄く、火は驛附近民家に延焼し、猛炎は次第に驛に近づいた。驛附近の河水は、一面石油の炎に蔽はれ、之が爲めに筏は火車の如く、焼け狂うて沈んで行く様は、悲愴の光景であつた。火は忽ち六號官舎に延焼して益々強烈を加へ、風は本驛に吹付け、遂に木炭倉庫及驛員携帶品、並に被服類置場等を焼失し、驛本家側ホーム上家に燃え移つた。而し防火は到底人力の及ぶ所にあらずと斷念したものゝ、所員ともどもに及ぶ限りの努力を以て防火につとめた。かくて周圍の火勢は稍衰へた

ることゝ、人力の些細な努力によつて、驛本屋は焼失を免かれたのであつた。その後避難者の雨露を凌ぐの場所として貢献する所蓋し大なるものであつた。(神奈川驛長談)

三 櫻木町驛

被害程度 震火災の爲め、全部毀損滅失し、僅かに辛うじて收入金のみを取出した。
當時の状況 突發的に起つた第一激震に於て、驛本屋内なる明治五年建築の家屋二棟、外壁石材は振落され、コンクリート床面に龜裂を生じ、天井及内部の壁、及び土木材は落下し、書棚机、其他器具類は、激烈に顛倒し、室内爲めに埋没した。第二震以下無數の震動のため、階上の器具は悉く落下し、之と前後して屋根瓦盛に飛散し、柱は前面に四十度の傾斜をなした。右二棟の中央に位する附屬建物は、壁鐵筋コンクリート式なりしため、僅に形體を保ちしも、是又天井木材及各接合部毀損分離し、部分的に墜落し、此間遁げられたる旅客少女一名、木材に挿まれたるを、驛員漸く救出して、母親に引渡した。更に當驛助役の談をその儘掲載すれば、當時驛著車の乗客は前廣庭に出切つた頃(到着後約六分間の後)、到着列車と引ちがへて當驛發車を始めた直瞬間に、大地震の發りしため、列車は急停車をした。今にも顛倒せんばかりであつたので、乗客は早急先を争うて

飛び出し、ガード左側面(貨物線に接する方)の段を下りて、貨物線路上に遁れた。此の列車の停車した前方約五六間の處には、約六七尺もレールのみを残して、陥没崩潰し、若し此の處に進行したとすれば、列車は或はガード下に顛覆を免かれなかつたのであらう。誠に天祐であつた。夫れが爲め一人の負傷者もなく、驛員は金庫を閉し、一旦前の廣庭に逃れ出で、四面の光景を見て居つたが、約三十分過と思ふ頃、都橋附近と馬車道方面に火災が起きたのを見た。當日は折柄南風であつたので、都橋附近よりの火に取つては、當驛は風下であるが、然し間もなく此の驛が火災に遭はうとは想像にも及ばなかつた。約三十分過ぎと思ふ頃には、各方面よりの避難者が多くの荷物を此の前庭に運び來た。其數は如何に少數に見ても、一萬五千人は在つたと思ふ。全く通行し得べき道さへない程であつた。

其内に都橋方面からの火は益々燃となつて、河向の「つたや」旅館の三階に燃え移り、殊に此の建物は高かつた爲め、火は隣接して居た横濱石炭同業組合の西洋建物を包み、尙其の火先は一氣に此の驛前廣場に運び來た多くの荷物に燃え移り、或は著衣に燃移り、悲鳴をあげて遁げ延びんとした光景は、とても言辭に盡せない有様であつた。多くの避難者はあるひは辨天橋を渡つて何れへか遁げ、あるひは貨物驛構内に、我れ先きに

争ふて逃げ込んで、ドック倉庫に近き方面に避難した。中には川中に飛入りて遁れるものもあつた。

これと同時に火は當驛にも延焼して來た。建物は倒潰を免れたが、上屋丈けは倒潰した。此の上屋の柱は鐵柱^内であつたにも拘らず、とろけて折れたのを見ても、如何に火氣の激烈であつたかと想像される。當驛の燒失は午後二時半頃であつたと思ふ。停車した列車は、當驛火災のためには燒失を免かれたが、櫻木町の本願寺別院の大建物が盛んに燃え出したので、其の火が此の列車に吹き付けたので、遂に延焼して了つた。其時間は午後四時頃であつたかと思ふ。避難者は構内に在つたが、此の列車の燃える時分は呼吸困難となつて、皆地に伏して、苦息を續けた。貨物線内には平常貨車二百輛内外はあつたが、此際丁度風下に在つたこと、火は之にも燃移つて來た。之れを焼かれた上は避難場所はないと見た避難者は、燃えつゝある貨車の連絡を切り、遠くへ押しやり、安全ならしめた。貨車の燒失七十輛に及んだが、多くは空車であつた。残つた約百輛の貨車は燒失を免かれた。地割は前廣庭の各所にあつて、地下埋没の水道鐵管などより噴水して居つた。其の他當驛附近構内郵便局前の地割に、赤子を落した母親が、上より折り覆ふて居たが、母親は既に死し、赤子のみ泣き叫んで居たので、北方町の

某氏が之を拾ひ抱へて、避難して居たを見た。又大江橋前にも地割し、一婦人は兩足を挿まれ、構内詰人力車夫に救出された。驛前交番内に逃げ入つた三人の避難者は、全く火中に在りながら、不思議に一命を得たのであつた。重要書類は全部燒失した。當驛の開始は大正十二年十二月三十日で、一般旅客を取扱ふた。發車は十二分間隔であつた。

驛前の出來事 福富町からときく、一人の病人を戸板に乗せ、驛前へ運んで來たが、驛前廣場の荷物に火が燃え移つたので、病人を連れて逃ぐる暇もなかつたと見え、其人たちは何れへか遁げ去つた。翌日に至つて見るに、病人は前日置きし處に黒焦となつてゐるのを見た。(櫻木驛長談)

四 東 橫 濱 驛

九月一日午前十一時五十八分、突如急激なる震動起り、其状平素と異なりしを以て、職員は惶惶室外に避難せしが、時恰も晝飯時とて、階上食卓に集合し居たる十名は、難を避くるの餘裕なく、正午十二時五分、本屋倒潰と共に同所に壓せられた。是に於て驛員は直ちに屋上を破壊し、救出に努め、幸ひに目的を達することを得たが、驛書記高橋信太郎

のみは頭部を痛撃せしと見えて死亡し、其他は應急手當に依り蘇生するに至つた。かかる場合、負傷者に醫師の手當を加ふる事は不可能なるにつき、已むなく同僚の保護に委し、滯留貨車に起臥せしめたが、物資缺乏のため困難は一方でなかつた。かくて救助を終りたるは午後一時三十分にして、是より災害に對する萬端の措置を講せんとしたが、市内は既に諸所に火を發し居り、當驛は風下の爲め飛火甚しく、一時五十分頃、本屋に延焼し更に發著上屋其他漸次類焼の上、午後五時十分、構内主任操車掛の詰所所属の建物全部を燒盡するに至つた。然して最も遺憾とする所は、強風のため火足迅く、且水道破損して消火に由なく、構内は一時火焰に包圍せられたる爲め、折角搬出せし器具も悉皆燒失し、日常の業務をも執る能はざるに到つた。

貨車其他燒失概算

- 一 貨車有蓋五十五輛 小口扱發送の分約六十噸
- 二 無蓋貨車十五輛 到著小口扱の分約二百噸
（港の分を除く）
- 三 貨切發送の分約三百噸
- 四 到著貨切の分約三百五十噸

構内配置の貨車の燒失數は七十八輛（空車）にして、軌道は曲折陥没し、貨物は全部

燒失した。避難民は約三萬人、空車の中に十二月まで滯在した。災後の應急執務は、貨車三輛にて業務をとり、十月末に假廳舍も出來たので、以後の事務は同舎に於て行ふた。

（同驛員談）

五 横濱港驛

建物は倒潰を免かれた。更に所員の死傷者もなかつたのは、不幸中の幸であつた。然し構内線路の三分二は或は折れ或は曲り或は焼け、使用に耐へぬ程に破壊し、殊に岸壁上屋に添へる線路は、一つとして完全なものはない。午後二時過ぎと思ふ頃、新港橋側果物検査場附近よりと、又萬國橋商品倉庫方面より襲ふた火は、税關構内に延焼し、それが爲め當驛附近一帯の火と成つて、驛舎も燒失し、書類等一切燒失した。

驛員及各方面よりの避難民は、六號岸壁のパリ一丸に避難した。當構内各所に配附して在つた三十四五輛の貨車空車あり、積込中あり、滿載車あり。は、皆な燒失した。

震災前當驛は出入港船舶のある都度、東京・横濱港兩驛間に臨時旅客列車を運轉して居つたが、震災後設備の出來ざるを以て、一時之れを廢止し、更に復舊を待つことになつた。震災のため大破損したる東横濱・横濱港間の線路は、木戸保侃事務所長指揮の下に、

九月十四日より工事を開始し、向十日間の豫定を以て完成の都合なりしが、中途大雨三日に亘り、頗る難工事と目せられたりしも、豫定の通り二十五日午後三時工事竣成した。依つて直に試運轉施行の筈なりしが、都合上一日を延期し、翌二十六日午前九時十五分東横濱を出發し、上下本線及稅關構内及第二號上屋方面の試運轉を施行し、其成績は良好であつた。

右試運轉の結果、翌二十八日より臨港線に貨車を注入し、横濱港驛を開放し、救助品輸送を開始すべき命を受けた。同時に港驛事務室は客車一、貨車一を右貫線に入れ付け、横濱港驛として事務を開始した。

九月二十九日 救助品輸送は本日も尙開始に至らず、依て關係部署に對し、打合せを爲したるも、未だ充分なる要領を得なかつた。之れがため鐵道は線路の復舊工事に全効力を傾注し、而も二十七日來貨車を準備し置いたが、其の効果は舉らず、徒らに日時を徒費するのみで、横濱市の復興を計るに急なる現状に在つて、斯かる状況は甚だ遺憾であつた。

九月三十日 輸送開始。

十月三日 當驛廳舍は豫て萬國橋前空地に假事務室を建設中のところ、本日竣工に

つき、新廳舍に移轉業務を開始した。

十月五日 本日より當分の内貸切扱による一般貨物の運輸營業を取扱ふ事となつた。此事は、前日横濱稅關監視部長と協議の上、目下輸入貨物燒失し、之れが整理完成を遂ぐるまでは、横濱港利用上の見地より、當分は廣く之れを開放し、復興上の便宜を得せしめたき意向である。

十月廿一日 馬入川橋梁竣成につき、東京・酒匂川間直通運轉。震災以來蒲田・横濱間運轉休止せる省線電車、本日より開通。尙列車及電車共時刻變更。

十月三十日 清水・横濱間汽船積生絲は、昨廿九日限り運航終了のため、本日より陸路運送によることとなつた。而して九月廿八日、高麗丸を第一便とし、昨廿九日高麗丸を最後に、清水・當驛間に到着したる生絲總數量は、三萬二千四百三個（千九百九十三噸）である。

十一月十七日 一昨十五日限り戒嚴令撤廢につき、曩に達せられたる戒嚴令區域内に於ける軍需品無賃輸送の件は、自然消滅せられた。

十二月廿四日 アメリカン・エキスプレッス社主催に係るフランコニア號、世界一周團體乗車のため、東京及當驛間臨時列車を運轉した。（横濱港驛長談）

六 高 島 驛

一三二

帝都の關門たる横濱港灣に面せる貨物停車場として東洋第一の稱ある、用地六萬八千餘坪と龐大なる設備を有せる高島驛が、流石に這次の大震災害には耐へられず、震害と同時に構内各線は勿論、地盤一帯に亘りて龜裂或は沈下し、而かも各地割れよりは泥水を噴出せるため、一時は一面の泥海と化した。斯る状態なるを以て、建物は破壊傾倒基礎移動、沈下等の被害となり、完全なるもの殆んどなく、殊に四圍は一面の火災にて、本家外三十餘箇所の建物は、猛火に包囲された。而かも風向の關係にて、隣接せる保線區詰所・通信區詰所・購買配給所・貨物驛手詰所・及倒潰せる海岸上家を焼拂つたのみで、其の主要部に災害を被らざりしは至幸であつた。されど附近のライジングサンとスタンダードの石油會社が、タンクの爆破を怖れ、全石油を帷子川に放流したので、火焰の移焼と河面全部が火の海と化し、筏は勿論、船數艘が火中のものとなり、遂に海岸上家の倒潰により下敷となつた米・麥・大豆が數輛の貨車と共に灰燼となつた。

構内被害の程度　高島驛は埋立地の一部に屬し、地盤軟弱なるため、構内全體の沈下と地面無數の龜裂とを生じ、其の沈下せる程度は、之を標準とすべきものなきにより、確

實なる明示には由なきも、一尺の沈下と稱する帷子川鐵橋上より見る時は、恰も渓谷の様であつて、大なる部分は八尺にも及ぶと見られ、龜裂の幅は一尺乃至八尺にして、進路は東より西せるを實見せしも、其の然らざるものもあつた。斯の如く地盤の破壊により、構内八十八基の線路中、異狀を呈せざるものは一つとして存せず、何れも上下左右に屈曲し、多數の留置車輛は共に自動し、突激脱線し、甚しきは石炭積の數車が、枕木と共に龜裂部分に落ち込み、車體の半まで泥中に埋められたるもあつた。其の外破損・焼失等も多く、建造物も稍無事に近き詰所の一・二はあつたが、總て傾倒・破損・倒潰等にて、修理を要するものばかりで最も哀れの有様となつた事は、東洋一の施設として誇つて居つた海岸陸上中繼の各鐵筋コンクリート上家が、第一震に脆く倒潰した事であつた。

營業復舊状況　破壊された設備も復活し、龜裂陥没したる地盤は、貨物取卸作業に差支なき程度に進み十月一日より陸取到著貨物に限り開始された。次で十一月一日から、海陸扱貨切貨物の發送を取扱ふ様になつて、小口扱發送は十一月二十八日より取扱ふ様になり、營業狀態は全く復したのである。

構内線路の復舊と列車運轉開始の状況　九月九日より多數の人夫と、各所の工手の多數は、復舊工事に活動して、保線係員と驛員とは協力して、傾倒せる電柱を起し、沈下せ

る貨車を掘り上げ、或は土砂を運搬する等、勞を惜まず連日復舊に努めたる結果、逐日工事は進捗し、九月八日には高島・東神奈川間の試運轉列車を發し、同時に高島・東横濱間も試運轉を行ひ、翌九日より東横濱まで單線にて數回の工事用品積列車を運轉した。次で九月十二日より、東神奈川・東横濱間に毎日數回の救護材料積の列車を運轉し、九月二十八日から、高島・東横濱間復線運轉を開始した。十月八日より、鶴見・高島間、及高島・程ヶ谷間貨物本線開通し、單線運轉を開始した。之にて兎に角沙留・品川より出發した貨物列車は茅ヶ崎まで直通運轉を開始し、毎日數回の貨物列車は運轉し得る事となつた。十月二十一日、鶴見・高島間復線運轉を開始し、茅ヶ崎・平塚間、馬入川橋梁も工事竣成したので、茅ヶ崎・平塚間單線運轉にて、貨物列車は山北驛まで運轉し得る事になつた。

東海道線全通 山北以西不通箇所たる第三酒匂川・谷峨間の復舊工事も進捗して、十月二十八日より開通した。そこで東海道線の列車運轉時刻を改正し、直通貨物列車の運轉を開始し得る事となり、震災後約三箇月にて、東海道線は全通した。されど單線區間は鳥居戸川平塚間と、第三酒匂川・谷峨間とで、其の上徐行運轉の區間もあつて、震災前に運轉してあつた列車回數には未だ達せざるも、運轉系統は兎も角復舊されたので、本記録は筆を止める事にした。(高島驛長述)

七 東神奈川驛

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、震災起るや、東神奈川驛構内にて今將に發車せんとせし第九百八列車は、辛うじて引機關車脱線し、運轉不能となり、構内に留置しありたる貨車の脱線顛覆二十五車、海神奈川驛を通過運轉しつゝありし第四百十一列車は、貨車五輛脱線顛覆し、前途の運轉不能となり、構内に留置しありたる貨車六輛顛覆せるを始めとして、東神奈川驛に隣接せる横濱製綱會社工場より發火し、炎々天を焦がし、附近の罹災者は老幼男女數限りなく構内驛本屋を見掛けて避難し來り、其の混亂名狀すべからざる状況に陥つた。驛員一同は、辛うじて身を以て室外に逃がれ出で、稍、時を経て沈靜するや、室内を整頓し、尙ほ構内建物・貨物等の監視に當りしが、九月二日朝に至りては、留置貨車及第四百十一列車貨車中より在中品を掠奪するもの現はるゝに至り、這是看過すべき事に非らざりしを以て、驛員は掠奪者を追放し、其の管理を全うせんとせしが、時を経るに従ひ、掠奪者の數を増し來り、手々に兇器(日本刀、竹槍、鉈等)を携へ、殺氣を含み、驛員の制止に反抗し、掠奪を遂行せざれば止まざるに至り、全く白晝強盜闊歩するの状況に陥つた。夜に入りては徒黨を組み、大規模に掠奪をなせしが、九月三日夜は、一層の

險悪を示し、驛の事務室に浸入して、書類箱を開き、又は出札室に入りて切符を難せ返し、金錢を搜索し、金庫には合鍵を入れて開かんとするが如く、到底驛員の制止防衛の力及ばざるに至つた。斯くてはならじと、九月四日の未明頃、小手荷物室に保管しありたる小手荷物四十八個も、亦掠奪に及ばれんことを恐れ、之れを他に移すに如かずと思ひ、驛員を指揮して、驛長官舎に收容せしが、幸に本荷物は安全なるを得た。九月七日頃より、荷主に交付を始めたが、何れも驛員の厚き注意により、無事なるを得て、感謝の聲を出ださざるはなかつた。之を要するに、驛留上保管に屬する多數の貨物を掠奪せられたるは、之れを防止するの策盡きたるものにして、遺憾とする所であつた。

東神奈川構内

北口扱	發送大貨物	七十三件
中繼保管	貸切扱	一車
貸切申込	小口扱	三十五件
貸切扱	六十一件	三十三車

建造物の焼失

東神奈川自修寮	日本二階建七十五坪
保線掛員合宿所第十四號	日本平家建十六坪
驛員休憩所	同七坪半
構内助役詰所	同十坪
保線助手詰所	六十坪
乗降場者(電車上り)	同
官舎	三戸

破損

本屋一、乗降場一、浴場一、官舎七戸、貨物上屋一、給水臺一、貨物ホーム及通路一體。

(東神奈川驛長談)

第十五節 内務省横濱土木出張所

(イ) 本所の運用と應急修理の諸救護

寄せせる多數罹災者を、船舶又は土木出張所構内建物等に收容したのであるが、一方海陸の交通、物資の收集、配給等の活動は、實に船舶によらざれば如何ともする事能はず、特に小蒸氣船の活動に倚つたのである。當時小蒸氣船としては、楓・珠潮・さつき・桐櫻・東雲の六艘を所有してゐたが、折悪しく船員不足と用水の缺乏とのために、運用全く意の如くならず、僅に一二艘を運轉し得たのみで他は空しく繫留するの外なかつた。多數の港内に於ける船舶の罹災によつて、一般避難者の輸送、救護用物資の陸揚げに支障を來たしたが、縣港務部並に水上警察署より、當所船舶の出動應接を需め来るや、同部を介して入港諸船舶より用水の供給を受けたのであるから、船員も漸く來集し、茲に全船の活動を見るに至つたのである。尙清水港より來接せる霧島・出子の浦を併せて、一般救護に盡力し、一方海軍と協力して、大棧橋並に岩壁の應急工事に從事し、晝夜を分たず活動せしめたのである。運轉此の如く繁劇であつたのであるから、損傷も亦頻々として起り、其都度、當所機械工場に於ては、應急修理を施したが、時に電力の供給全く不能となつたので、當時専ら人力に倚るの外なく、不便を極めたのである。幸にして船舶運用に支障を免かれたのみならず、市内鐵工場は殆ど全滅したのであるから、市及工兵隊用器具機械の修理製作に應援することを得たのである。

(ロ) 一般 救 護

所員傭人の救護は前述の如く繁劇多忙を極めてあつた。一般救護に於ても、主として水上の作業を擔任し、避難民の輸送と救護物資の陸揚げとには、港務部と水上警察の要求に應じて、所屬の小蒸氣船を應援せしめ、大棧橋の根元連絡假船橋・棧橋兩側連絡床張工事並に假岩壁施設工事に就ては、海軍と協力して、其工事を分擔した。且つ傳馬船・土運船・鑄等を提供して、日夜工事を進め、岸壁に於ては、假設に係る四號・五號残存せる一號・二號・六號を合はせて、本船五隻、大棧橋には同じく四隻總て同時に九隻の繫船を得せしめ、日々増加せる入港船舶の救護品並に建築材料等の陸揚に便にする等、努めて一般救護に盡力したのである。同所震災救護事務日誌の中から、海上の救護に盡された行動を抄記すれば左の如くである。(同所記録)

震災救護事務日誌

大正十二年九月

一日 午前十一時五十八分、大激震起る。瞬時にして廳舍其他の建物悉く大破傾斜し、諸員必死を期して舍外に逃れ出でたるも、土地の龜裂より、海水盛に迸出し、屋外に在るも尚且危険なるを以て、一時高島驛構内線路上に避難す。

同時に市内各所に火災起り、烈風之に加はり、忽ちにして全市猛火の街となり市外逸出の途

全く杜絶せるを以て、萬一の場合船舶により海上に避難するの外なし。其内旋風起り、建て聯ねたる横濱船渠の倉庫屋根數十丈の上空に捲上げられ、鐵板の落下すること宛然木葉の風に翻へる如く、危險謂ふばかりなし。午後六時半頃、一部は船舶に避難し、他は其儘線路上に淒惨なる一夜を徹し、後何れも船舶に避難せり。

三日

火は横濱驛及船渠を劃として鎮火し、本所は幸に災厄を免れたり。

此日船舶避難者、珠潮浮島其の他現在約六十人。

郵船南洋丸無線電信にて激震範圍東京より西名古屋までと傳ふ。

小蒸氣船運轉用水必要となり、現在量を調査せるに、龍神に三十噸、浮島に二十噸、其他を合せ約七十噸あり。各船に通達して、節約使用せしむ。

四日

本日より大破せる廳舍室内にて執務。南洋丸無線電信に依頼し、初めて清水港修築事務所

へ通信す。

五日 コレア丸内港務部假事務所に對し、港内碇泊汽船より飲料水徵發に付交渉す。

八日 郵便電信電話各局の現業及救護部として廳舍一部貸付。

十日 珠潮丸を港務部に貸與、避難民及救恤品の運送に從事せしめ、さつき號を水其他雜運搬に從事せしむ。

市より重要案件相談會を開くに付、所長の出席を需め来る。

十一日 さつき號故障。清水より來援せる田子の浦丸を運轉す。明治丸より救恤品外米大十袋、神瑞丸よりバナ、十籠を受取る。

十三日 霧島を軍艦球磨に貸與。

水運搬東雲丸。

十四日 原田技監安河内知事、横濱稅關長、本日港内視察の旨横濱市長へ通知。

十五日 船舶避難者全部構内建物に移す。

軍艦球磨艦長來所。棧橋應急工事に付打合す。

原田技監及所長、救護局へ出張。

二坪積傳馬船五隻、七坪積土運船二隻を球磨に貸與。棧橋根元假船橋架設に著手。

十七日 海軍省より百噸給水船を借受け、罐水用に使用。

桐に代り、櫻號を港務部に貸與。

四日頃より來集せる罹災者船舶及構内建物に收容せる者、本日現在總數二百二十三人。牧土木試驗所長來所。

二十日 米松其他を徵發し、大棧橋兩側間連絡假橋架設著手。假船橋架設終了。

廿一日 舒船及米松材徵發。

海軍省土運船と共に、五號岸壁に假棧橋架設著手。

横濱土木出張所

廿五日 大棧橋兩側間連絡假橋架設終了。

廿六日 五號壁岸假棧橋終了。

廿七日 土木局長來所、工事被害狀況視察。

廿九日 四號岸壁棧橋架設着手。

同十
月

十一日 港復舊工事のため、鈴木技師本日より來所。

十六日 大棧橋根元連絡假木橋工事着手。

二十日 復舊第一二三工場設置。

第十六節 市内各警察署

一 加賀町警察署

加賀町警察署は、災前山下町二百三番にあつた。其の管轄區域は市の中樞部たる關内一圓及元町で、地元の戸口は多からねど、管内には内外の官公衙・會社・銀行・工場・倉庫等多きことゝて、之に通勤し来る者や、税關構内の定著的労働者などが多く、晝間は常に部内の人囗に幾倍するの人口を有する。

當日署内には署長森警視以下三十三名勤務中で、外に外來者三名あり、留置場には四名の拘禁者がゐた。尙ほ署外の勤務員が三十五名あつた。署の廳舎は煉瓦造りの二階建で、建築後約五十年を経過せることゝて、最初上下動の起るや、忽ち大破壊に及び、尋で起つた横震を経て全潰を遂げた。署員の多くは屋外に飛び出すの違もなく、倒潰物の下敷となり、後に署長始め大部分は脱出し得たけれども、尙且巡查部長一名、巡查五名、使丁一名、計七名壓死して、市内の七署中最も多くの犠牲者を出だした。

震後二三十分とも経たぬ間に、管内外の各方面に火災起り、其の特に署に近きものは、廳舎の西約一町を隔つ二百二番館邊りの火で、風下のことゝて忽ちにして延焼し來り、

消防に着手する間も一物一紙を搬出する違もなく、約一時間にして廳舎は焼失し、同時に管内を擧げて他署管内と連互する一大焦土と化したのである。

當時署員の避難し得た者は、極力僚友の救助に努むると共に、一面留置者全部を解放し、更に附近に於ける民衆の救助に従事したが、火の廳舎を冒すに及んでは、最早手の著けやうもなく、署長は署員の全部を間近なる横濱公園内に集合せしめ、潮の如く寄せ集まる避難民の救護に従事した。當時署の活動しつゝある旨を避難者一同に知らしめ、且つは署員の相互の連絡を保たん爲め、一枚の破戸を附近の倒れ家より持ち來らしめ、焼炭をもつて署名を大書し、之を一樹下に立掛けた。是れ實に災後に於ける最初の署廳舎であつたのである。各派出所も悉く焼失したが、當時詰員の行動にして推稱に値すべきものも尠しとせなかつた。のみならず、非直員としても亦同様であつたのである。非直員中一名の壓死を出だした。翌二日署長は子息の殃死したに拘らず、依然として公園地内に勤務し、署員約十名も勤務し、救護に努めた。三日には戒嚴令が布かれ、警備は行渡り、署としては、各府縣より來援の警官隊と力を協せて之を幫助すると共に、主として救護事務に執掌し、連日連夜の奮闘を續けたことであるが、之を一々記述することは略する。署廳舎は五日までは公園内の樹下に焼トタンを立掛けて之に充てること

いあたが、五日、三井物産會社の好意に依り、其の建設に係るバラックに引移り、更に公園の一隅に假廳舎の成るに及び、十月二日を以て引移つた。

二 山手警察署

山手警察署は、市の東南部なる山手町、中村町の丘陵部、根岸町の大部分及本牧町等、丘陵地、溪谷地及其の間に展開する平坦地を管轄區域となす。此内山手町は外人の住宅地域で、大廈・高樓建ち並び、其の他の平坦地には人家が櫛比してゐるけれども、丘陵地は概して人家が稀薄である。

當日午前十時半より署員の多數は剣道の稽古を爲し、正午近く一同道場より立出でんとする刹那、突如として激震を感じたことで、煉瓦造りの廳舎は一塙まりもなく崩潰した。良田署長以下署員二十七名の中、十數名の者は逸早く廳外に避難したけれども、署長以下數名は倒潰煉瓦の下敷となり、殊に内田警部補は即死を遂げた。避難し得た署員等は直に協力して、僚友の救助に努めつゝあるうち、約二十分にして署の南方なる某外人住宅より發した火は、忽ちにして署廳舎に延焼し、内田警部補の死體及下敷となつた儘の安達巡查部長及中村巡查は之を救ひ出だすの違なく、一同は署の東南方約四

町なる獨逸病院跡に避難するの已むなきに至つた。當時拘留囚三名は釋放したけれども、取調中の少年一名は壓死した。派出所及駐在所十一箇所の約半は焼失した。其の後本署は三時頃、山手公園内に幹部を置いて、避難民の救護に従事しつゝ夜を徹し、翌二日には本牧町字箕輪の一民家に移ると共に、非番員の召集し得らるゝ者を召集して、合體勤務せしむることとした。當時騒擾状態を呈した山元町方面を警戒する爲め、根岸町字柏葉の民家に署の出張所を設け、四日には根岸橋の邊りにも出張所を置き、警戒及救護に努めたが、斯くする中、諸府縣より來援の警察隊も配置され、戒嚴令も布かれて、警備状態は行渡つた。其後の活動に關しては記述を略する。十月十三日、本牧町字大鳥に急造された署假廳舍が落成したので、即日之に引移つた。直後の騒擾状態は當署部内に於て最も甚だしかつたのであつて、之が鎮壓を爲すの苦心は一方でなかつたのみならず、管内には恰好の避難場所多く、其の後も殘存家屋を目指して来る者相踵ぎ、之が保護・取締には多大の苦心を拂つたことであつた。

三 伊勢佐木警察署

伊勢佐木警察署は市内の最も殷賑なる地域を管轄し、伊勢佐木町一丁目なる吉田橋

畔に在つた。激震の襲ふや、煉瓦建の廳舎は忽ちにして崩壊し、一部は河中に落込んだ。署内に執務中なりし芝署長以下署員三十四名は、逸早く署外に避難したが、署員一名竝に使丁一名は不幸にして壓死した。當日拘留囚二十二名、行政處分未済の者七名、保護中の者一名居たが、拘禁設備の崩壊したのが幸となつて、其の大部分は解放し得たけれども、拘留囚の中一名及保護人一名は壓死したらしく思はれる。署員一同は、差當り署附近に於ける罹災民の救助に盡くしてゐたが、直後、町内其他附近各町より發した火は、忽ちにして署に延焼した。當時間近に在つた消防署も倒潰類焼して、何等の方途を執り得なかつた。最早斯くなりては萬事休す矣。署長は已むなく署員一同をして任意罹災民の救助及避難地の指示に當らしめ、火災終了後は直に集合すべき旨を命ずるの外はなかつた。斯くて管内の大部分は一望の焦土と化し、殃死者を出だすこと一萬餘、市内各署中最も多きを算した。二日取敢へず久保山派出所を以て本署假事務所となり、署長以下當番非番を問はず、六十八名出揃ひ、尙櫻木町・庚耕地・井土ヶ谷・富士見耕地・お三宮・弘明寺の各地に警部補以下數名、多きは十一名を配置して、救護及治安の保持に努めしめ、状況の變化に應じて配置所を増加し、不眠不休の活動を開始した。四日以來諸府縣より來濱せる警察の應援もあり、殊には戒嚴令も布かれて、治安上には危惧を感せ

ざるに至つた。六日署假事務所を久保山なる太田小學校に移した。震災當日、管轄内に在る派出所・駐在所二十二箇所の中十六箇所焼失したことなどは、殆ど物の數でもないものであるが、部内の損害としては記さぬ譯にゆかぬ。越えて十三年秋、地を梅ヶ枝町に相して、廳舎の半永久的建築を爲すの運びに至つた。

四 毒 警 察 署

扇町五丁目なる毒警察署は市内の中樞に近き釣鐘新田地域の南部及大岡川以南、堀割川以西の丘陵地全部を管轄する。署の廳舎は大正十年の新築に係るブロックコンクリートの二階建物で、當時市内の各署中最新最堅のものであつただけに、今次の大震でも極めて最小の損害を受けただけであつたが、只廳舎の敷地底に敷設してあつた水道の大鐵管が破裂して、土臺に緩みを生じた爲に、廳舎は幾分傾斜してゐた。然るに午後一時頃に至り、長者町方面の火を受けて、遂に書類・什器諸共焼失するに至つた。

當日、之より先き署長長谷川警視は、郷里山梨縣へ賜暇旅行中で、出志久保首席警部が代つて署務を統べてゐたが、署員約三十名は何れも窓より遁がれ出でて、一人の死傷もなかつた。當時留置場に監禁してあつた六名の者は、直に正規の解放を爲し、尙横濱區

裁判所に署員附添ひ、同行中の一名は、該署員と共に奇蹟的にも死を免かれ、其の儘解放された。程なく管下隨所より發火して、本署も亦類焼するや、署長代理以下署員一同は、單に署附近に於ける人命救助を爲すより外に採るべき方法とてはなく、各自之が爲に必死に働くけれども、火災の刻一刻に猛烈となるや、個々の人命を救助するよりは、火炎の包圍に氣付かざる多數の民衆を安全地域に誘導するの緊急適切なるを認め、主として之に全力を注ぎ、多くは中村町及根岸町方面の丘地に避難せしめた。部内の派出所二十三箇所、其の過半は焼失したが、詰員も多くは同様の方途に出でた。必ずしも其の爲のみではないが、部内は戸口多きに比較しては死傷者を多く出ださなかつた。當日午後三時頃、本署の幹部は中村町なる唐澤派出所に集まつて、此處を假署となしたが、同所も亦危険に瀕したので、四時頃唐澤の民家に移り、四日更に同所の植木會社倉庫に、九日同町宇山田の民家に移つたが、十月九日に至り、中村町宇道場なる縣揮發庫跡に假廳舎の建築が成つて之に引移つた。當時、採つた應急措置の仔細に亘つて記るることは略するが、部内八幡橋派出所詰の羽根井巡査が、該地界隈の秩序著しく、紊れたるを憂ひ、二日正午頃、土地の有志新井國三郎外六名と相議り、一同磯子町に碇泊中の發動機船に塔乗して、横須賀軍港に急航し、鎮守府司令長官に面接して實情を述べ、其の結果同

夜十一時半巡洋艦五十錫外驅逐艦二隻の來濱を得、陸戦隊上陸して秩序の維持に從事し、日ならずして民心の安定を見るに至つたことは、實に當意即妙の殊功として特筆すべき事であると謂はなければならぬ。

五 戸部警察署

戸部警察署は戸部町六丁目に在つて、戸部町其の他市の西部一帯を管轄地域とする。震災の起るや、木造二階建の廳舎は、忽ち壁崩れ、瓦落ち、檐傾きて、大破程度に及んだけれども、半潰にも至らなかつた。署長遠藤警視は、之より先き午前十時頃所用あつて縣警察部へ出頭してゐて、署員一同は悉く廳外に避難し、兩三名の負傷者を出だすに過ぎなかつた。直に拘留囚及行政留置者七名を解放した上、専ら附近民衆の人命救助及避難場所の指示に従事し、午後一時には署長も歸署した。其の中、各方面に火災が起つたので、署長は署員を手別けして之に嚮はしめ、消防に従事すべき旨を命じた。當時水道斷絶したる上、烈風吹き荒んだこととて、猛火に對することは實に容易の業でなかつたのであるが、而も署員は地元住民と力を協はせて、或は破壊作業を爲し、或は溝水を注ぎなどして、必死の力を揮つた結果、兩三箇所は幸に火勢を挫き得て、遂に延焼を免かれしめ舍が竣工したので之に引移つた。

六 神奈川警察署

青木町・神奈川町・子安町一帯及市外の二村を管轄する神奈川警察署は、今次の震災に其の廳舎が幸に小破程度で、火災を免かれ、市内の七署中唯一の免災廳舎であつた。部内の各街は海岸方面に於て稍甚大の震害を見、所々に火災を伴ひ、合計三千餘戸を鳥有に歸せしめ、慘状を呈したのであるけれども、關内・關外方面の被害極めて劇甚なるに比すれば、大局より觀て先づ輕微であつたと謂はなければならぬ。當時署として火災の防止に努め、延焼を免れしめたのみならず、其の他避難民の救護・警戒警備等の應急措

置等に關し、多大の活動を爲したことは、他の署に於けると毫も逕庭はないのである。殊に本地域は災後の不穏状態が甚だしかつたのみならず、東京に赴く要衝に當ることとて、避難民の來往するもの潮の寄するが如く、各地方よりの來援者も概ね本地域を通過したこととて、之に處置するの要務は頗る繁劇を極めたのであつた。

七 横濱水上警察署

水上署は、海岸通一丁目なる西波止場入口に在つて、間口十間、奥行十二間三尺の木造二階建であつたが、第一震と共に廳舎は大破して、前方に傾斜し、殆ど半潰状態となつた上、直後一時間とも経たぬ内、隣接の縣測候所・縣港務部等を焼いた火は、直に延焼して、一物を取出だすの違もなく、忽ちにして類焼した。當日署内には、署長大川警視を始め警部警部補・巡查部長以下二十數名あり、監房には留置人一名あり、激震を感じるや、一同恙なく屋外に避難し、留置人に對しては直に大石を以て扉を打碎き、之を解放した。署の管轄する新波止場派出所も類焼し、谷戸橋辨天の二派出所も亦地盤と共に流失したが、北港口及子安の二派出所のみは小破程度であつた。尙ほ署の活動機關たる常用船は、小蒸氣船「やよひ」二隻の外に發動機艇六隻、端舟十一隻を有してゐたが、此内、荻一隻を残しただけで、他は悉く焼毀沈没又は行衛不明となつた。署の中、半ヶ谷巡查は、刑事被告人を押送して横濱區裁判所に在りし際、同廳舎倒潰の爲に壓死した。直後總て無一物のこととて、署長を始め署員は、只焼失廳舎の邊りを根據となし、之を假廳舎と思惟して、應急施爲に從事するの外はなかつた。港内の救護及警備としては、殘存の小蒸氣船荻號一隻と、二日取敢へず借り入れたる發動機船一隻とに依りて、辛うじて之に當つてゐたが、四日戒嚴令の發布と共に、警備事務は凡て軍隊に移ることとなつたので、署としては、主として物資の陸揚配給及海上避難民の輸送、罹災者の調査等に全力を注ぎ、尙ほ十二日よりは、縣訓令に基き、西波止場入口に檢問所を設けて、署員を配置し、又出入の内外船舶に對しては、高等係五名をして、一々臨検せしめ、非違を戒め、思想上の取締を爲した。

秩序の回復するに及び、元廳舎の隣接地に平家建の假廳舎を設けられ、二十二日より茲に事務を開き、引續き所々の假派出所も成り、尙ほ常用船は、其の後各種の艇船端舟等を一隻・二隻と民間より借入れて使用しつゝあつたが、十月三日、發動機船一隻を購入し、それを手始めとして、漸次に發動機船二隻及小蒸氣船一隻を購入し、殘存の荻號を合せて、茲に機械船の數は五隻となり、端舟も一時行衛不明となりしもの三隻を發見した外、別

に購入の分を加へて、間もなく災前の勢力に劣らざるに至り、署員一同引續き活動を爲しつゝある。

一五四

第十七節 神奈川縣港務部輸入獸類検査所

一 震災當日検疫所收容中家畜調

農 岩 原 田 竹 甲 田 門 兒 大	橋 慶 次	御 影 九	一六〇
商 崎 子 田 中 波 部 田	慶 龍 五 六 次	神 洋 丸	滿 洲 丸
務 正 勝 次 吉	正 太 郎	丸	日 英 五
省 輝 治 助 郎 郎 治	郎	九	四 二 五
伏 神 見 洋 丸	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一
一五三	三五	二八	一
一	一	五〇	一
一	一	一	一
一	一	二九	一
一五二	三五	三九	七〇
緬 蕃 食 用 牛	同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同	七〇
殖 用 牛	大 天 青 同 大 青	大 天 青 同 大 青	七〇
羊 用 牛	敦 連 島 連 津 島	敦 連 島 連 津 島	七〇

イ 管理 大地震が起ると同時に、厩舎は破壊或は倒潰して、動物は鎖を切つて、自由

一五五

に構内を駆け廻り、逃げやうとするので、當日は倒れかゝつた舎内へ追し込み、出入口を塞いで逃げるのを防いだ。翌二日は全部整理し、所有者別に繋いで、管理人及支那人牧夫に飼與管理させた。斃死動物は危険を恐れて埋めた。

ロ 飼與 罹災家畜中食用牛は、検疫期間短期であるから、輸入業者が補給する飼料は數日で差支へる程少量である。然るに震災の爲、二百十九頭の飼料が缺乏し、他より補給の道なく、全く困窮した。依つて空地より雑草を刈り來り、これを九月二十日の解放日まで給與したので、僅に餓死を免れたが、食牛は見るかけもなく瘦せ衰へてゐた。

ハ 飲料水 飲料水が缺乏したので、構内の各所を發掘した處が、第九牛舍脇で、深さ六尺の所から水が出た。海水の増減に依つて多少の鹽分を含んでゐたが、これを唯一の飲料水として、亦使用水にも用ひた。

ニ 輸入獸類検疫に關する應急措置

検疫所・検査所、並に獸類消毒所等は、使用の出來ないほど破壊された。當時收容家畜の飼料給水を消毒する器具・器械、消毒する薬品なども缺乏し、檢疫實施上、大なる困難を來した。獸醫官は斯る際に萬一家畜傳染病でも發生した時は、一大事であるから、家畜收容中は當分の間、横濱港へ輸入の家畜、並に其屍體消毒をする獸毛類の檢疫停止する

件を申請した。

大震災に依り、市内灌頭町に在る本縣港務部の輸入獸類検疫所、及び獸毛消毒所は、構内に至る所龜裂を生じ、建物は全部倒潰し、使用に堪へるものではなく、又市内山下町東波止場輸入獸類検査所は、全部倒潰後全焼し、獸類の繫留検疫及獸毛消毒は、實施不可能なるにより、設備復舊に至る迄、當分の内、横濱港に於て、輸移入家畜並に其の屍體(犬及支那アラビヤ以外の地より輸入移入せる鶴鷺を除く)及び消毒を要する輸移入獸毛類に限り、檢疫停止せるやう御詮議の上、至急發令方御取計相成様致し度、此段申請候也。

大正十二年九月二日

神奈川縣知事 安河内麻吉

農商務大臣男爵 田健次郎 殿

右九月三日附の申請に對し、農商務省から九月七日には布村技師、九月十日には佐藤技師、九月十二日山脇技師が來濱し、狀況視察の上、縣知事の申請した、檢疫停止方に關する件は、實狀に鑑み、臨機の措置なることを認め、同時に震災當時繫留中の檢疫未了の家畜の處分を先決として、一面將來の檢疫方針に關し、議すことに決し、九月十六日、小野獸醫官は内務省及農商務省に出張し、各省當局と熟議の結果、この際家畜牛の内特に食用

牛は、検疫をすることにした。その理由は、食用牛は輸入牛多く、且食量缺乏の際、民衆が安價な生肉を得るには、青島肉より他にはないからである。尙傳染病發生の場合には、英斷的措置を取ることを條件とし、検疫中並に隣接屠場に應急的假設備を施し、一回五十頭に限り、検疫を行ふこと、將來必要に應じて、漸次擴張することに協定した。九月十五日、次の如く農商務省告示第二百二十八號が發布された。取敢へず検疫構内にバラック牛舍二棟、飼糧置場、牧夫室、檢疫官詰所の建設に掛り、十月十二日に竣工した。隣接の屠場では震災の爲、竹内社長以下、重役全部死亡した。東京府下大崎町木村条丸、臨時に會社を代表して、九月十七日より修繕工事に着手し、十月二日竣工した。其後一二回食牛を輸入したが、一回五十頭では當業者が收支償はず、持久困難であると申出たので、更に頭數を増す計畫をなし、小野獸醫官は農商務省に出張し、其實狀を訴へ、協議の結果、山脇農商務技師が來濱して、視察の上繫留舎を増設することに協定し、既に十一月十五日を以て、別記の通り農商務省告示百五十九號が發布せられた。當時罹災地所在の屠場は多くは閉鎖し、屠殺牛の輸送困難の際、食用牛の輸入を繼續し、震災地に生肉供給は一機關となつて、滋養食量の補給に多大な功績を挙げた。輸入は頗る順調で、検疫も成績良好で、一度も牛疫は發生しなかつた。七月七日には別記の發令があつて、震災時

の検疫の制度は徹廢され、全く震災前の状態に復した。

農商務省告示第二百二十八號

神奈川縣横濱港に於て検疫すべきものは、大正十二年十月二日以後、當分の中、犬及び青島より輸入する一回五十頭以内の畜牛、並に綿毛・アルパカ・カシミヤ毛及肉屑等を除く外、その物に付き検疫をなすべきものは、他の検疫港に於てその検疫を行ふ。

大正十二年九月十九日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

農商務省告示第二百五十九號

大正十二年九月十九日農商務省告示第二百二十八號は左の通り改正す。

大正十二年十一月十五日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

神奈川縣横濱港に於て検疫すべきものは、大正十二年十月二日以後當分の中、犬及び青島より輸入する一回五十頭以内の畜牛、並に綿毛・アルパカ・カシミヤ毛及肉屑等検疫をなすべし。そ

の他は他の検疫所に於て検疫を行ふ。

一六〇

大正十二年九月十九日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

農商務省告示第二百五十九號

大正十二年九月農商務省告示第二百二十八號は左の通り改正す。

大正十二年十一月十五日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

神奈川縣横濱港に於て検疫すべきものは大正十二年十一月十五日以後當分の内犬鶏鷄青島より輸入する一百頭以内の畜牛並に綿羊毛駱駝毛アルパカ・カシミヤ毛及び肉屑皮類を除く外其の物に付き検疫をなすべきものは他の検疫港に於て其の検疫を行ふ。

農商務省告示第十六號

大正十二年十一月農商務省告示第二百五十九號は之を廢す。

大正十三年七月七日

農商務大臣 高 橋 是 清

四 検疫所設備の應急措置

大正十三年一月十六日起工十月二十五日竣工正門建坪十八坪半一棟事務所宿直室、消毒室各一棟附屬便所。

大正十二年十月十日起工十月二十四日竣工食用牛檢疫應急設備として敷地三百坪を地ならし假牛舍三棟調理室牧夫室檢疫官詰所各一棟假牛舍三棟建坪八十五坪、五四頭收容二棟十四頭收容一棟調理室及牧夫室一棟建坪十五坪飼料置場調理室牧夫二區劃檢疫官詰所一棟建坪二坪二合五其他檢疫官事務室及藥品置場檢疫所及び検査所復舊工事に關しては大正十二年九月二十三日其計畫をたて内務省當局と折衝を重ねること前後數十回にして之が經費支出の令書を受理した大正十二年二月三日より工事に着手し同年の七月に竣工した十三年七月七日檢疫制限撤廢と同時に總ては震災前の狀態に復した。

五 震災當時繫留せる家畜の解放處分

震災當時は多數の動物を收容してゐたので飼料飲料水の缺乏に困窮した食用牛の如きは瘦せ衰へて今にも餓死しさうであつた當業者は保護政策上家畜の處分法

に就いて、農商務省に稟議した結果、東京方面の輸入業者は、當局が斡旋することを主張し、左記の方法に依り、繫留家畜の解放を實施した。

大正十二年九月九日

農商務省畜産局長

神奈川縣知事殿

支那畜牛屠殺に就いては、貴縣輸入獸類検疫所隣接の屠場に於て施行の事に相成候處、今回の震災により、該屠場破壊し、使用不能に陥り候。ついでには速に應急設備相成様致度、尙此の際臨機の措置として、現在の繫留の畜牛は、東京大崎屠場に於て屠殺せしめ度候。然る可く御配慮相成度候。

追而打合せの爲め、佐藤技師派遣致す可く候條、御承知相成度候。

右の實施に就いて、佐藤農商務技師は來濱して、檢疫官と熟議を遂げ、東京方面に向ける食用牛は、左記の條件を嚴守して、東京府下大崎町帝國中央屠場株式會社經營の大崎屠場で屠殺することを合議した。尙當業者及び東京方面的警戒と、防疫施設は、農商務省及び警視廳に於て、監督をすること依託した。

合議條件

一 震災當時検疫所に收容中の東京方面へ仕向けの食用牛は、今回に限り、大崎屠場を指定する事。

一 解放頭數は、一日五十頭以内を制限すること。

一 検疫所より解放せる頭數は、屠場到着の場合即日全部屠殺を終らしむること。

一 解放牛の輸送は、海路又は、陸路を輸送し、陸路徒步輸送の場合は、國縣道を經由し、神奈川縣と東京府下の管轄境界を六郷川と定め、相互に於て、途中防疫獸醫一名を派遣し付添はしめ、途中警戒規約遵守、消毒及事故發生の際は、處置等を監督の任に當らしむること。

一 輸送の際には、必要なる消毒藥品及汚物掃除器具を携帶せしめ、萬一死體處分を要するが如き事故を生じたときは、現所に於て處置し、消毒の完了するにあらざれば、其の地を移動せしめざること。

一 防疫上事故發生の場合は、管轄地の當局へ公報し、英斷的措置を施すこと。

一 牛三頭毎に一名の割にて、人夫を使役し、又十頭に對し、一名の補助人夫を付添はしむること。

一 當業者は豫め充分に其の注意を徹底せしめ、監督者の指揮命令を遵守し、規約違反をなしたる場合は、處罰することを約定すること。

一 今回の計畫は、將來の惡例とならざることを絶對條件とすること。

斯くて輸送する道の状況を観察したところが、街路・橋梁到るところ破壊して、輸送は甚だ困難であることが解つた。且掠奪が諸々に行はれるといふので、途中規約を實施するには、更に警戒する必要があるので、小野獸醫官は神奈川青木町南地の戒嚴司令部

に、食牛輸送に對し、軍隊の警備を頼んだところ、直に承知して、磯子方面警戒隊本部歩兵第五十七聯隊長宛に、港務部より依頼あつた時は、武装せる歩兵若干名で警護させよといふ命令書を受たので、陸路輸送許可の旨を輸入者等に通告し、早速實行に著手せしめた。九月十三日、東京方面の輸入業者は、準備を整へて來たが、牛を愈々牽き出さうとした。連日の飼糧不足と、給水の不足に、牛は疲勞してゐて、とても東京まで歩かせることは出來なかつた。依りて水路輸送に變更して、當業者は漸くのこと、山羊二三十頭を積める駁船を得て、曳船に依つて品川沖に回漕し、大崎屠場に最も近接した地點に著き、當日屠殺すべき頭數を陸揚げして、前項の約定を履行した。警視廳當局の監督の下に、屠場に繋付け屠殺することに協定した。再び左記の條件で、第二回輸送をやつたところが、成績頗る良好で、且安全な結果を得た。引續き十月十四日より十月二十日までに、通計八十八頭を七回に海路輸送で、東京方面の食用牛の全部を解放した。某所有者の牛が一頭斃死しただけで、他に事故はなかつた。

水路輸送の規約

一、曳船内に検疫官が適當と認むる責任者を同乗せしむること。

一、船内に於て牛が死んだ時は、死體は検疫所に返却處分をなすこと。

一、船内に汚物用四斗樽二個、掃除具及消毒薬を携帶せしむること。

一、檢疫所へ返還した汚物は、檢疫所に於て處分すること。

一、航海中の事故、陸揚げ後の状況、屠殺數は、檢疫所に報告すること。

次に横濱市内の當業者は、食用牛に對しては、倒壊した隣りの屠場の一部を供用し、必要な應急修繕を施し、縣當局と協議し、衛生上遺憾のない程度で、毎日少數の屠殺を命じ、九月十一日より同月二十日までに、通計八十七頭を解放した。

イ、食用豚二十六頭も隣接屠場に於て屠殺し、一部は東京方面へ屠肉として供給し、九月二十三日に解放した。

ロ、八月十一日、英國から輸入した種用牡豚は、檢疫の結果、肺疫と決定したので、隔離して治療をなし、十月八日まで豫防接種を施した。健康次第に恢復したので、輸入者に、當分隔離し、豫防注射を繼續するやうに勸告して、十月十四日、假解放をなし、健康恢復の場合は、檢疫官が出張して再診することにした。一月十三日、檢診の出願があつたので、小野醫官が檢疫した。

ハ、政府輸入の綿羊一百五十頭は、農商務省畜産課に於て、一時支部種羊場へ避難される計畫で、九月二十四日、鐵道開通と同時に無事輸送した。

是より先き、平時には輸入獸類檢疫が終つた時には、稅關へ通知を發し、通關手續を終らなければ、一切解放しない規定であつたので、獸醫官は取扱ひ手續に關し合議の結果、

震災時に於ける繫留動物に限り、検疫官に解放及び處分方法を一任し、解放の後、物件及び數量を通知することとした。九月二十二日附総百五十一頭、九月二十五日附食用牛二百七十一頭、食用豚二十六頭及び、種豚一頭の解放済みの通知を發した。左に解放家畜の數表を示す。

罹災食用検疫成績

(船名)	(收容月日)	(收容頭數)	(解放居場へ)	(解放居場へ)	(計)
御影丸	八月二十日	二七四	一一	一一	四一
洋丸	八月廿七日	三八	二四	二四	三八
日清丸	八月廿七日	五〇	一五	一五	五〇
英丸	八月卅一日	一五	一一	一一	一一
(計)		一五〇	三七	三七	三八

罹災輸入豚検疫成績

(船名)	(收容月日)	(收容頭數)	(解放居場へ)	(解放居場へ)	(計)
神津丸	八月廿七日	三五	一一	一一	一一
伏見丸	八月十一日	一	一〇四	一〇四	一〇四

罹災綿羊検疫成績

(船名)	(收容月日)	(收容頭數)	(解放居場へ)	(解放居場へ)	(計)
アラビヤ丸	八月二十九日	一五二	二六	二六	二六
			一一	一一	一一

支部種羊場へ避難

震災當時神奈川縣輸入獸類檢疫所の帝國中央屠場に於て屠殺せる支那產食用牛屠殺數は左の表の如し。

(居殺)	(大橋慶三郎)	(阿部五六七)	(門田漁次郎)	(見波吉郎)	(川口善次)	(甲子正治)	(合計)
(居殺)	牝	牡	牝	牡	牝	牡	
九月十四日	一八	一六	一七	一三	一三	一三	
同	一三	一五	一五	一三	一三	一三	
同	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
同	八	一	一	二	三	三	
同	五一	一四	一四	一四	一四	一四	
同	一五	一五	一五	一五	一五	一五	
同	一七	一五	一五	一五	一五	一五	
同	五	六	六	六	六	六	
同	二二	一五	一五	一五	一五	一五	
同	三七	一六	一六	一六	一六	一六	
同	六七	一五	一五	一五	一五	一五	
同	一	一	一	一	一	一	
同	一	一	一	一	一	一	
同	四	一	一	一	一	一	
同	一	一	一	一	一	一	
同	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
同	一五	一五	一五	一五	一五	一五	
同	七五	三八	三九	三九	三九	三九	
同	一八	一九	一九	一九	一九	一九	
(通計)	三一	三二	三三	三三	三三	三三	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六一	三五	八	一	二	三	
(通計)	三一	三二	三七	一	一	一	
(通計)	六二	三					

力しなければならないので、九月四日、獸醫官は職務の分掌を定め、専ら勤務の統一を計り、特に負傷者救護に従事した。九月二日、福田衛生課長と協議し、罹災負傷者に急救治療を施すことの承認を得て、負傷者の治療に従事した。又市民の食糧輸送、罹災者保護、外國人保護等に力を盡した。

尚獸醫官等は、警備係、食糧係、連絡係、救護係、夜警係等の各勤務に分けて、各自これを分擔して、活動した。二日後、市内各所から流言蜚語が傳へられ、各自の家庭を放任しておるのは危険なので、獸醫官は家族全部を検疫所に召集し、相互一團となつて、睦しく實務に當つた。又検疫所の構内に各自協力して、假宿泊所を急造し、一同合宿することになつた。家族は自ら進んで職員來客の接待、傷病者の看護、罹災者慰問等に盡力した。九月十一日より港務部の事務開始するや、小野獸醫官、三橋獸醫官、補宮原檢疫官、齋藤守警取締等が應援した。

間もなく市内一般に秩序が回復したので、九月廿四日には合宿所を解散し、夜間の警戒は、宿直員を設けて交代に勤めた。食糧及び他の配給に關しては、獸醫官が縣廳及び市役所に出頭し、市の田村庶務課長に合議し、檢疫所内避難民五十五名、隣接屠場管理人家族人員八名、繫留動物牧夫十八名、船塵消毒所員五名、長濱檢所員四十五名の食糧を

別に配給してくれるやうに交渉の結果、磯子町方面へ配給の際、配給してくれることになつた。九月十日以後配給は、港務部本部より受けた。

發動機艇及自動車の運用　震災當日から常務を廢することは出來なかつたので、直に實施の用意をした。而し本部と本港とは遠く離れてゐたので、若し交通機關が杜絶した時には、實務の遂行上不便で、最も苦痛とするところであつた。然るに常備の發動機艇鳩丸は本部に回航してあり、破損はしていないが、モーターオilがない爲め、使用せずあるとのことであつたから、五日午後直に検疫所に回航するやうに機關士に命じた。當夜途中で故障を生じ、翌六日早朝検疫所に回航した。而し揮發油が缺乏してゐて運轉が出來ないので、禪馬工場、各自動車會社等あらゆる方面を探索して、漸く八幡橋の金澤自動車會社からモーターオilを手に入れ、運轉が出來たので、直に河線連絡通路を調査したところ、途中橋梁墜落し、護岸は崩壊してゐたので、交通することが出來なかつた。更に海面連絡を開始した。同日午後磯子自動車會社からモーターオil二十二罐を購入することを得た。其の後は日々の連絡事務検疫船へ臨検等の常務は、極めて敏活且遺憾なく遂行された。殊に中村町から磯子方面一體の市民救濟係小宮山市主事の活動は、非常な功績を擧げた。又稅關倉庫からの配給米の輸送にはいつも敏捷に援助した。

續いて陸上交通機関の計畫をなし、市内を捜査せしめ、九月十日根岸町セールフレイザー自動車會社から乗用自動車一臺を徵發し、水陸交通の便を與へたのは、顯著なる活動であつた。

第十八節 神奈川縣測候所

第一冊八九頁以下を見よ。

第十七節 震災直後に於ける市内官衛公署の立退場所

横濱市内の諸官衛は、震災後の應急執務を左記に假設した。（九月以降十一月まで）

神奈川縣廳	櫻木町海外渡航検査所内
神奈川縣役所	櫻木町中央職業紹介所内
横濱地方區裁判所	海外渡航検査所内
横濱稅關	西戸部山王山稅關長官舍内
生絲検査所	從前通り
航路標識管理所	同前
横濱刑務所	同前
神奈川縣港務部	コレア丸
横濱稅務署	西戸部町池坂一六〇四
横濱郵便局	高島町社會館
長者町郵便局	從前通り

神奈川郵便局 青木小學校
 横濱驛前郵便局 從前通り
 市水道瓦斯局 中央職業紹介所内
 市電氣局 從前通り
 伊勢佐木警察署 太田小學校内
 戸部警察署 縣立第一中學校内
 加賀町警察署 三井物産内
 寿警察署 中村町
 山手警察署 舊廳舍前
 神奈川警察署 根岸町成和商會内
 水上警察署 舊廳舍前
 植物検査所 根岸町三一三〇(所長青木町桑名伊之吉方)
 紬業試驗場 西戸部町九六三稅關官舍芳賀方

第三章 教育

第一節 官立諸學校

横濱高等工業學校

市内大岡町なる横濱高等工業學校は、大正九年一月の設立に係り、震災前に在つては、市内及縣下に於ける唯一の直轄専門學校であつた。今次の激震では、煉瓦造の書庫及鐵筋ブロック構造の動力室が倒潰し、他の建物も半潰乃至大破し、破損を見なかつたのは講堂及印刷所だけであつた。當時學校は暑休中で、生徒は一名も居合はさなかつたけれども、授業開始も遠からぬので、校長以下職員・傭人等二十餘名登校し、夫々準備中であつたが、何れも速早く校庭に避難し、輕傷者一名を出だしたに過ぎなかつた。然るに震後數分にして、電氣化學科實驗室の蓄電池及應用化學實驗室の薬品より發火したので、一同は直に消防に著手したが、水道が悉く斷水してゐたので寸效なく、已むなく、破壊消防に努むるの方、辛うじて重要書類の幾部を校庭に搬出したに過ぎなかつた。其うち火は折柄の強風に勢を得て、見るゝ各建物に延焼し、遂に應用化學科實驗室事